

平成 19 年 第 4 回

高森町議会 12 月定例会会議録

平成 19 年 12 月 10 日 開会

平成 19 年 12 月 17 日 閉会



高 森 町 議 会

1 2 月 1 0 日 (月)

(第 1 日)

平成19年第4回高森町議会定例会（第1号）

平成19年12月10日
午前10時16分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

10番 後藤 英範君

1番 立山 広滋君

日程第 2 会期の決定について

(1) 会 期（8日間）

自 平成19年12月10日

至 平成19年12月17日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
12月10日（月）	本会議	提案・説明・質疑・付託
12月11日（火）	休 会	各委員会
12月12日（水）	〃	各委員会
12月13日（木）	〃	各委員会
12月14日（金）	〃	各委員会
12月15日（土）	〃	
12月16日（日）	本会議	一般質問
12月17日（月）	〃	討論・採決

日程第 3 議案第52号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

日程第 4 議案第53号 公有財産の取得について

日程第 5 議案第54号 職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

日程第 6 議案第55号 政治倫理の確立のための高森町長の資産等の公開に関する

る条例の一部改正について

- 日程第 7 議案第 5 6 号 高森町情報公開条例の一部改正について
日程第 8 議案第 5 7 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第 9 議案第 5 8 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 10 議案第 5 9 号 高森町税条例の一部改正について
日程第 11 議案第 6 0 号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 12 議案第 6 1 号 高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部改正について
日程第 13 議案第 6 2 号 高森町奥阿蘇特産品加工場条例の一部改正について
日程第 14 議案第 6 3 号 高森町観光交流センター条例の一部改正について
日程第 15 議案第 6 4 号 高森町営住宅条例の一部改正について
日程第 16 議案第 6 5 号 高森町特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
日程第 17 議案第 6 6 号 平成 1 9 年度高森町一般会計補正予算について
日程第 18 議案第 6 7 号 平成 1 9 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第 19 議案第 6 8 号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 20 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 1 番 | 立山広滋君 | 2 番 | 森田勝君 |
| 3 番 | 田上更生君 | 4 番 | 甲斐直三君 |
| 5 番 | 甲斐廣國君 | 6 番 | 後藤和昭君 |
| 7 番 | 甲斐正一君 | 8 番 | 相馬俊行君 |
| 9 番 | 三森義高君 | 10 番 | 後藤英範君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(14名)

- | | | | |
|------|-------|--------|-------|
| 町長 | 藤本正一君 | 教育長 | 渡邊哲郎君 |
| 総務課長 | 岩下健治君 | 住民福祉課長 | 佐伯秀和君 |
| 税務課長 | 桐原一紀君 | 産業観光課長 | 後藤正三君 |

建設課長	瀬井公吉郎君	会計課長	佐伯実範君
教育委員会事務局長	色見隆夫君	総務課長補佐	村上源喜君
住民福祉課長補佐	長尾和博君	税務課長補佐	後藤秀希君
産業観光課長補佐	甲斐敏文君	建設課長補佐	後藤和幸君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古澤建生君	議会事務局係長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開会 午前10時16分

-----○-----

○議長（三森義高君） 大変お待たせをいたしました。会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。本年もいよいよ押し迫りまして、緊急事案のない限り、本定例議会が納めの町議会になろうかと思えます。この際、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、年末、何かとご多忙の折り、ご参集いただきまして、心からお礼を申し上げます。

まず、全国町村長大会が、11月28日に開催されました。それに私も出席をし、その概要を皆様方にご報告申し上げたいと思えます。

さらに、私どもの財政面につきましても、さらに拡大を続けております地域間格差の解消を目指しまして、新たな発想と地域特性や資源を生かした施策を展開しながら、豊かな住民生活と個性あふれる地域社会を実現するとともに、これに必要な財政的自立のための財源を確保することが不可欠ということから、次のような決議をいたしました。

第1に、地方交付税の持つ財源調整・財源保障機能を堅持するとともに、農山漁村の持つ多様な機能を財政需要の算定に反映するよう、その算定方法を見直し、地方交付税の総額を復元すること。第2に、町村が自主的な地域づくりを進めるための安定的な財政運営を行えるよう、税源移譲と偏在性の少ない地方税の体系を構築すること。第3に、過疎地域集落をはじめとする農山漁村の総合的な対策の充実強化を早急に図るとともに、過疎地域自立促進特別措置法に引き続き、新たな施策を講じること。第4に、少子高齢化の進行に対応した医療・保険・福祉政策を強力に推進すること。第5に、道路特定財源の現行税率を堅持し、市町村に対する配分割合を高めて、その拡充を断行すること。第6に、市町村合併はいかなる形であれ、強制はしない、以上の6点について、その実現を図るよう、強く要請がなされたところでございます。

その他に、全国治水砂防促進大会、簡易水道促進大会、道路整備の促進を求める全国大会、全国過疎地域自立促進連盟総会などに出席をし、要請活動を行ったところでございます。どの会場におきましても、中央と地方の格差是正の声が叫ばれておりました。今後とも、機会あるごとに要望を続けてまいりたいと、そのように思っております。

また、県におきましても、12月2日の日に、日曜日でございましたが、県の地下会場におきまして、真の地方財政を維持するという大きな大会が行われました。三森議長にも参加をしていただき、県・町村、48市町村になりますが、全員ご参加のもとに、大きな大会がございました。

いろんな、私の町の方も先月の、11月13、14日とDMVの試行を夜間に行いました。大変好評であったかなと思っておりまして、また、来年の3月20日から3日間ほど、はっきりは決定はいたしておりませんが、予定で今度は試乗を昼間にやろうというようなお話が出ております。是非、皆様方にもご参加をいただき、そして、是非、南阿蘇鉄道の分に関しても、ご協力をお願い申し上げたいと、そのように思っております。

また、おかげさまで、南阿蘇鉄道の方も20周年を迎えまして、今年が21年目になりますが、20年記念切符ということで、割り箸の有価証券みたいなものをつくってございます。今回、商工会の方にお願ひしまして、約300万ほど、約3,000枚ほど購入をしていただきました。各商工会の方からも、地域の方々に配布されるというふうにお聞きをいたしておりますので、是非、有価でございますから、是非、利用していただきたいと、是非、町民の方にも、皆様方の方からもご説明をしていただければ、なお一層ありがたいかと、そのように思っております。

本年も議員の皆様方におかれましては、数困難な問題が山積みいたしました中において、町民の代表として、重責を全うされ、本町の発展と町民福祉増進のために、絶大なるご尽力を賜りましたことに対し、深く敬意を表しますとともに、心からお礼を申し上げます。

いよいよ厳寒に向かいますことから、皆様方には切にご自愛くださいませ、ご多幸な新春をお迎えになりますよう、心からお祈りを申し上げます次第でございます。

さて、今次定例議会におきまして、条例案13件、予算案2件、その他の事件につきまして、議案2件を合わせて17件のご審議をお願いを申し上げるところでございます。議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきたいと存じますが、何とぞよろしくご審議をくださいませ、ご決定を賜りますよう、お願いを申し上げ、あいさつといたします。よろしくお願ひを申し上げます。

-----○-----

○議長（三森義高君） どうも、ありがとうございました。

ただいまから、平成19年第4回高森町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三森義高君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番 後藤英範君、1番 立山広滋君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（三森義高君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 甲斐廣國君。

○議会運営委員長（甲斐廣國君） おはようございます。5番 甲斐です。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成19年第4回高森町議会定例会の会期については、本日12月10日から12月17日までの8日間と決定しております。以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月17日までの8日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第52号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

○議長（三森義高君） 日程第3 議案第52号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） おはようございます。

それでは、議案第52号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について、提案理由をご説明いたします。

新旧対照表を見ていただきたいと思います。広域行政事務組合では、3条の表

中、第15号に係ります業務、結核予防法・老人保健法・労働安全法に基づきます健康診査・予防等に関する事務、いわゆる健診業務でございます。を行ってまいりましたが、平成19年度をもって、事業を終了することとなったために、組合規約を変更するものでございます。また、15号を削るため、16号、17号を1号ずつ繰り上げ、それぞれ15号、16号とし、第11条の条文を整理いたすものでございます。

関係市町村の同文議決案件となっております、施行日は、来年4月1日からとなっております。

慎重ご審議をいただきまして、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号についてを採決します。

本件については、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第53号 公有財産の取得について

○議長（三森義高君） 日程第4 議案第53号、公有財産の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） おはようございます。

議案第53号で提案いたしました公有財産の取得について、ご説明いたします。

まず、誠に申し訳ありませんけれども、議案第53号を開いていただきたいと思います。

ますが、その中の4、取得の相手方、高森町大字高森706番地、「岩下勝尚」と名前がありますが、「ひさ」の字が「久しい」という字が間違っておりました。これを「尚」の字ですね。「和尚」の「尚」の「尚」字ですけども、「ひさ」の字が「尚」となっております。大変申し訳ありませんでした。お詫び申し上げます。

今回の提案は、第2回定例会で予算の議決をいただきました湧水トンネル公園の駐車場用地を取得するために、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、提案するものであります。

なお、農地法に関する農業委員会の許可については、平成19年9月21日に下りております。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、お願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

こういう議案を出す場合に、全く、私達もこの場所がわからんわけですけども、簡単な地図でも付けていただくと、結構かというふうに思っております。

このことについては、もう反対するわけでもございせんけれども、今、やっぱり非常に財政が厳しい中で、だんだん、こういう財産を求めていくのにどうかという気持ちもするわけでございますが、湧水トンネル、年々、入場者も減りつつある中で、また、いっぱい周囲に駐車場が、借地ですか、あるようでございますけれども、その利用率、利用状況ですね、いろいろ七夕祭りとか、今度は12月、ファンタジーがありますけれども、七夕祭りあたりに、私も今年は全然出席をしておりせんけれども、どういう状況であるか、まだ、あれでも足りないのかどうか、そういった点、お聞きをしたいというふうに思っています。

よろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。自席からどうぞ。

○産業観光課長（後藤正三君） 今のご質問に対しまして、大変申し訳ありませんでした。第2回定例会の時に、かなりそこら辺、ご説明申し上げていましたので、今回は付けてませんで、大変申し訳ありませんでした。

駐車場の利用状況についてですけども、大体、平成18年度で21万人ぐらいです。今年度が、少し下がりがまして、11月現在で16万人ということになっております。それから、駐車場の状況ですけども、なぜ財産の取得をするかと申しますと、町が借用している土地の所有者の方もどうしても処分をしたいというご相談が

ありましたので、町といたしましても、駐車場がなくなりますと大変なことになりますので、それで、取得を考えております。

駐車場の利用状況ですけれども、基本的には、夏場につきましては、普通の日でも上の駐車場と下の駐車場の夏休み時期になりますと、大体、下の駐車場3分の1程度は埋まります。それから、土曜日曜、夏休み、7月から9月ぐらいまでにかけてですけれども、土曜日曜では7割・8割はまず入ります。それから、満車の状態、下の駐車場ですね、上もありますけれども、上は当然、満車になるんですけれども、今度、買おうとしている駐車場の7割・8割ぐらいは、大体満車になると。これまでは、この土地がなくなりますと、この土地と今日の相馬議員さんの土地をお借りしているんですけれども、この土地がない以前は、小学校のグラウンド等を借りておりました。これにつきましては、教育財産で、土曜日曜の都度借りるということについては、非常にやっぱり問題があると、それから、以前は、私も近くに住んでいるんですけれども、道沿いにかなり止められていて、近辺の住宅の方がちょっと迷惑するという状況もございました。それで、これまで借りていた土地につきまして、何とか購入したいと。トンネルの収入につきましては、こういう駐車場があるからある程度収入があるということで、置き場がなければ、それだけお客さんがどうしても入れませんので、収入が上がるというよりも、多分、近所のいろんな迷惑になるのかなと思っております。そういう理由で、今回、提案しております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 議案第54号 職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

○議長（三森義高君） 日程第5 議案第54号、職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第54号、職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、提案理由をご説明いたします。

今回、ご提案を申し上げました本条例につきましては、地方公務員法の一部改正に伴いまして、法第26条の5において、自己啓発等休業の規定がなされたことにより条例の制定でございます。

自己啓発等休業でございますけれども、これは、職員に自己啓発及び国際協力の機会を提供することを目的として、職員が自発的に大学等における就学や国際貢献活動のために職員としての身分を保有しつつ、職務に従事しない無休の制度でございます。休業の期間といたしましては、大学等課程の履修のための休業にあっては、原則2カ年間、国際貢献活動のための休業にあっては3カ年間といたしております。

また、5条の奉仕活動におきまして、独立行政法人国際協力機構法に基づく開発途上地域における奉仕活動の他、現在まで国際交流で友好関係のありますモンタナ州カリスペル市での奉仕活動も対象といたしております。

第6条から9条では、承認の申請・期間の延長・承認の取り消し等を規定し、また、10条におきましては、職務復帰後における号級の調整を規定いたしております。

施行日は、平成20年1月1日といたしております。

どうぞ慎重ご審議をいただきまして、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、総務常任委員会に付託すること決定いたしました。

-----○-----

日程第6 議案第55号 政治倫理の確立のための高森町長の資産等の公開に関する

条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第6 議案第55号、政治倫理の確立のための高森町長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第55号、政治倫理の確立のための高森町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

今回、提案をいたしました条例の一部改正につきましては、提案理由にも掲げておりますように、郵政民営化法等の制定、及び証券取引等の一部改正がなされたことによりまして、郵政公社の解散及び新会社の設立によりまして、郵便貯金・通常郵便貯金という言葉が使われなくなりました。また、証券取引等が改正されまして、金融商品取引法に改められたことなどによりまして条文の整理を行ったものでございます。

施行日につきましては、郵政民営化法等の施行の日に合わせ、平成19年10月1日からの適用といたしております。

以上、ご説明を申し上げますが、慎重ご審議をいただきまして、ご決定くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、総務常任委員会に付託すること決定いたしました。

-----○-----

日程第7 議案第56号 高森町情報公開条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第7 議案第56号、高森町情報公開条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第56号、高森町情報公開条例の一部改正についての提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましても、前議案同様、郵政民営化法等の制定に伴います条文の整理でございまして、第7条2項中、日本郵政公社がなくなりましたので、これを削除するものでございます。

施行日につきましては、同じく、郵政民営化法の施行日に合わせ、平成19年10月1日からの適用といたしております。

慎重ご審議をいただきまして、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げ、説明いたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号についてを採決します。

本件については、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号、高森町情報公開条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第57号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第8 議案第57号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第57号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての提案説明をいたします。

今回の条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児に関する法律が改正されまして、育児のための短時間勤務制度が導入されたことによるものであります。

この短時間勤務とは、職員が職務を完全に離れることなく、育児を行うことができるよう、常勤職員のまま、育児のため、短時間勤務を認める制度でございます。

職員は、この制度の導入によりまして、任命権者の承認を受けて、小学校就学の

始期に至るまでの子供、いわゆる満6歳に達する以後の最初の3月31日までの子供ということであります。その子を養育するため、常時勤務を要する職を締めたまま、条例で定めるいずれかの勤務の形態によりまして、職員が希望する日、及び時間帯において、勤務することができることとなります。その他、1週間の勤務時間、週休日及び勤務時間、地域の勤務時間以外の時間における勤務等の範囲を定めております。

なお、給与等におきましては、当該職員の1週間当たりの勤務時間に応じた支給割合ということになります。

以上、ご説明を申し上げましたが、慎重ご審議をいただきまして、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号についてを採決します。

本案については、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第58号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第9 議案第58号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第58号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明を申し上げます。

本改正条例もまた、先の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例と同様、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正がなされたことによ

ります条例の改正でございます。

内容といたしましては、再度の育児をすることができる特別の事由の追加、育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整に関する規定の改正、育児短時間勤務制度及びそれに伴う短時間勤務制度の導入に係る規定の追加、部分休業の承認要件の緩和などを規定しております。その他、育児休業法が条例に委任しております条番号等を追加、文言の修正を行っております。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重ご審議いただきまして、ご決定賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、議案第58号についてを採決します。

本件については、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第59号 高森町税条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第10 議案第59号、高森町税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 桐原一紀君。

○税務課長（桐原一紀君） おはようございます。

それでは、議案第59号、高森町税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、先の国の三位一体の一環として、国から地方への税源移譲に伴いまして、住民税と所得税の税率の構造が変更になりました。すでに、本年1月から所得税が減りまして、その分、6月から住民税が増え、基本的には、税源の移し替

えて、所得税と住民税の合計額は変わりませんが、平成11年から景気対策のため、導入されました定率減税の制度が、本年廃止となったことに伴いまして、住民税の負担の増が生じてまいりました。したがって、住民税の納期の3期を4期に改善いたしまして、納税者の負担軽減を行うために、本条例の一部を改正するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、総務常任委員会に付託すること決定いたしました。

-----○-----

日程第11 議案第60号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第11 議案第60号、高森町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） おはようございます。

それでは、議案第60号、高森町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

この改正は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴いまして、条例を改正するものでございますけれども、その内容は、現在、納付書で納付いただいております普通徴収に加え、65歳以上74歳以下の方を対象に、年金から直接徴収する特別徴収制度を取り入れたことによるものでございます。

ただし、その家庭に65歳以下の被扶養者がおられたり、また、年金の年収が18万円以下の家庭につきましては、従前どおり普通徴収となっております。

以上、今回の改正点を説明させていただきましたけれども、ご審議の上、決定いただきますように、お願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第12 議案第61号 高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第12 議案第61号、高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） それでは、引き続き、議案第61号で提案いたしております高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

これは、少子化対策の一環で、熊本県の単独事業として行われております保育園及び幼稚園に通園する児童で、3人以上が同時に入所している児童のうち、第三子以降が保育園に入所している児童の保育料を、現在の2分の1軽減から全額免除ということに改正するものでございます。

ご審議いただきまして、決定いただきますよう、お願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第13 議案第62号 高森町奥阿蘇特産品加工場条例の一部改正について

- 議長（三森義高君） 日程第13 議案第62号、高森町奥阿蘇特産品加工場条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。産業観光課長 後藤正三君。

- 産業観光課長（後藤正三君） 議案第62号で提案しました高森町奥阿蘇特産品加工場条例の一部改正について、ご説明いたします。

今回の改正は、平成20年4月1日から予定している加工場の管理を指定管理者制度へ移行するために、必要な条例改正を行うものであります。

なお、当施設は、指定管理者の指定の手続条例の規定に関わらず、つまり、公募を必要としない方法により、指定管理者の選定を行おうとするものであります。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。2番 森田 勝君。

- 2番（森田 勝君） 2番 森田です。

ただいま、加工場条例の一部改正についてという話がありました。私は、この問題につきまして、町長のご意見をお聞かせ願いたい。

この物産館ができて、加工場が後ろにできているわけでございます。これの話を聞きますと、全額町補助、それから、個人の融資はなかったという話を聞いておまして、本当に町のためにできた加工場が、私達に言いますならば、全然、町のためになっていないという考えを受けるわけでございます。

ましてや、町でつくってもらったものの本人は、電気料から水道代、いろいろ自分で金も出さないで利用ができたという話を聞きまして、本当に残念に思っているわけでございます。これを農業に例えますならば、「土地も買って、家も建てて、肥料も農薬もやるから、あんた、これで百姓しなさい」というような感じを、私は受けるわけでございます。

これにつきまして、町長は、どのような考えで、これを実行されたのか、お伺いいたします。

- 議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、2番議員さんのご質問でございますが、当初、物産館というところで、名を連ね、組合組織というのがございまして、私のちょっと前でございまして、組合組織ができて、いろんな組織をやりながら、あまりにも町の負担が多すぎるということで、いろんな諸問題が出てきました。電気料問題、それこそ水道、浄化槽問題と、いろんな諸問題がありまして、大変、前議員さん方にも大変苦慮されて、今、改革を一つ一つやっているところでございます。当初の計画をなされて、また、あそこに実施される建物を建てるということは、ちょっと私もその時点には、私もまだわかりませんものですから、その後、引き継いできている状態で、本当に今、おっしゃいましたように、あまりにも持ちつ持たれつじゃなくて、反対に上げ膳据え膳というような感じでございました。その分は、十分、私になりましてから、早急に解決しなさいということで、いろんな指示をして、今やっと、ここまで来ているところが現状です。

早い話が、当初から、そういう目的のもとに、物産館、草部地域の一つの活性化の起爆剤となればということで、当初の目的がございまして、今、実際に、ハム工場をなされておりますが、ドイツかフランスかわかりませんが、わざわざ3人共同ということで、勉強をなされ、もちろん、あそこでやると、それと、また、後ろの婦人会の方、地域の方々が地域のいろんな物産をつくるために、いろんな設備をしてございますが、そこも、うまく事業ができていなかったということが現状でございます。私になりましてから、婦人会の方々に5名か6名か、ちょっと把握はしておりませんが、今、いろんなお菓子をつくって、また、そのお菓子は必ず、その物産館に出していただくと、そのような条件のもとに、今、お話を進めておるところでございます。やっと、今、私もここまで改革ができていきよるかなと、今、そのようなところが本心でございます。

内容につきましては、担当課長の方からご説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。自席からお願いします。

○産業観光課長（後藤正三君） まず、特産品加工場の状況ですけれども、奥阿蘇物産館の特産品加工場につきましては、平成6年4月に開設されております。その時につきましては、草部地区だけに限定された山村振興事業ということで実施をしております。その中で、ハム加工場につきましては、本来の当初の目的ですけれども、地元養豚農家さん等もいらっしゃいます。そこと連携して、ハム加工の地元の養豚場から入れて、ハム加工をやって、草部地区の特産品にしようと、物産館をつくってお

りましたけども、その時点で、大きな特産品がないということで、特産品としてそういう養豚業者さんから仕入れてやろうという、本来の大きな目的がありました。それを奥阿蘇物産館をベースにして、他のところに、消費者に売っていかうという、元々やっております、町長が言いましたように、当初3名程度で共同作業でやっていかうと考えておりましたが、実際には、現在は1名しか残っておりません。

それで、今、お話がありましたように、独占的に利用されているということで、確かに、今、ご指摘の部分がございました。しかし、平成19年度からは、実際使用される電気料というのは、メーターを付けまして、奥阿蘇物産館、特産品加工場と一般加工場ですね、これについて、メーターを付けまして、使用料については、お互いで払っていきましょうということで、取り決めを行って、現在は、電気使用料とか諸々の使用料については、各利用される方をお願いしております。

今後、指定管理者につきましては、そこら辺をさらに、もっと明確化し、町はどういう管理をやるんだと、特産品加工場はどういう管理をやっていくんだということで、指定管理者を明確にしていきたいということで、現在も一応、協定の取り決めをしておりますけども、それをはっきり指定管理者ではっきり出してしまうという形で、明確化したいということで、今回提案しております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 加工場も指定管理者に移行するという議題でございまして、今、町の箱物全部眺めてみますと、指定管理者、指定管理者ということで、大変、私達も残念に思っています。町が建てた箱物を全部指定管理者にという、この本当に何のために建てたのかという現実を思っているわけでございます。

今後、指定管理者に移行するわけでございますけど、まだ、この議案は通っていませんけど、今後、このようなことが発生しないように、特に、町においては、一生懸命人選の権威を持ちまして、指導なり、町からの方針なりを徹底してもらっていきたくと思っています。

以上です。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 議案第63号 高森町観光交流センター条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第14 議案第63号、高森町観光交流センター条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 議案第63号で提案しました高森町観光交流センター条例の一部改正につきまして、説明いたします。

今回の改正は、議案第62号と同様に、平成20年4月1日から予定している観光交流センターの管理を指定管理者制度へ移行するために、必要な条例改正を行うものであります。

なお、当施設においては、指定管理者となり得る民間事業者のノウハウを広く活用することが有効であるという考えに基づき、今まで使用料を徴収していた食のスペースを情報発信室と同様に、自由に使用できるスペースとするものであります。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 6番 後藤です。

指定管理者と観光交流センター、みんなの注目しているところでございますが、指定管理者の前に、交流センターのところにジュースボックスが据えてあるわけですね。あれは、食のスペースとか、要するに、今後、借用、要するに、賃貸契約を結んで、管理者の人達が借られることと思いますが、どういう意向があつて、ああいうことをやったか。交流センターを一括で、例えば、ここに上げてありますが、借り上げの時はどれしことか、してあるのに、ああいうやつを事前にやるということは、ちょっと間違っていないかというふうに感じておりますが、説明をお願いします。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。自席から。

○総務課長（岩下健治君） 自席から失礼をいたします。

まちづくり事業支援自販機の設置につきましては、9月の総務委員会の中でもご説明を申し上げましたけれども、交流センターだけでなく、この庁舎にも付けております。町民体育館に1基、交流センターに1基設置をしております。

これにつきましては、いわゆる自主財源の確保という面からも考慮いたしまして、普通使用時ですと、内部では、ここも総合センターの方にあります。土日の対応とか、休みの時間帯の、時間帯といいますか、始業から休業終わりました、その後の時間帯に使用される時に、便利が悪いという声も聞いておりましたし、体育館にしても、開いていない時は、中にありますので、買えないというようなことでございます。交流センターにつきましても、中の方で販売をされておるということでございますけれども、あそこが開いていない時は、使用できないということで、先ほども言いましたように、まちづくりの一環に、町民の方からの募金箱というような意味もありまして、設置をいたしております。

これは、南九州コココーラボトリングさんと設置の契約をいたしてございまして、その売上の2割程度、町の方に還元していただくということで、1基当たり年間20万円程度見込んでおりますし、それを有効にまちづくり事業の方に使わせていただきたいということでございます。

まず、指定管理者の話ですけれども、これにつきましては、指定管理者になられた方の方とご相談を申し上げていきたいというふうに考えております。

今、設置したばかりですので、予定といたしましては、年間20万円程度、1基当たり考えておりますけれども、売上総額云々ということでございますので、1日20本程度売れますと、その程度になるという試算はいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 要するに、自主財源と、これ、私がずっと1期目から掲げている言葉ではございますが、要するに、半年後に指定管理者に移行するというようなことでございます。近くには、飲食店もでございます。そういう説明もあったか、また、指定管理者は、要するに、産業観光課、こっちの方であると、こっちの方は、総務のまちづくりの方でやると、連帯感がないわけですね。いろんな話を打ち合わせしながら、いつも申しますが、役場の6人しかおらん課長さん達が横の連帯感もないままに、産業観光課は知らないままに、総務の方でやっていると、町民の不満の声も相当あるわけです。話し合いもないままにやったと。また、観光協会の方も

その申し入れはおそらくあっていると思いますが、いろんなことをまちづくりというなら、町民総参加のものとまちづくりをやっていかにやいかんと申しますが、いかがでございますか。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 当然、まちづくりは、町民皆参加ということもわかりますけれども、私どもの方も産業観光課にもお話をいたしておりますし、設置の折りには、現在、あそこで管理をされております観光協会の方から申し入れがありましたけれども、その前にお話をしております、指定管理者の折りに考慮するんだという旨で、了解はいただいているつもりでございますし、また、まちづくり、総務課と産業観光課、ばらばらじゃないかということでございますけれども、この交流センターにつきましても、元々は企画の方でまちづくり交付金事業ということで、企画の方でそれぞれまとめて事業につきましても、それぞれ対応できる道路部門とかにつきましても建設課、湧水トンネルにつきましても、当時の産業観光課ということでやっております、計画そのもののまちづくり事業交付金事業につきましても、総務課の企画の方の対応でございます。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） まちづくりというような言葉でございますが、その件に関しては、産業観光課にお任せができないのかどうかと、今は事業の途中だから、お宅達がんばっておられるのは十分にわかりますが、観光方面と色々なお客さん、それから、対応は、これは、そっちの方に任せて、お宅達はもうちょっと大きいことをせんと、これ、月に1万上がっても12万円ですよ。高森町はそんなだけ落ちぶれておるなら、まだまだ改革せなんとこは相当ありやせんどかと思いますが、いかがでございますか。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） それぞれあと2カ年で、事業計画がすでになされております。当然、交付金事業でありますし、交流センターも先取りということで、事業した経緯もありますので、事業そのものにつきましても、各担当の方からの事業につきましても、取りまとめの上、申請をして、交付金等について、財源的に企画の方で計画をしているということでございますので、内容に踏み込んでまで、私達がどうかこうだというふうに、総務課の方でやっているわけじゃなくて、取りまとめを財政も含めまして、企画とともにやっているということでございますので、ご理解を

よろしく願いをいたしたいというふうに思います。

○議長（三森義高君） ただいまの産業観光課の方のお話も出ておりましたので、産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 先の自動販売機につきましてですけれども、これについては、総務課より合議が来ておりまして、私達の方でも一応、認めておりますというか、そういうことなんですということで、指定管理者、まちづくりについて、一応、今後、こういうふうに指定管理者に出していきたいと、現在、自動販売機もまだ付けていませんと、産業観光課の方で交流センター付けていませんという説明は一応しております。その中で、まちづくり支援自動販売機ということで、ちょっと目的が通常の何て言うんでしょう、商売で営業の目的とは違いますので、私達の方も合議を受けております。

それから、今の指定管理の中で、総務課長が説明がありましたように、その自動販売機については、私達の方で、今、指定管理を出す場合の案作りをしております。その中で、今言いましたその自動販売機についてはどうするかということで、あくまでも、町の1つとして、それだけを残していくのか、あくまでも、それを含めた形で指定管理者の方に出していくのかということで、それは、現在、検討を加えております。一応、案の中では、町にするのか、指定管理者に出すのかということでまだ決定はしておりませんが、1つの指定管理者に出す場合の項目には入れております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） もうやめようと思うとったばってん、課長がそがん言うけん、9月議会の中で、あなたの説明違うじゃないね。まちづくりの方でやったから、私達はそれは関知しとらんような説明を委員会の中でしたじゃないですか。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 9月の時点で、お話がありまして、こういうことを考えていますということで、お話をしております。その後だったと思います。こういうことで、支援交付金をつくりたいということで、書類が合議で回ってきましたので、印鑑を押しました。実際の、今、後藤議員さんが言われた問題として、一応、こういう問題がありますということで申し入れはしております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 説明については、詳細に、その時は通過していることを話してから、今後、こういうことを考えておると、今後、こういうふうにやりたいというようなことを述べていかんと、9月の中の委員会の中の説明と、ここで述べる説明が変わってくると、これは、問題が起きるですよ。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） すみません、9月の委員会の後、総務課の方が総務委員会の方に9月に諮って、その後に書類が確か、回ってきたと思うんですけども、委員会の前でなかったというのは、ちょっと私、記憶しておりますけども、申し訳ありません。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） だから、いつも言うように、連帯感を持って、つながりを大事にしながら、委員会で言うた言葉は、全員協議会と違うとだけん、委員会に付託された案件に対しては、その重さを感じとかんといかんですよ。ぴしゃっと皆記録とっとだけん。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 1番 立山です。

今、お話にあっております高森町の観光交流センターですね、ちょっとお聞きいたしますけれども、この観光交流センターの建設費用、事業開始年月日、18年度の利用状況及び決算状況をわかれば、教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 18年度ですけども、歳出につきましては、電気料すべて管理委託全て込みで、440万円程度でございます。それから、使用料金が14万円でございます。約14万円です。建設費につきましては、すみません、持ってきておりませんが、すべてで2億5,000万円ぐらいだったと思います。それから、使用開始が18年4月1日でございます。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 今、3つほど聞きましたけれども、事業開始年月日が18年4月1日ということで、ここ、文書を読みますと、平成20年の4月1日から指定管理者に移行する予定だということで、まだ、建設して2年しか経っていませんけれども、どうして、短期間、2年しか経っていない施設を早急に指定管理者に出さな

いといけないとか、それと、観光交流センターが建設される時には、下町公民館等々で住民説明会がありました。非常に参加者も少なくて、いろいろ意見が出たわけなんですけれども、今、観光交流センターが建っておりますけれども、住民の皆様も説明会に来なかったということも悪いんですけれども、建った後で、いろいろ文句と言いますかね、そういう声が出ていますけれども、2年間、先ほども申し上げましたように、2年間しか経っていないのに、どうして指定管理者に出すのか、そういう予想をして建てたのか、全然計画性がなかったのか、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） これは、先ほど、総務課長が説明しましたまちづくり交付金の中で事業実施しているわけですが、指定管理者につきましては、当初から20年から出すという具体的な考えではなかったですけども、基本的には、指定管理者に出すのを前提にということで、基本的には考えておりました。その中で、なぜ、指定管理者に出すのかというような、できた年の翌年ぐらいからでも出していかうかと、民間のノウハウを使うためにという考え方もありましたが、費用の問題、算定する場合に、どのぐらいの費用がかかって、どのぐらいの指定管理者に出す場合の費用が必要だということで、1年経過程度では、ちょっと試算がしばらくということでした。

それから、住民説明会についてですけども、下町公民館で、確かに行っております。参加も非常に少なかったもので、その後か以前かちょっと忘れちゃったけども、高森広報等でもこういう計画を全体的計画、交流センターの計画については、高森広報等でも掲載しております。その後、できた後に、利用が悪いといういろいろな意見はありますし、逆に、良かったという意見もあります。ただ、私達からすれば、せっかくつくった、つくることについては、町の風と森の会という民間の組織がありますけども、そこら辺と話し合ってたんですけども、ただ、私達もちょっと悪い部分をつくった後のどうしても宣伝不足の部分があるのかなということで、特に、中心市街地活性化という大きな項目がありますので、その中で、町の人単なる会議じゃなくて、いろんな催し物に使っていただきたいということで、今でもお願いはしているんですけども、ちょっと宣伝が悪いかなということで、利用状況が悪くなっていると思います。

それから、指定管理者につきましては、今言った民間のノウハウを使っていきたいということで、食のスペースとかがご指摘のように、非常に利用度が悪うござい

ます。これについては、民間のノウハウを使って、今後、有効利用をしたいという考えのもとに指定管理者に出しております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 3番 田上です。

先ほど、今の観光交流センター、18年度の4月1日から稼働というようなことでございますけれども、最初から民間のノウハウを入れるというような過程の中でやっているというようなことが、私は、今回も指定管理者に出す基準額なりの算定を誤らせているのではないかというふうに思うんですよ。なぜ、一番最初から民間に意見を求められて、建設をされたというふうに思います。その中で、なぜ、今はもう1年あまりの中で、民間のノウハウが必要なのか、私は、そこ辺に疑問を感じるんですが、藤本町長になられてからの建設でございますけれども、町長、そこら辺、どういうふうにお考えですか。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 課長の方からも内容については説明がございましたが、風と森の会というのと数年かかりまして、旧産交バスの跡地を購入し、何かを、町の拠点づくりをやろうということで、前町長から引き継いで、その中に風と森の会というのがございまして、そういうものを立ち上げた中に、約4年かかって計画なされて、それを私も議員の時に一緒にどういうものがよかろうと、いろんなお話をしたところの経緯がございます。その中で、一番いいのは、町の拠点づくりの観光交流センターということになって、地域の方々にご説明を申し上げたのが現状です。

それと、その時はまだ、風と森の会の時は、まだ指定管理者制度が、小泉さんになってから、指定管理者、民間のノウハウを使いなさいと一気に出てきたと。その中に、まだ、交流センターができてありませんでしたから、どういうふうな使い方、今の湧水館にもしかりです。湧水館ございましたが、そういうことで、指定管理者も、ぽつと小泉政権になりましてから、そういう制度を早く民間に、国で大きな制度でいいますならば、郵便局の話が民間になったみたいなもので、あれは国の方でやりましたが、私どものところもそうやって、一つ一つを民間にお願いし、民の活力が出るようにしてあげなさいというのが、一番私どもの目的である。それと、財政的なものが少しは軽くなるんじゃないかなと、そういう民間の場合、公よりも民の方がいいというような制度のもとに進めているのが現状です。

その時は、初めから管理者制度ということでございましたが、今、課長が申しま

したように、いくらぐらい、どの程度の経費がかかるのかというのが、全然想像がついていないということで、今回、2年ほど経験し、どの程度の経費が必要ですよという案が出ましたから、今回、管理者制度に移行しようというようなところで

す。
管理者制度というのも、今、各地域、いろんなところで、温泉館にばかり、いろんなところで管理者制度ということで、今やっております。今、堆肥センターもそうなのですが、順次、町の方で行っているのは、順次、管理者制度に持っていくのが、一番ベターなやり方ではなかろうかなというふうに考えております。当初から管理者制度というのは、少し無理だったかなと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 今、指定管理者制度というように、町が建設をした箱物を相当数、指定管理者に数件出ております。その中で、ほとんどの施設が赤字と、町からの補填というようなことでなされておりますけれども、やはり、もう少し、建設に当たって、やはり慎重な審議を加えて、そして、やはり、今回の観光交流センターにいたしましても、しっかりとした利用目的なり、そこら辺を何もないままに、今、課長、民間のノウハウを入れる、入れると言いますが、その時点から、やはり、そういう議論は重ねておいてやるべき問題ではないだろうか。今、財政が厳しい、厳しい言われる中で、町民にも相当な犠牲を強いているというふうに思います。

だから、なおさら、今、財政が厳しくなったのは、今、ここ1、2年で始まったことではないだろうというふうに思いますけれども、やはり、そういう部分については、やはり、民間の人達、いろんな人達のいろんな団体等のご意見も伺いながら、観光交流センター建設をされたというふうに思いますけれども、そこら辺、どういうふうにお考えですか。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 今、議員さんもありましたように、なぜああいう施設ができたかというのは、今、言いました。民間の、民間と言いましても、すべての民間の人じゃないですけど、地域住民の代表というか、そういう方との話し合いの中でできております。その中で、今、おっしゃったみたいに、交流室につきましては、ある程度、利用度かなり上がっております。さっき言いました14万円のうち、利用者的には数万人ですね。不特定多数もいますので、イベントとかしますの

で、不特定多数もいますので、はっきりした数字は言えませんけれども、申し込むだけでは、ある程度把握できる分は1万人以上いると、しかし、今、言いました食のスペースにつきましては、いろんなそういう話し合いの中で要望として上がってきて、具体的にどういうことに使いたいということで、要望等上がってつくっております。それにつきましては、基本的に、イベントの時に使うと。ただ、暗黙で使うじゃなくて、食のイベントとかいろんなので使っていきたいということで、ある程度、考えてつくった施設ではあります。

ただし、今、ご指摘のように、食のスペースについてが、一番活かされていないと。情報発信スペースにつきましては、もちろん、産交バスさん、いろんなバス、いろんな観光協会が入っておりますので、観光等の情報のためにたくさんの方が寄られているということで、食のスペースにつきましては、当初考えていたとおりに運用されていない。

それと、もう1つ、交付金事業でありますけれども、1業者さんに委託すれば難しい話じゃあるんですけども、そういう目的でつくった施設ではないし、そういうことをやっていけば、交付金事業にそぐわないという問題もございます。そこら辺で、ある程度、指定管理で受けた業者さんが1業者さん、商売の事業者さんに出すことについては、非常にある程度制約はしたいと思っておりますけれども、そういう食の開発、受けた方が新たな取り組みをされて、そこで収益を上げて、管理費をある程度の収益が上がってくればとほうに考えております。

ご指摘のとおり、非常にそこら辺があいまいな部分があったのは事実でございます。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。10番 後藤英範君。

○10番（後藤英範君） いよいよ回ってきました。

今、聞くところによると、食のスペースは、限られたことに貸すわけですか。イベントしか使われないわけですかね。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 限られたことしか使われないということじゃなくて、ある食の業者さんが1人だけ入って、そこで商売をして、利益を1人だけ上げてもらうということは、ちょっと難しいわけですね。全く、例えば、高森、私達がどこかのやりたいという人に1個人に貸し与えるということはとても難しいと。ただし、指定管理者制度でとられたところが、それを採択して出すことはちょっと困る

など、私達は考えています。ただ、その指定管理が受けられた方が自分とことして何かを経営していくと、食を経営していくという場合には、もちろん、私達と協議になりますけども、そこら辺はいいのかなと。

今、言いました指定管理者について、案作りをしております、具体的にこう決まりましたということは、現時点ではまだちょっと言えない状況でございます。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 10番 後藤英範君。

○10番（後藤英範君） 聞きたいとは、10日前だったと思うんですよ。病院に行ってから、ここばちょっと借ろうかと思ったら、断られましたと、断られたって、そういうことが、私も内容がようわからんけど、おそらく、食の何かの何名かが使うところで、お借りになって断られたじゃないかと思うわけです。そこら辺はようわからんけど、そういうことはなかったですかね。この1カ月ぐらい前と思います。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 現在は公の施設ですので、調理室とかございますけども、申し込みをして、基本的にいただければ、予約が重複していない限りは一般の方が誰でも基本的には利用できます。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 10番 後藤英範君。

○10番（後藤英範君） 断ることはなかですか。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） うちの方からは書類が上がってきたのを、食のスペースを断った経緯はありません。ただし、さっき言いましたように、重複とか、たまたま同じ日にかぶっている場合も、ここは使うようになっていますのでということで、申し込みされる以前にはっきりわかっていたら、断ることはあると思います。ただし、申し込みにつきましては、一応、観光協会の方でも受付できるようになっていますし、町でも受付できるようになっていますので、重複している場合に、申込用紙を書かれる以前にわかっていたら、断る場合はありますので、はっきりとしては、町の方で断ったということについてはないだけで、実際、事前に断っている可能性はあると思います。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 10番 後藤英範君。

○10番（後藤英範君） よく聞いてから、明日また、どうであったということを申し

上げます。どうもありがとうございました。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 2番 森田です。

私は、交流センターの説明会につきまして、中学校、それから下町の公民館にも2度足を運びまして、私は反対という意見を確か出しました。それにつきまして、町長も答弁をされまして、この交流センターは、現在、湧水トンネルの観光客を町の中に誘致するというので、私もそれは大変いいことだと思いましたが、それにするには、現在の町の中の活気を行ってからで、取り組んで遅くないかという意見も出したと思います。

本当に現在、湧水トンネル公園から観光客、足を運ばれているのか。それから、あそこで、交流センターで月に、週1回とは申されなかったか、はっきり覚えていませんけど、週に1、2回はあそこで交流センターの中で、何かイベントをするような話をされました。実質、現在、新酒祭、それから、風鎮祭では活用されていますけど、他に何も見えないところがございしますが、その件について、町長の考えをお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 先ほども申しましたように、中心街の活性化の拠点づくりということで、観光交流センターができました。もちろん、湧水トンネルから町全体を5カ年計画で、まちづくり交付金というものを使いながら、町の内容を変えようということで、今、そういうのも含めまして、駅から湧水館まで工事が終わったところでございます。

今から、設計が終わるんじゃないかなと思っておりますけども、今から湧水館から交流センターに向かって、安心して歩ける、また、横町あたりも、今、水船とかいっぱいございます。それがちゃんとした計画の中に載ってございます。その中期計画の案に従いまして、今、順次進めているのが現状であろうと、もちろん、町の活性化につきましては、いろんなところでお話をしながら、なかなかこれといった策が見つからず、今、おっしゃいましたように、新酒祭なり、8月の風鎮祭とか、できる限り、町の行事の一環といたしましては、観光交流センターを利用していこうと、また、できる限り、老人会の方々、また、婦人会の方々、いろんな会合あるごとく、行事ある時には、必ず、町の交流センターを是非、利用していただきたいということで、今、できるだけ、町の方に集まっていただくような、そういうことにつきましては、できるだけ、お話を申し上げているところでございます。

町中の活性化というのは、なかなか個人の土地があったり、個人的にやはり、お子さん方がよそに出て、熊本市内にお住みになったりとか、いろんな諸問題がございまして、なかなかこれと、こうしてやるというのは、なかなか難しゅうございます。なかなかそこまで私の方の力不足と言いますか、なかなか家庭的な事情があったりとか、プライベートなことがあったり、いろいろ大変な諸問題が、今、ありますが、できる限り、当初の目的に沿うように、がんばっているところでございまして、もうしばらくご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

皆さんのいろいろな意見を聞いて、当時、私もちょうど総務委員会でこれは決定をして、事業に入ったわけでございますけれども、やっぱりなかなか、いいと思ってやったことが、結果的にこういうような形になると、責任の追及になってくるわけでございますけれども、最近のテレビも見ておりましたが、新幹線が通るからということで、大きな駅前開発をやった結果、残念ながら、お客が通り越してしまって、逆に、寂れていくというようなテレビの放映を見ておりました。

全くそういうことじゃないかというふうに思っております。これをつくる時は、風と森の会と一緒にあって、この企画課が40回とか50回とか、はっきりしておりますけれども、会議を重ねながら、そしてまた、私達総務委員会もいろいろなところを見て回って、そして、最終的に、これより他にないだろうと、あれができる前に、産交跡地2段になっておまして、町の中の格好も悪いということで、何かやらにやいかんということで、あれが結論になったわけでありまして、結果的には、非常に全体的に何もかもが寂れておりますので、なかなか一挙に思うようにならないのが今の現状じゃないかというふうに思っております。

やっぱり、批判することも大事です。しかし、これから、我々、この10人の議員なり、あるいは、執行部は同志、これに立ち向かって、少しでも前に進む、にぎやかな町を取り戻す、そういう提案をしながらやっていかにやならんのではないかと、私はそういうふう感じております。

大変、難しい問題でありますけれども、企画課がなくなりましたけれども、産業振興課に聞きたいと思っておりますけれども、あの当時、5億だったと思っております。今年、あまり目立った事業もなされておられませんけれども、継続事業がどうなっておるのか、もう終わりなのか、あるいは、町中に今さっき話がありましたように、石畳ですかね、そういったものをつくったりとか、あるいは、中間に山引きの

優秀な山を展示するところをつくるとか、いろいろ構想があったわけですが、そういった問題がどうなっておるのか、お聞きをしたいというふうに思っております。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 今、お話がありましたように、観光交流センターを含めましたまちづくり交付金事業につきまして、一応平成21年度まで計画しております。本年度につきまして、上在～昭和線の歩道整備、それから、下町～湧水館線の、元専売公社の急カーブになっているところの整備、それから、西蓮寺線の町道の狭い道があるんですけども、そのカラー舗装等やっております。これにつきましては、今、先ほども話が出ましたように、私達からすれば、湧水トンネル公園の方からお客さんが来たいということの歩道整備、それから、そういう補助事業にのせて、町道を整備していきたいということの歩道整備と観光客の流れを町中に運びたいというその線の道路整備でございます。

それから、20年度以降につきましても、カラー舗装・歩道整備、それから、湧水公園につきまして、今の公園内の再整備を考えております。ただし、これにつきましては、以前に、農業の補助事業をもらっておりますので、すべてが扱える補助事業、もうもらって事業やっている部分がありますので、それについては、すべては使えないということで、さっきからもお話がっておりますように、じゃあ、お客さんが町中に来ていないじゃないかということで、全くゼロではありません。しかし、現時点では、非常に少ないし、もちろん、観光交流センターでバスで来られて、もちろん案内しますので、湧水トンネル行かれるという方もいらっしゃいます。しかし、たくさんではございません。

それから、もう1つ、先ほどから出ていますように、じゃあ、湧水トンネルに来て、町中に何を来ても何も無いじゃないかという事実、ございます。基本的には、その事業につきましても、これは、まちづくり交付金事業とは関係ありませんけども、ソフト事業でちょっとメインをつくりたい、食でもいいですけども、そういうメインをつくっていききたいと、本当は、先の食のスペースもそうなんですけども、基本的には、人が集まるところの大体、何か有名になったというのは、大体食べ物ですね、が多いですので、本当は食のスペースで、そういう食の開発とかをやっていこうという考えでございました。もちろん、民間ですけども、そこら辺がスムーズに動いていないと。

それと、今言ったように、メインが非常に弱いので、何か1つでもメインをつく

り出して、湧水トンネルに来た方を町中の方に、ああいうことがある、ちょっと町中まで歩いていこうと、交流センターに寄ろうと、そういうふうな形で持っていきたいということでございます。

今言いましたように、事業自体がすべて終わって、交流センターが利用度が悪いということではなくて、事業の途中であるということは、ご理解いただきたいと思えます。

ただし、将来にわたって、そういうふうを増やすためにどうやったらいいんだということで、現在、そういうソフト面についても、考えて、ちょっと20年度から行動するような形ではあります。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 今、先輩議員の方から、やや悲観的なご意見が出ましたけれども、やがて建設されて2年が経ちますけれども、いろいろ町長と担当課長にはご批判もありますけれども、批判を受けないことには、先には進みませんので、来年の4月1日、もし、指定管理者移行された後、どこが受けられるかわかりませんが、受けられた後は、町としても、大いにバックアップしていただきたいと思えます。

それと、私、建設経済委員じゃありませんけれども、ちなみに申し上げますけれども、食のスペースが非常に利用状況が悪いということで、私、ある一流な方に聞いたんですよ。そしたら、あそこは、うどん・そば・ラーメン、そういうものしかできないということで、非常に施設の設備が悪いということも聞きましたので、その辺のところも頭に入れておいていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（三森義高君） お諮りいたします。

しばらく休憩したいと思いますので、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。それでは、12時前10分でございますので、1時から開きたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

-----○-----

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第15 議案第64号 高森町営住宅条例の一部改正について

日程第16 議案第65号 高森町特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第15 議案第64号、高森町営住宅条例の一部改正について、及び、日程第16 議案第65号、高森町特定公共賃貸住宅条例の一部改正についてを一括議題といたします。

議案第64号及び議案第65号について、提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） こんにちは。

議案第64号及び議案第65号について、提案説明を申し上げます。

まず、初めに、議案第64号、高森町営住宅の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、町営住宅における暴力団員の不法・不当行為等による殺人事件、傷害事件や町営住宅の不正入居、不正使用、家賃滞納、職員や住民に対する恫喝等、様々な問題が全国的に発生している状況となっております。

町営住宅の入居者及び周辺住民の生活の安全と平穏を確保するため、暴力団員の排除に関する措置を明確化するための条例改正であります。

続きまして、議案第65号、高森町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、特定公共賃貸住宅における暴力団員の不法・不当行為等による殺人事件、傷害事件や特定公共賃貸住宅の不正入居、不正使用、家賃滞納、職員や住

民に対する恫喝等、様々な問題が全国的に発生している状況となっており、特定公共賃貸住宅の入居者及び周辺住民の生活の安全と平穏を確保するための暴力団員の排除に関する措置を明確化するための条例改正であります。

以上、提案説明いたしました。よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号及び議案第65号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第17 議案第66号 平成19年度高森町一般会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第17 議案第66号、平成19年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第66号で提案いたしました平成19年度高森町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、職員退職に伴います給与関係経費の調整や、農林業施設災害査定終了後の調整と、各事業の入札後の事業費確定によります減額調整、町道維持補修経費、熊本県議会議員一般選挙、町長、町議会議員選挙、参議院議員通常選挙、衆議院議員補欠選挙費用の最終調整などの補正であります。1,870万8,000円の増額補正を行うこととしております。これを現計予算と合算いたしますと、歳入歳出予算の総額は39億5,234万7,000円となります。

まず、6ページから、第2表の債務負担行為につきましては、高森町観光交流センターの指定管理料を平成20年度から23年度までの3年間の各年度における350万円を限度とした設定であります。

第3表の地方債補正は、退職金手当債を追加し、また、変更については、義務教

育事業費債と臨時財政対策債の増額及び県道改良事業において、本町管内の県道の改良に係る市町村振興資金貸付金の増額と、災害復旧債については、災害査定が終了したことによります減額調整を行ったものであります。

以下、歳入予算の主なものをご説明を申し上げます。

9ページの町民税は、滞納繰越によります収納分と、固定資産税については、国有資産等所在市町村交付金及び納付金として、日本郵政公社の決定分を計上いたしております。

同じく9ページの地方特例交付金については、特別交付金との組み換えと増減を行ったものであります。

10ページの災害復旧費負担金は、農地等災害査定によります高率な補助金が確定見込みとなったことにより、受益者負担金を減額するものであります。

使用料及び手数料については、本年6月及び7月の降雨と台風等により、湧水公園の集客数が減少したことによる減額を補正するものです。

11ページの国庫負担金の民生費国庫負担金につきましては、高森保育園の未満児入園数が見込みより増加したことにより、増額となりました。また、児童手当負担金につきましては、児童手当の支払見込額を精査した結果、減額補正をするものであります。

同じく11ページの国庫支出金の環境衛生費補助金の増額については、合併処理浄化槽設置整備事業の申請者数が当初予算見込数よりも増加したことによる補正であります。

12ページの県支出金の民生費及び衛生費関係につきましては、先ほど、説明いたしました高森保育園の未満児の増加と児童手当の調整及び合併処理浄化槽設置整備事業の増額によるものです。

農林水産業費県補助金につきましては、各補助金の確定見込みによります増額であります。畜産振興事業費補助金につきましては、新たな南阿蘇畜産農業協同組合が実施する熊本県環境保全型農業総合支援事業において、総事業費746万8,000円の2分の1の373万4,000円の補助金を県から受け入れることによる補正であります。

13ページの災害復旧費県補助金につきましては、農業災害復旧事業と林道災害復旧事業に係るものであります。

また、県支出金につきましては、本年度行われた熊本県議会議員一般選挙、参議院議員通常選挙、衆議院議員補欠選挙に係る委託金が確定したことにより調整を

行ったものであります。

繰入金の基本繰入金につきましては、熊本県農協青壮年部協議会が開催する事業について、本年、農業後継者2名がオーストラリアの研修参加のため、本町の補助金等交付金要項に基づき、ふるさとづくり対策事業認定申請がありました。内容を精査いたしましたところ、産業振興についての研修、研究のための派遣、及び交流事業となると見られることによりますふるさとづくり対策事業基金から繰入を行うものであります。

続いて、14ページの諸収入の延滞金につきましては、町民税の滞納繰越分に係る延滞金であります。町債におきましては、事業費が確定したものの調整及び現時点で確定見込みによる補正を行ったものであります。

次に、歳出予算の主なものについてご説明を申し上げます。

15ページ以降に各科目において、給与費の増額等を行っておりますが、総務費の一般管理費の退職職員の退職手当特別負担金を除きましては、先の人事院勧告を受け、若年層の給料の改定及び扶養手当の改定に要する経費を計上いたしました。

また、企画費の負担金補助及び交付金は、ご承知のように、熊本県及び南阿蘇村と一体となって、協議を重ね、導入に向けての検討をしておりますJR北海道からお借りして、平成20年3月実施予定のDMVに係る導入実証試験を行うための負担金を計上したものでございます。

続きまして、16ページと17ページの総務費の選挙については、先ほど、説明いたしました各選挙に係る費用が確定したことによります減額補正を行ったものであります。

18ページの民生費、社会福祉総務費の負担金補助及び交付金につきましては、高森町社会福祉協議会職員の減による運営補助金を減額補正するものであります。

19ページの民生費、児童福祉施設費の扶助費につきましては、先ほど、ご説明いたしました高森保育園未満児入園者の増加による運営費を増額補正したものであります。児童運営費の扶助費の減額につきましては、児童手当の支払見込額を精査し、減額補正を行うものであります。

20ページの衛生費、保健衛生費につきましては、南阿蘇霊照苑の業務を行う職員を1名増員して雇用することにより、広域行政事務組合の負担金の補正をしたものであります。

また、環境衛生費の負担金補助及び交付金につきましては、合併処理浄化槽設置整備事業の当初見込数よりも申請者数が増加したことによる増額補正であります。

母子保健費の扶助費につきましては、本町において、就学前までの児童の医療費を助成するものでありまして、本年度の申請者数の増加により、増額補正するものであります。

続きまして、21ページの農林水産事業費は各事業費の調整を行ったものであります。

畜産事業費の負担金補助及び交付金につきましては、南阿蘇畜産農業協同組合が実施する熊本県環境保全型農業総合支援事業において、総事業費746万8,000円の2分の1の373万4,000円を県から受け入れる補助を行ったものであります。事業の内容につきましては、堆肥化処理施設の整備及びホイールローダーを購入するものであります。

続きまして、商工費の観光費につきましては、うそぐいの滝の管理道路の整備事業について、一部災害復旧箇所工法の線形等の変更により、予算の組み替えを行ったものであります。

23ページの土木費の道路維持費は、町道の維持補修に係る工事費の組み替えを行ったものであり、道路新設改良費においては、本町管内の県道改良に伴います県への負担金が確定したことにより増額を行ったものであります。

24ページの教育費の事務局費は、各事業が確定したことによる減額調整を補正したものであります。

25ページの中学校費の委託料につきましては、高森東中学校のシロアリ調査と駆除委託を行うための経費であります。

26ページの農林水産業施設災害復旧費につきましては、各所の農地災害と林道筒ヶ岳線、鍋の平線、札峠線の林道災害について、それぞれの事業査定が終了し、その復旧事業費を調整したものであります。

以上、今回、提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしましたが、ご審議をいただき、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（三森義高君） ありがとうございます。ただいまの債務負担行為につきまして、平成20年度から23年度と報告を受けたような気がいたします。20年度から22年度ということで、訂正方をお願いいたしたいと思っております。

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

12ページ、農林水産業費県補助金のところで、この環境保全型農業総合支援事業の中身を説明方お願いをいたします。

それと、同じく、関連するとは思いませんが、地域営農育成緊急支援事業、この2つについて中身をご説明をお願いいたします。

○議長（三森義高君） まず、産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） まず、資源保全施策補助金についてですけども、これにつきましては、環境保全型農業総合支援事業という5割補助事業がございます。県の事業ですけども、これにつきましては、南阿蘇畜産農業協同組合さんが環境調和型畜産施設緊急整備事業という事業、細かく分けるとその事業なんですけど、これに基づきまして、堆肥処理施設ということで、ビニールハウスじゃないんですけども、もうちょっとそれをよくしたぐらいの堆肥の保管場所に375万円程度ですね、それから、堆肥処理機械ということで、ホイルローダーを1台、これが370万円程度です。これにつきましては、なぜかと言いますと、肥育牛を50頭ほどの増頭を計画されております。その基づきまして、堆肥保管場所が必要になるということでございます。

それから、もう1つの地域農業組織育成緊急支援事業ですけども、これにつきましては、本町農業中心集落であります試験的なものでありますけども、昨年、20万円を出しておりましたが、南在集落において、リーダーを派遣して、本町集落営農組織1号の設立に重点を置き、今後の品目横断経営安定対策等の事業に対応できる組織づくりということで、モデルケースとして、昨年は20万円の事業で南在地区でやっていただいたんですが、引き続き、今年度、10万円で事業をやっていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 先日の新聞の中で、特別交付金、この市町村分の割合が出ておったわけですね。これのまだ中身についての詳細な説明はなされておらんと思いますが、災害とか、多かったところにおいては、多く配分があるような記事の内容でございましたが、その辺はどのように大体なっておりますか。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 自席から失礼をいたします。

この件につきましては、12月と3月に特別交付税ということで、町村に交付されるわけですけども、要件的には、今、おっしゃいました災害等とか特別な事情

ということで交付をされております。

今回の交付額は、本町におきましては、12月におきまして、4,389万7,000円ということで、災害分が420万円程度、これは、災害復旧と応急対策を含めまして、1,000万円弱となっております。その他に、がんばる地方応援プログラムというのがありまして、これは、地方交付税の中の3,000億円を総枠から別枠にしたんじゃないじゃなくて、総枠の中から除きまして、その地方がいろんな単独事業でがんばっているということで、1市町村当たり3,000万円ということで、その申請をいたしたわけでございますけれども、これも満額3,000万円をいただいております。それに住基カード分が9,000円とか、準用河川の10万3,000円と、そういうのを含めて4,389万7,000円でございます。

今年、特に変わったというのは、このがんばる地方応援プログラムの3,000万円ということでございます。昨年18年の12月の交付分につきましては、520万1,000円でございます。今回は、この3,000万円が含まれておりますので、それと災害が大きかったことという要因もありまして、4,389万7,000円となっております。

年間の予算といたしましては、9,000万円を見込んでおります。昨年が年間で1,100万円程度、特別交付税がなされております。結果的には、3月の方が去年は9,500万円と多かったわけですが、今後もいろんな要件につきましては、全額上げて申請をいたしておりますので、大体9,000万円は、間違いのないぐらいの数字であろうと、ただし、全体的には、4.4%ほどの減額が国において算定がなされておるということでございます。

以上です。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 市町村の配分が大体50億内外のような新聞紙上に記載がしてございましたが、その申請の仕方は適当であるかどうか、お尋ねしたいと思います。あれは、申請した分、要求した分が配分されているかどうか、災害とかああいふやつを重点的にやるということでございましたが、こっちは高森も結構、上津留あたりが災害等起きておりますので、そういうやつの申請の配分がどういうふうになっているとか、いろいろ事細やかに各町村ごとの金額が出してありませんでしたのでわかりませんが、単純計算ですと、市町村割合からすると、今の状態なら、もうちょっと来るんじゃないかなというような憶測を持っておりますので、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） この特別地方交付税と言いますが、全く算出法、この配分があった時には、これに対する分がいくらですよということで来ますけれども、これ、すべての要件で単独費とかそういうやつを上げております。これが何%来るとのことじゃなくて、今度は、それが国から県に割り当てられる、県からまた町村に割り当てられるということです、多分、災害が大きい能登半島あたり、あちらの方に大きい配分が行っておるといふふうに考えております。

先ほど申し上げましたように、昨年と比べましても、非常に501万円と4,300万円と、3,000万円抜きましても、1,300万円と500万円ですので、800万円ほど余分に来ておるといふことですので、多分、そういう災害等のやつについては、認められたんだということの他は、県でも、結局、災害等の経費を按分して、払いますので、そこにつきましては、非常にここで見てなかったなら、これだけ来なかったんですよという言い方ですので、県の中で、また、これを再配分するということですので、そういう災害とかの要件の強い方が大きくなるというふうに思っておりますので、これにいくら、災害復旧費の関連を出したからいくらくるというようなパーセンテージ的なものはないというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） いろんなことがあるわけですが、要するに、いろんなことに対して、町の応分の負担、持ち出し金がないように、全力を傾注していただいて、できるだけ、そういう金は、過大に請求するといけないけれども、配分をいただけるように努力をしていただきたいと思います。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第18 議案第67号 平成19年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算につ

いて

○議長（三森義高君） 日程第18 議案第67号、平成19年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第67号で提案いたしました平成19年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ145万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,432万6,000円といたしました。

補正の内容につきましては、7ページからご説明申し上げます。

歳入は、第2款国庫支出金、野尻地区簡易水道水源管理道路災害復旧工事費の国庫補助金143万3,000円と、第6款諸収入、平成17年度分消費税過払い分の利息1万7,000円を増額補正いたしました。

次に、歳出予算についてご説明申し上げます。8ページをお願いします。第1款水道一般管理費の職員手当等2万4,000円、賃金、野尻地区簡易水道水源管理道路舗装人夫賃5万円、旅費、普通旅費2万円、委託料、草部地区簡易水道基幹改良実施設計委託料入札算61万5,000円を減額し、工事費へ組み換え、工事請負費441万5,000円については、野尻地区簡易水道水源管理道路災害復旧工事費380万円、草部地区簡易水道基幹改良工事費61万5,000円を増額、公課費、平成19年度確定申告により消費税181万円を減額、予備費63万4,000円を減額補正いたしました。

以上、提案説明いたしました。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 19 議案第 68 号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第 19 議案第 68 号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第 68 号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。

先の一般会計補正予算提案説明の折り、町長が触れましたように、今回の改正は、人事院の勧告に基づき、改正するものでございまして、扶養手当につきまして、子などを扶養する職員の家計負担の実情や少子化対策が推進されていることから、扶養親族であります子などに係る支給額を 500 円引き上げ 6,500 円に、また、行政職俸給表 1 におきまして、初任給及び若年層の俸給月額を改定するものであります。改定率といたしましては、1 級 1.1%、2 級 0.6%、3 級 0.0% で、俸給表全体での平均改定率は 0.1% となりまして、4 級以上についての改定はございません。また、医療職給料表につきましても、行政職給料表 1 との均衡をもとに、改定がなされております。また、19 条の改正は、国に準拠し、扶養手当の加算額を削除いたしましたものでございます。

施行期日といたしましては、平成 19 年 4 月 1 日に遡及しての適用といたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重ご審議をいただき、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。3 番 田上更生君。

○3 番（田上更生君） 3 番 田上です。

ただいま、下位級の職員の給与引き上げというようなことで、ご提案がありましたけれども、先般来、この給与引き上げ等につきましても、9 月議会等におきましても、不服申し立てなり、いろんな背景があるというふうに思っております。

私は、この下位級の人達の給与引き上げについて異議を唱えるものではございません。反対でもなく、私は、特に、責任感を持って仕事をやってもらう上においては、下位級の皆さんの給与引き上げには賛成をするものでございますけれども、先般来の不服申し立て、そういう、今、町の環境を考えますと、町民にとっては、やはり、不信感、給与引き上げに対する不信感というものが、非常に根強いものがあ

るのではないかというふうに思うわけでございます。

議会の方からも、町長の方にはこの不服申し立てについての提案といたしますか、申し入れ等がなされているというふうに思っておりますけれども、私達はまず最初に、その不服申し立てなり、そういう部分について、早く町民にわかるような解決策を見出していただくことが、私は、まず、一番最初にやるべきことではないだろうかというふうに思うわけでございますけれども、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 3番議員さんのご質問にお答えいたしますが、今、職員の方から訴訟があつてございます。約30名だったかと思つていますが、それと、今回の給料の内容について、引き上げというのは、少し、今度の引き上げはあくまでも、人事院勧告と、そういうものに基づいて、いろんなまだ打ち合わせなんとかまだ議員の先生方と打ち合わせなんとかありますけど、この若年層については、やっとかにやいかんかなと、それは民間と比べて、今、見てもらえばわかりますが、本当、ちょっとあらあらというような感じがあります。安い高いは別にして、これを基本にして高い安いと言われませんから、安い高いは別にしても、若年層の方々には、本当にしとかんといかんかなという部分が、今回、提出した部分でございます。

それと、今、改革に伴います各個人からの不服申し立てということで、県の人事院の方にあつてございますが、順次、十分、打ち合わせながら、いろんな不服ですから、どのようなことが解決策になるものかということで、今、順次進めているところでございます。内容につきましては、向こうの方も、相手の方も、ひとつそういうものの弁護士さんというのがございまして、今、そういうものの打ち合わせを徐々に行つております。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 先般の9月議会の時に、町長もこれがベストではないと、改善の余地はあるような趣旨の発言を幾度となくされたというふうに、私もそういう解釈で聞いております。私は、このような問題は、やはり、一日も早く解決をして、そして、町民の理解のもとに、いろんなこれからの町の行政に取り組むべきではないだろうかというふうに思つておりますので、これについては、やはり、透明性のある、町長としての説明責任なり、果たしていただきたいというふうに思つております。

○議長（三森義高君） 他にありませんか。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 2番 森田です。

今、3番議員の田上議員と同じ質問になりますけど、一般職員の現級は1級から3、4級までという話がございます。それに比べて、幹部級が全然いじっていないということでございます。私が思うには、これから、職員、小学校・中学校・高校と、だんだん金がいる時期でございます。行政改革はできていますけど、財政改革はまだ本当にできているのかという、私なりに考えるわけでございます。

それについての一般職員の不服もあるんじゃないかと思っておりますけれども、そのところ、町長にお伺いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） まず、3番議員さんのお答えしておかないといかんかなと思いましたが、もちろん、透明性ですね、皆さんにご説明を、皆さんにお配りしてもいいような内容じゃございませぬけども、ちょっと職員さんのプライバシーなこともございまして、なかなか、今、こういう状況で、これは不満ですと、それについて、一つ一つ訴訟したり、いや、これはこうですよという内容を説明しながら、今、進めているところです。皆さんに、本当は、議員さんにこういう問題でしよりますと、皆さんにお配りしたが一番、私も気持ちがいいとばってんですね、なかなか、内緒じゃすまん話ですけども、それは近い将来、是非、皆さん方にもわかっていただきたいと思っております。

また、改革については、9月の定例議会にも前議長さんからも質問がございました。私は、いつも当初、改革する前から、決してこれがベストじゃありませんから、何かいい方法があるなら変えていきたいと思いますよと、十分、職員にも朝礼後から私は言うております。職員の方から思いつきでいいよるわけではありませんし、その分は、このことについてということですから、やっぱり改革というのは、ご存じのように、改革というのは傷みを伴うものですから、傷みを伴わない改革はあり得ないわけですから、その傷みが不服だということですから、その不服申し立てというのを皆さんに名前を出して、こういう問題で、ここが不服ですといひよなるですよと説明すると、何ら問題はないわけですから、是非、機会を見つけたなら、皆さんに配布してもいいんじゃないかなと、そのように思っております。

それこそ、これにも法律もあるだろうし、いろんな条例も絡みますから、していいものかどうか、よく検討してから、皆さん方にお教えしたいなと、そのように思っております。

3番議員のお話でございましたが、今、2番議員の財政についてということで、

ご存じのように、財政は平成11年をピークに、交付税にいたしましても、24億5,000万円来ておりました。今、18億ちょいでございます。約6億6,000万円ほど、交付税自体が減ってございます。

それと、私どもが言う町の私どもの自主財源というのは、約5億7,8000万円ございましたが、今、4億7,8000万円で、約1億円自主財源自体も減ってございます。本当、こういう意味では、昔の3割自治じゃなくて、本当に情けないほどの自治になってきているというのが、今の現状であります。また、その財政面を何とか、前に戻せとまで言わんにしても、ある程度は、何らかの形で、この地方の格差をなくするためにも、やってくださいと、なんとかお願いしたいと、県・国にお願いする以外ないわけでございますから、そのことについて、先日来、一緒にそういう陳情を行って、何とか、あまりにも地域間格差がありすぎる、また、市場経済でいいのか、ただ、儲けさえすればどこでもいいかと、そうすれば、日本の国土はなくなりますよと、そういうお話を今、一生懸命現在進めているところです。元の交付税までならんにしても、何らかの形で、もう少し地方をわかっただきたいと。誰がこの国土を守っていきよるのかと、なして、あんた達はわからんとなぐらいまで、それは、本当に皆、ヤジが飛ぶぐらいの勢いでございます。これは、私、高森町だけの問題ではなく、全体的な熊本県全体、県全体もここ2、3年の間に下手しよると、赤字団体に落ちるんじゃないかと、そのようなことを踏まえまして、財政面を何とかせにゃいかんということで、今、お願いをいたしているところでございます。

今回は、道路財源が何とか今のまを維持するというような新聞紙上には載っておりますが、それこそ、別に国会を通ったわけではございませんから、どのような変化があるか、私も想像つきませんが、地方の道路にいたしましても、一番ガソリン税でも一番払うのは一番地方の人が車に乗って、道路がありませんから、車に乗って一番税金を払いよりますよと、東京の人は車はいらんわけでございます。地下鉄等、それはすばらしい道路網整備ができております。私どもはその道路網整備さえ、家に行く道路さえも狭くて、救急車も危ない、火災でもきたら、本当にどうしたら消火していいのかと、そのようにございますから、経済面を一生懸命お願いをしているところです。

何とか、皆さんと一緒にあって、経済持ち直し、また、いろんうわさを聞きますと、衆議院解散も近い内あるんじゃないかと、これはきっと地方の格差をなくすための次の衆議院選挙になるんじゃないかと、そのような大きな期待も

いたしておりますが、捕らぬ狸の皮算用じゃいけませんですから、皆さんと一緒にその財政面も皆さんのお力を借りながら、今後、間違いない町財政運営に取り組んでまいろうと思っております。

よろしく願いをいたします。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 職員が同じ傷みを伴うならば、やはり、全員で傷みを伴わなくては、一般職員については、減額まではいきませんが、減額ということ、管理職については、ゼロと、こういう回答ではやっぱり下の職員からも不服があるのは当然だと私は思っています。

そのことについて、もう少し詳しくお願いします。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 管理職がゼロということではなく、人事院勧告が1級から3級までしか出されなかったということでございます。これは、全国的なお話でございますので、それを私達がそうじゃなくて、傷みについてのお話でございましょうか。この給与関係じゃなくて、不服申し立てのことでしょうか。それにつきましては、当然、町長とご相談してやっていかなければならないというふうに思っておりますけれども、現給保障というのをしております関係上、そこを下げたら、また追い越し追い抜きということも出てくるかと思っておりますので、今後、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 十分に検討されまして、回答の方、よろしく願いしておきます。

以上です。

○議長（三森義高君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、総務常任委員会に付託すること決定いたしました。

-----○-----

日程第20 休会の件について

○議長（三森義高君） 日程第20 休会の件についてを議題とします。

お諮りいたします。

11日から15日までは休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、11日から15日までは休会とすることに決定いたしました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

○議長（三森義高君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後1時55分

1 2 月 1 6 日 (日)

(第 2 日)

平成19年第4回高森町議会定例会（第2号）

平成19年12月16日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
1番	立山 広滋	介護保険について	① 介護保険給付金は適正に歳出されているのか。 ② 介護保険給付金のチェック機能はどうなっているのか。
2番	森田 勝	政治倫理について	① 町長の政治倫理に対する考え方について ② 町工事の入札状況について
3番	田上 更生	1 職員の不服申し立て等に関連する諸問題解決策について	① 弁護士費用の取扱いについて ② 不服申し立てへの対応について
		2 養豚業者進出について	養豚業者の進出に対する町長の考えは。
4番	甲斐 直三	1 過疎対策について	① 少子高齢化が進む中、町の過疎対策をどう進めるか。 ② 町の人口と地方交付税の推移予想（10年後）について
		2 町の医療と福祉の現状について	医療機関の確保と福祉施設は万全であるか。
		3 介護保険について	介護保険法の改正に伴い、今後の町の取組体制は。

議席	氏名	事項	要旨
5 番	甲斐 廣國	1 町村合併の行方と町財政について	① 町村合併について、どのように考えておられるのか。 ② 町財政の行方は大丈夫か。
		2 企業誘致について	① 青山製作所の増設に伴う雇用の見通しと、山東部に設置案の風力発電は。 ② 今後の企業誘致対策は。
		3 観光振興とマップ作成について	観光マップ作成や町のPR対策をどのように進めるのか。
7 番	甲斐 正一	1 有害鳥獣駆除対策について	① 町内における有害鳥獣の被害状況及び駆除の現状について ② 有害鳥獣に関する行政の取組状況と今後の施策について
		2 高齢化対策について	① 本町における高齢者がおかれた現状と問題点は。 ② 中高年層の健康づくり対策について
8 番	相馬 俊行	1 「阿蘇ソフトの村」について	ソフトの村用地を含む企業誘致対策について
		2 市町村合併について	合併に向けての町の方向性について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番	立山 広滋 君	2 番	森田 勝 君
3 番	田上 更生 君	4 番	甲斐 直三 君
5 番	甲斐 廣國 君	6 番	後藤 和昭 君
7 番	甲斐 正一 君	8 番	相馬 俊行 君
9 番	三森 義高 君	10 番	後藤 英範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町長	藤本正一君	教育長	渡邊哲郎君
総務課長	岩下健治君	住民福祉課長	佐伯秀和君
税務課長	桐原一紀君	産業観光課長	後藤正三君
建設課長	瀬井公吉郎君	会計課長	佐伯実範君
教育委員会事務局長	色見隆夫君	総務課長補佐	村上源喜君
住民福祉課長補佐	長尾和博君	税務課長補佐	後藤秀希君
産業観光課長補佐	甲斐敏文君	建設課長補佐	後藤和幸君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古澤建生君	議会事務局係長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問について

○議長（三森義高君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） おはようございます。1番 立山でございます。

本日は、高森町始まって以来の日曜議会ということで、日曜議会開催に当たりまして、ご尽力くださった議長はじめ、関係者各位に感謝申し上げます。

本日は、一般質問、私を含め7名の議員が登壇いたしますので、早速質問に入らせていただきます。

まず、はじめに、通告書どおり順を追っていきたいと思います。

介護保険給付金は適正に歳出されているのかについてです。先の9月定例会の本会議等でこの件を質問しましたところ、おおよそ、国保連合会を通して、請求されるので、連合会が認めた分について支払っているとの発言がありましたが、町民の間では、まだまだうわさが絶えることがありません。

そこで、再度、お尋ねします。介護保険の給付金は、適正に歳出されているのかいないのか、また、国保連合会及び県で、これまで指摘があったケースはあったのかなかったのか、併せて、端的にお答えください。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、1番議員のご質問でございます。まず、年末押し迫りまして、こうやって1番議員さんがおっしゃいましたように、なかなか日曜日の一般質問というのは、本当、今まで私も議員2期、また町長1期しておりますが、初めての経験で、こうやって皆さん方、多くの方々に傍聴に来ていただきまして、まず

は、感謝を申し上げなきゃいかんかなと、本当に、この年末押し迫りまして、ようこそいらっしやいましたというわけにはいきませんが、本当に、心からお礼を申し上げます。

まず、端的にと、今日は7名の方でございますから、端的に申しますが、今、介護保険給付金は適正に歳出されているのかどうかということのお尋ねであったかと思いますが、私自身は適正に処理されているものと思っております。介護給付金と申しますと、その範囲内で、多岐に渡ります平成18年度で申し上げますと、介護等につきましても、5,947件の、そして、1億9,245万4,000円、とても大きなお金でございますし、1つの施設のサービス料といたしましても、1,268件で、3億2,997万円、大きなお金を歳出をいたしているのも現状でございます。全体的に見ますと、7,402件で、総額で5億7,151万3,000円の支出を、高森町としてはいたしているところでございます。

これだけの件数を私どもの町で精査するというのは、大変、物理的にも、いろいろなもので不可能でございます。今は、先ほど、1番議員さんがおっしゃいましたように、熊本県国民健康保険連合会に1件当たり95円の手数料を支払って、それに対応をいたしているところでございます。

もう1つ、うわさと、何か、そういう話でございますが、不正請求があったんではなかろうかなというようなことをお聞きを、今、いたしました。私も正直申しまして、県からの方のいろいろなお話を、情報等をお聞きいたしますと、そういうものがあつたように聞いております。その内容については、また、私どもの方には来てございませぬし、また、今どうこう申し上げる段階ではなかろうかなと思っております。内容については、担当の方が十分把握いたしておりますので、担当の方からお話をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。自席からお願いします。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） おはようございます。

ただいま、ご質問、1番議員さんの方のご質問をいただきましたけれども、町長の方から、ただいまお答えをいたしたような状況でございます。状況的にはですね。件数等について、金額等についても、町長の方から答弁をさせていただきましたけれども、月当たり約600件ほどの請求が上がってまいります。したがって、これをいちいち、私どもの方で精査することはできないということで、連合会の方に委託をして、審査をいただいておりますけれども、この内容も、サービスの単価とか、利用時間などのチェックということでござ

いますので、その中に、不適正でない請求が含まれているかどうかという、非常に具体的なところまでは、精査ができないということで、これ、私どもの方で抜粋して見ておりますけれども、こういうものについて、若干疑義がある場合については、私どもの方から指導をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 自席から失礼いたします。

今、町長及び担当課長の方から適正に処理されているということを開きましたけれども、町当局によりますと、町内には6つの事業所、3つの派遣事業所があるとのこと。介護保険を利用されている高齢者を中心にして、介護事業を展開されていますが、真に住民福祉の向上を願い、思い、それぞれ実行されている事業所もあるのも事実であります。

そこで、ある郡内の市町村の方には、今週の初めに県から勧告が来ていて、議会には説明があって、高森町は相当の人数だそうです、そういう話が入っております。それで、高森には、県の方から勧告が来ているのかいないのか、来ているとすれば、どういう内容であるかをお答え願います。

以上です。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 事業所につきましては、先ほど、私が申し上げましたように、私どもの方で疑義を感じたものについては、指導をいたしております。

指導をやりましても、改善の方向が見出せないということになりますと、私どもの方から県の方に実施指導のお願いをするようになるわけですが、その実施指導を確かに県の方から入っていただいております。それについて、実施指導をした中で、指導じゃなくて、これは監査すべきだという点が1、2点出たということで、すでに勧告がなされております。

勧告につきましては、ご存じかと思いますが、改善命令になる前に、こうしてくださいという事業所からの改善を、私どもがじゃあ、今までについて、不適正にされたものをこういうふうに改善しますという改善報告書が期日を切って出していたくようになっております。ただいま、その時点でございます。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） どうして、ちょっと前に戻りますけれども、どうしてこういう

ことを聞くかと言うと、これ、もう担当の課長、ご存じのように、これ、財源が国から25%、県から12.5%、そして、町が12.5%、それで50%ですね、それで、全国の40歳から64歳までの方の保険料が32%、それと、高森町在住の65歳以上の方の保険料が18%なんですよね。それで、ご存じのように、来年の4月から後期高齢者の医療制度も変わって、特に、年金をもらわれている方なんかは、介護保険料と合わせて、後期高齢の医療費を払わなくちゃならないと、それも合わせて1万円ぐらい、年間にすれば12万円、大体そういうような計算になりますけれども、これ、私が前議会からいろいろ言っているのは、皆さん、血税なんですよね、これが。そういううわさがあって、私の耳にどんどん入ってきますけれども、再度、質問いたします。こういう過誤等で不正な請求は本当になかったかどうか、端的にまた、お答え願います。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） なかったかどうか、ただいま、ご本人の方から過誤ということであれば、これは、過誤の申請をしていただいて、もちろん、そういうことがあれば、返納するということになるかと思えます。ただいま、私どもの方も再度、チェックをかけております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 今、課長の方からチェックという言葉がありましたけれども、この請求の仕組み、もう前々から執行部の方から聞いておりますけれども、事業所の方から国保連合会の方に請求があつて、国保連合会が町に請求があるわけです。町から国保連合会に支払って、国保連合会から事業所に支払う、そういう仕組みでしょう。

それで、介護保険の方が9割、本人の、利用者の方が1割、それで10割ということになりますけれども、直接、町が直接請求を受けるのではなくて、連合会が中に入っております。その時点では、端的におかしい請求がない限りは、発見は不可能ということで、しかし、町に連合会から給付分の請求が来た時に、チェックすれば、業務に係わっている者であれば、すぐわかるという話もある町村の担当者から聞いておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 町長の方から冒頭、答弁をさせていただきましたように、18年の実績でいきますと、7,400件の請求が上がっている、これは、月

に直しますと600件超になるわけですが、したがいまして、私どものただいま持つておる人員では、日常の介護を受けておられる方のケアプランであるとか、そうなる前の指導であるとか、事務職員が2人おりますけれども、事務的な手続き等に忙殺をされておりまして、そのチェックには至っていないというのが実態でございます。

したがいまして、逐一、それが非常に数字的に突出した数字が出てまいりますと、そこでチェックがかかるわけですけれども、人為的に、そこをチェックをかけるというのは、非常に体制的には厳しいというのが、実態でございます。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） そういう説明を聞きながらも、チェック機能とちょっと外れますけれども、まだまだ不正疑惑のうわさが耳に入るわけなんですね。今、お答え、聞いておくと、適正に処理されているということですが、これ、私、9月からずっと質問してまいっておりますけれども、ご存じのように、介護保険事業がスタートしたのが2000年、平成12年4月1日から事業がスタートしたわけなんですけれども、そのころから、この前の議会でも言いましたように、ずっとそういううわさが私の耳に入りまして、どうにかならないか、質問をしました。適正に処理されているとか、確定していないので、お答えすることができませんとか、守秘義務があるので、その件は発言は控えさせていただきますという、そういうお答え、ずっともらっていたんですけれども、よくよく考えてみるなら、守秘義務なんか、私がかもし、高齢者の方がどういう介護を受けていらっしゃるんですかって、そういう実際の中身については、多分、守秘義務があると思うんですよ。しかし、こういう不正疑惑の云々が出てきた場合は、町当局がそういうのをつかんだ場合は、議会なりに報告して、執行部と議会と町民と一体になって、どんどん精査すべきだと思うんですよ。私はどうも、そういう態度が悠長に構えていらっしゃるということ、忸怩たる思いがするんですよ。そのところ、どうお考えですか。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） ちょっと言葉の例えが悪いかもわかりません。その前に、改善の勧告がなされるということは介護保険法で、これ、事業所名を公表してはならないということになっております。ですから、冒頭申し上げましたように、改善の勧告がなされて、期日を切って、改善の報告がない場合、これは、改善命令に切替が県の方からなされます。したがいまして、その時は、県知事は公表しなければならないというふうになっております。

それから、例えが悪いお話をしてという話を申し上げましたが、実は、ちょっとわかりやすくお話をさせていただきますと、全然違う方向になりますので、ちょっとわかりにくいかもわかりませんが、例えば、飲酒運転がございませぬ、飲酒運転の検問がございませぬ。検問については、交通指導員が立ち会って、じゃあ、交通指導員が知った時に、そこで検挙できるかという、まさしく、交通指導員にはその検挙する権限が与えてございませぬ。しかし、通報は、おそらく、警察官に通報するだろうと思います。交通指導員であれば。ですから、その現地にちゃんとして確実にわかった場合、交通指導員。高森町、町というものは、その交通切符を切る権限が与えてございませぬ。熊本県には、県知事にはその交通切符を切る権限が、交通警察官と一緒に与えてあるわけです。したがって、私どもの方は、交通指導員立場から、警察官にただいま通報をしていると、そういう疑義が、疑義といいますか、一応、一部不適正な請求案件が見られるというようなことを発見いたしました。これ、今1番議員さん、巷間、こういううわさが出ているんだというお話がございましたが、一番知り得る立場にあるのは、私どもでございませぬから、私どもが知り得た範囲内で、そういうことを申し上げているということ、ですから、交通指導に例えて悪いんですけれども、そういう立場から、私どもの方がそこで発見して、じゃあ、その方呼んで、その方いきなり、交通違反切符が切れるかという、そういうシステムになっていないということで、したがって、それともう1点、私どもの方が通報した時点で、酒気帯びなのか、飲酒運転なのか、酒気帯び以下なのか、万が一、以下であれば、その方の名誉を非常に傷つけるわけがございませぬ。したがって、守秘義務がかけられていると、ですから、交通警察官が中に入って、ちゃんとアルコール度合い等も測って、その中でどういう判定をされるのかということの状況に、今あるということで、少し例えがわかりにくかったかもわかりませぬが、そういう状況にあるのではないかなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 今、福祉課長の答弁にちょっとのめり込みそうになりましたけれども、じゃあ、町が切符切れないなら、切符が切れる県に言えればいいじゃないですか。県から切ってもらえばいいじゃないですか、切符を。うわさがずっと耐えないというのは、何か、そこに、私がまた、疑惑の裏に何か疑惑を抱くんですよね。何かあるんじゃないかということで。町の方でも県に何年か前からいらっしゃったという話も聞いております。いろいろ指導もあったという話も聞いております。何

か、その辺に隠れた何かがあるんじゃないかと、何か今一、動きが鈍いと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 申し上げましたように、私どもの方からは県の方に実地指導をお願いをいたして、その結果が現状に至っているということで、事業所に対して勧告がなされているということでございます。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 今、介護保険について、いろいろ質問して、町当局よりお答えを願いましたけれども、まだまだ、私は答えに対して納得するものではありませんので、今後、いろんな方法を取りながら、これ、白黒はっきりつけたいと思いますので、その時は、議長の方、よろしく願いしておきます。

これで、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） おはようございます。

先ほど、1番の立山議員が申されましたように、日曜日の初めての開催ということでございます。私も2、3、町長の方にご質問をいたします。

私は、町長の政治倫理に対する考えについて、ちょっとお伺いしたいと思います。町政治倫理条例第4条の町の工事等の契約に対する遵守規定について、住民より公開質問申し立てがありました。町長において、疑惑はないのか、ご質問いたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 2番の森田議員のご質問にお答えを申し上げます。

町長の政治倫理についての考え方ということをお聞きいたしました。もちろん、政治倫理とは、人格、倫理の向上に努め、その地位による影響力を使って、自分の利益を図ってならずと、そのようなことであろうかと思っております。

その地位の影響力を不正に行使することのないように、公正・公平で、開かれた行政をということかと思えますし、また、そういうことにおきまして、そういう意味を含めまして、大きく町民の方々と一緒に行動するのも1つの私どもの目指す政治倫理であろうかと思っております。

なかなか管理する政治倫理というものの、やはり、自覚と自ら進んで潔白性を実証するように努めていくべきだと、そのように私も思っておるところでございます。

人として、守る道を守ると、そういうことが一番大事なことであろうと、私はそのように感じておるところでございます。

まずは、地方自治法142条におきましても、そういうことに一切触れることがないように、私も皆さんと一緒に平成7年から2期8年間町議を努めさせていただきました。その後、町長になりまして、今、4年半近くなつたところでございますが、抵触をするという事は、決して、自分自身は思うもおりませんし、私は、今、自分の気持ちといたしまして、政治倫理、もちろんのこと、私の町長としての役目に、また、町長としての責務に専念をいたしているところでございます。

当然、これからも、町政を預かった以上は、この厳しさの中で、行財政はもちろんのこと、町発展のために、全身全霊を尽くし、一つ一つを必ず、実行するように、努めてまいろうと、そのように思っております。

どうか、今後とも皆様方の今、何が必要かということを是非、ご理解をいただきまして、ご協力いただきますように、重ねてお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今、町長が申されましたように、自分の利益を考えてはいけないという話もございました。現在、私達、考えますに、町長も利益を考えないということでございます。それならば、私もちょっとお伺いします。

町長の配偶者及び同居親族、または二等親内血族において、町が発注する公共事業等について、町民に疑惑を抱かせるようなことがないのか、これもまた質問いたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、2番議員さんに申しましたように、決して自治法142条に触れることはない、そのように、自分自身も思っておりますし、また、今後もそのようにしていこうと思っております。

今、2番議員さんがおっしゃいましたように、私も以前に野中議員さん、本田生一議員さん、前議員さんになりますが、そういうご質問を確かに受けたことがございますが、決して、私自身は、142条、いろんなものにまったく抵触することはないと、心に誓っておりますし、また、そういう気持ちもございません。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 現在、触れていないということでございます。

私が、現在、本当に思いますのは、町長が触れていないと言われてまして、私もこの政治倫理について調べましたら、特に、町の工事関係においても、いろいろなうわさも入っております。この工事関係につきましても、本当に実質、政治倫理についての違反がないのか、私も少し勉強させていただきましたけど、町長が、現在、違反はされていないということでございます。私は、この違反が本当にされていないか疑問に思うわけでございます。

それから、町長は、議員になられる前、藤本組の社長であられるかと思えます。現在、町長になられ、会社名も高梢に名義が変わっていますが、当然、株式会社でありまして、株を発行されていると思えますが、その株券を持っておられるのか、また、持っておられるなら、どんな割合で持っておられるのかの質問をいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、会社名が藤本組から高梢に変わったというご質問が、今来ましたが、それは何ら、私と、町長とは関係ないことでございます。

それと、もう1つは、株券をどれしこ持っているかということでございますが、私も正直申しまして、関係ありませんから、株券があるのは事実でございますが、どれほど、私が今持っているかというのは、今現在、覚えておりませんので、それはまた、後日、皆様方にご報告申し上げたいと思います。藤本組としてでなくて、株券の話でございますから。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今、町長におかれまして、あとで報告するというところでございます。

高森町政治倫理条例第2条の町長及び議員の行動基準というのがありまして、（5）に政治倫理に反する政治的、道義的批判を受けた時は、自ら真摯かつ誠実に疑惑を解明し、その責任を明らかにすることということが載っております。後日という言葉は、私は、できるなら、この本会議内において、しっかりとした答弁をお願いいたしたいと思えます。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、先ほどから申しますように、142条の中に私は抵触していませんということですから、していませんということで、今、2番議員さんにもご報告申し上げました。株がどのような関連で、その抵触するのか、株を持っ

ているのかですよ、はい。株は、今日、言われても、それはなかなかそがごつはやっぱりなかなか難しい部分がございます、今、申しましたように、私の株の話は帰って後日、ご報告申し上げるしか方法はなかろうかなと、そのように今、意見を申したところです。

株を持っていることが、142条に抵触すれば、それはまた別な意味でも、いろんな議員の先生方ともお話をせにゃいかんかなと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今、あやふやな返答でございます。株を持っておられるのか、おられないのかを誠実に話してもらえば、私も納得するところでございますので、その点をもう少し、慎重にお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 株は持っております。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 持っておられるということでございます。この株を持っておられるということは、当然、政治倫理に対して、町の政治倫理に対して、違反をするような形がとられるのではないかと私は思っています。

また、工事についても、本人、今、高梢の役員でもないということをお話されて、株を持っているということは、事実、高梢の中の役員になられているのかということ、私は感じておりますが、その方面はいかがででしょうか。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 大変難しい質問で、株というのは、毎日新聞に出してありますように、売り買いするものが株でございます、株を買うとるから、そこのどうこうというのは、ちょっと何か、少し政治倫理とは、失礼ですが、私自身は、そのようには判断をいたしておりません。

それが、株を持っていることが、今、私どもの町の条例に違反するということになれば、また、別な意味で、今から、今後検討をしていくべきだろうなど、そのように思います。

株は、ご存じのように、十分売り買いができる品物でございますから、何かちょっと少しだけ、私はその辺が、ちょっと私もまだ理解しておりませんが、そこは、2番 森田先生とは少し考え方が、私の方が理解をしておらんのか、よくわかっていないのかわかりませんが、私自身は、株を持っていることについて、決して、自治法の142条に抵触しているとは、決して思っておりませんということです。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今、質問事項、町長の142条のことを申されますが、株を持っているということは、私が考えますならば、役員になられているというような感じも受けるわけでございます。ということは、町の政治倫理にも反するというところでございます。

町長の考えをお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 再度、申し上げますが、株を持っているのが、142条に抵触するかというのは、少し、何か、私自身も疑問に思いますが、株はご存じのように、毎日毎日、売り買いをされます。また、株は、1年1年いろんな所得、法人税、いろんなものを考えながら、株自体が1万円になったり、1,000円になったり、5,000円になったりというようなものではなかろうかなと、私も全然関係ないことではあります。町長に立候補する時に、株式会社高森町をつくりたいというような気持ちで立候補いたしました。その立候補する中において、株というのは何ですかと聞かれましたから、町民の方々が皆さんが株主でございますと、その社長がどぎゃんこつばしよるかはようとみるとが株主ですばいと、まさか、株主の方々が損をするような町長ではないですよということを、株式会社高森町というような発想のもとに、私は町長に立候補したつもりです。いつも精一杯皆さん方に目の前に見せて、精一杯やっていっているつもりです。

ちょっと、株、本当申し訳ございませんが、株、いろんなものがあると思いますが、それは、私自身は、決して、自治法第142条について、抵触していると思っておりますということをはっきり申し上げます。株は、再度申し上げますが、株は持っております。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 役員をされているという、私は、特に、この株があるならば、役員は当然されていなくては株はないと思っております。この件につきまして、私は、議長、調査委員会を設立をお願いします。

○議長（三森義高君） ただいま、2番議員さんの方から調査委員会の立ち上げという意見が出ております。これにつきましては、また、休憩後、いろいろと相談をいたしていきたいと思っております。この質問につきましては、持続していきますので、その点、よろしくお願いいたします。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今、政治倫理については、これで終わります。

続きまして、町の工事の入札状況について、お伺いいたします。

現在、町のいろんな工事の入札について、町当局において、談合のようなことはないか、また、入札はどのように行われているのか、お願いします。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 入札につきましては、総務課の方で事務分掌をいたしておりますので、私の方からお答えをいたしたいと思っております。

談合があっているのかなのかということですが、私が現在、副町長が不在でございますので、指名候補推せん審査委員会の会長の職務を代理しているところでもございます。そういうことから、我々は談合はあっていないと思っております。

それから、ちょっと事務の流れをご説明をいたしたいと思っておりますけれども、これは、それぞれの関係課の方から施工伺いの決裁の内、総務課の方に入札依頼が来るわけでございます。金額に応じまして、高森町建設業者指名候補推薦審査会設置要項に基づき、審査会を開催するわけでございますけれども、この審査会では、設計高が1,000万円以上の工事につきましては、指名業者候補の推薦をいたしております。設計高1,000万円未満につきましては、各課長が会長を代理するというので、それぞれの審査会と同様の事務を行っているところでございます。

また、この指名審査会では、高森町工事指名参加資格審査格付要項及び高森町工事請負業者選定要項に基づき、審査が行われているところでございます。

その後、町長の方にこの指名業者候補審査会の結果を推薦書を提出をいたすところでございます。その推薦書により、指名を決定いたしておるのが現状でございます。

その決定されました業者へ指名通知を発送いたしまして、その際、町では、公表規定に基づきまして、予定価格の公表もいたしているところでございます。

また、入札結果等につきましては、建設工事の入札・契約に係る情報の公表要項に基づき、公表をいたしているところでございます。特に、500万円以上につきましては、広報たかもりの方に記載をいたしているところでございます。

また、財務規則の方で、5社以上等の指名に関しても、規定があるわけございまして、入札の公平性・透明性の観点から、極力、多くの業者、例えば、10社、12社というような指名をしているのが、現状でございます。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 談合はあっていないというような総務課長からの答えでございます。

しかし、現在、町の中のいろんな工事を見てみますと、特に、簡易水道、鋼管工事において、町の水道管もう古いものでは25年から35年以上経っているということでございます。

特に、この簡易水道工事において、ある現場では、丸投げ的な工事が行われていると聞いておりますが、その件について、お願いします。

特に、大字津留地区水道管敷設工事の昨年9月から11月ごろについて、行われた工事について、お伺いいたします。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 工事発注後は、当然、各課の方に回しておりますので、丸投げ等があったないということは、建設課長の方から答弁をいたさせたいというふうに思います。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 2番議員さんの質問についてお答えします。

建設業法で、第22条で、一括下請けの堅守という項目がうたわれておりますので、今、質問された件については、本町においての一括下請けはございません。その中で、また、下請けをする場合は、発注者に承認をとってすることができるようになっております。その金額につきましては、土木工事・舗装工事については、200万円以上の工事を下請けする場合、建築とか電気・管・構造物については、300万円以上の下請けをする場合は、承認をとって下さいということになっておりますので、その旨、町の方で審査して、適正に下請けの工事もさせております。

以上です。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 下請け業者には出していないということでございます。特に、この工事につきまして、地区の人から、ある業者がとっていたのに、他の業者が仕事をしていたと、そして、その入札した監督さんも全然見当たらなかったという話を聞いております。これは、実質、丸投げではないかと、私は思っておりますが、その件につきまして、お願いします。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 工事につきましては、町内の方の下請けもございますけど、指導監督、書類作成等も、十分元請けの方がされておりますので、一括下請け

にはなっておりませんので、その旨、お答えいたします。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 一括下請けにはなっていないということでございます。しかし、現状的には、今、私が申したように、入札状況において、これは、問題があったのではないかと私は思っております。

これがなくして、業者がとっていたのが、他の業者になっていたという、そういう事実がないのか、お願いします。

○議長（三森義高君） 森田議員さん、理解の違いもあろうかと思えます。建設課長 瀬井公吉郎君、今一度、内容説明をお願いいたします。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 一括下請けの質問であると思いますので、入札のどうのこうのじゃなくて、入札してとられた後の下請けする場合のことについて、お答えをしておりますので、その旨、よろしくをお願いします。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今、私が入札工事の件、それから、政治倫理の件、質問いたしました。何も、本当に、町において、疑惑がないのかという正しい説明を私は待っていましたが、何か、あやふや返答でございました。私もまた、今後、この件につきまして、定例会の中で、また、質問をさせていただきたいと思えます。

私の質問、これで終わらせていただきます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） おはようございます。

6月議会、そして、9月議会と、3回目の質問になりますけれども、新人というようなことで、こういう質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速、質問に入りたいと思えます。

今回、私は、9月定例会において、提出され、追認というような形の中で、議決をされました件につきまして、質問をしていきたいと思えます。

もうすでに、新聞等でも報道がありました。機構改革等に伴います町職員の県人事委員会への不服申し立てが行われまして、その回答書作成委託料ですか、弁護士発注に対する委託料でございますけれども、議会への議決前に契約され、提案説明をはじめ、付託をされました総務常任委員会でも契約をした事実の説明もなく、議

決を見たわけでございます。最終日に議決を見たわけでございます。

その翌日に支払が実行されたということでありますけれども、このことは、議会制民主主義を唱えておりますところによりますと、議会軽視はもとより、議会政治をも無視した許し難い行為ではないかというふうに思っております。

町長は、このような提案について、どのようにお考えか、お伺いいたしたいと思っております。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、3番議員さん、田上議員さんからの弁護費用の取り扱い等についてのご質問だったかと思えます。

その前に、ちょっと、議長、よろしゅうございますか。ちょっと時間をいただけますか。今までの経緯を少しだけお話を申し上げたいと思っております。

○議長（三森義高君） はい、発言許します。

○町長（藤本正一君） 今までの機構改革の取り組みについてだけ、私が少しだけ時間をいただきまして、お話申し上げますが、私どもも、本格的な少子高齢化の到来のもとに、情報技術、また、飛躍的な発展の地球環境問題、いろいろなものを、地方分権とか、いろいろな問題が税制問題、一番、私どもの課されております三位一体改革などを基本とした地方自治体に、また、社会的な、私どもに急激な変化をもたらしているのも現状であろうかと、また、その現状を改革するために、機構改革というのを行ったところでございます。

これを町におきましても、平成8年から行政改革大綱を策定をしております。私は、15年になりましたけれども、また、その前には、平成13年には、硬直化する財政状況及びそれを改正すべき補助金等検討委員会、また、行政改革委員会等設置されまして、補助金・負担金見直し、いろいろな特別職の報酬の改定、また、出張時の日当一部廃止とか、いろいろな傷みを皆様方に与えて、今現在に改革に至っているところであろうかと、そのように思っております。

平成15年度末に、私どもと思いますが、役場の中の簡素化、定数等を見直すために、各部局から係長級、名前がございまして、14名になります高森町行政改革委員会等を立ち上げまして、様々なことを検討いたしたところでございます。

それをいかに実行に移すかというのが、平成19年6月1日でございました。その中には、いろいろな職員の方々に傷みを与えます、こうしますと、職員定数におきましても、103名から、平成23年度には86名にしたらどうだろうか、いろいろなことがございました。

議員の先生方、今、3課2局でいいんじゃないかというご意見等もございました。なかなか改革は、傷みを伴う、本当に情けない、もっとしっかり親方がしとれば、ぴしゃっとできるとじゃないかと、そがん思いながら進めてきたのが、今の改革でございます。

そして、いろんな地域に、いろんな職員の方々も機会あるごとに、研修会等、また、地域の市町村の勉強会、できるだけ、ちっとでん勉強せにゃいかんということで、そのようなことを、今まで進めてきたところでございます。

その中で、私どもも、勝手に職員と私どもが勝手に決めるわけじゃございませんから、ひとつ、いろんな諸条件を提示していただくために、地域から16年11月29日に発令をいたしまして、5名、名前を申し上げますならば、有働和幸氏、佐竹イマさん、住吉栄男さん、江藤明德さん、甲斐康利さんと、いろんな方々に是非、検討していただきたいということで、この改革を進めたところでございます。

そして、今年の3月の定例議会におきまして、議会に出したと、諮ったということでございます。もちろん、その議会の中にも、ご存じのように、3名の方は、今、改革を本当にせにゃんとかと、もっと、なんびらっとする方法はないとか、いろんなご意見がございましたが、改革は、なんびらっと、人が忘れたころするのは改革じゃございませんで、大変傷みを伴います。やるかやらんかですけん。誰も好き好んでいやなことはしようごたなかですばい。一生懸命、よそのまねじゃいかん、高森町の独自の改革をしようじゃないかって、一生懸命職員と話してきました。そうかというて、私は、先ほども当初の時も申しましたが、何もこれが正しいとは言うとらん。何とかして、ちっとでんよか方法ば、話そうじゃないかいつて、一生懸命、そのように、また、今努力をしております。

ただ、質問と変わっておりますのは、弁護費用のどうのこうのでしょうから、私も弁護費用というのは、なかなか、こうしてこうやっていくと、いつ払うて、いつこうしてというのは、なかなか、難しゅう部分がございます。確かに、支払いを命じて支払いをしたのも事実でございまして、それが少し、議会軽視であるとすれば、それは、本当に申し訳ないと、本当にお断りを申し上げたいと思います。正直に申し上げたいと思います。

どうでん、こうでん、ここは、改革をせにゃん時だけん、どうか、いっちょ、一緒にな、加勢してもらわにゃ、改革はもうせにゃいかんばいた。せんならせんでよかつばいた。はい。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 大変、これから、私が質問しようかなと思っておったところまで、お答えが出てしまったような気もいたしますけれども、私は、単純に、今回の議案の取り扱いについて、あまりにも、やはり議会軽視という部分が、これは、これから先も、町長さん、前、町長は、町長になられる前、議員もされておったというような話もされましたけれども、この取り扱いについては、やはり、議会軽視、これは他町村から、いろんな角度から見ても、議会軽視、議会無視というのは、私は、改革を否定をしているものではございません。今一度、お答えをお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 私も真剣にしよりますから、少しムツとすりゃ、こやん言葉になります。すみません。決して、お宅を攻撃するものじゃございませんが、一生懸命になるとすな、こがんになります。すみません。

だけん、今申しましたように、決して、議会軽視でしたつもりはございません。もしも、それが今、そうととられるならば、本当に申し訳ございませんでしたということです。よろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） それでは、この取り扱いについては、大変、やはり、こういう取り扱いをしたということは、私は、総務常任委員会なり、本会議の中で説明できなかったんであれば、総務委員会の中でも、説明をされて、あまりにも、やはり議会を無視した行動ではなかったのかという部分を今、お話をしたわけでございます。

この後、また、不服申し立て等についても質問をいたしますけれども、今、町も今回の行為は、どれだけ、議会に対する、議会あるいは町の行政に対する町民の皆さん方の不信感と疑問というものが非常に大きいものがあると、私は思うわけでございます。

こぎゃん議会に任せとってええつかいというような声も聞こえてきます。ですから、私は、今回の取り扱いというのは、非常に重いものがある、今、町長、申し上げられましたけれども、ちょっと後の不服申し立ての件と質問が重複するかもしれませんが、やはり、相当傷みを伴いますと、職員にも傷みを求められておる以上、やはり、それなりの責任と言いますか、そういう責任というものを明確にしていかなければ、これから、機構改革なり、あるいは行財政改革を進めていく中で、やはり、町が一丸となって取り組むということが、非常に厳しくなってくるん

じゃないだろうかというふうに思いますが、町長、いかがですか。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） もちろん、先ほど申しましたように、機構改革というのは、改革ですから、傷みを伴うのは当然でございますけども、その前に、議員の方々も定数減、また、私どもも報酬カットと、各三役とも報酬カットと、いろんな手立てをして、今現在に至っております。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 今回の不服申し立ての発端は、行政改革に伴いまして、庁舎内での議論等もされたというふうに思いますし、また、議会においても、行財政改革特別委員会等設置されまして、議論を重ねた上で、成立をされたというふうに思います。

ところが、なぜ、ここに来て、今度は、考えますと、やはり、私は、ここで弁護士を入れる必要があったのかなと、やはり、自分達でやった改革は、その不服申し立て等に対する答弁書作成については、自分達の考えで、自分達の声でやはり回答をしていくことが、より大きな信頼関係、職員に対しての信頼関係も生むのではないかというふうに思いますが、町長、いかがですか。

○議長（三森義高君） 回数が重なっておりますので、総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 今、3番議員からご質問の件でございますけれども、これは、先ほど、ちょっと町長が経緯について述べましたけれども、当然、私達も16年度からこの組織の改編、定数の見直し等について、会合を重ね、特に、改選前の議会におきましても、先ほど、議員申されましたように、行政改革特別委員会を設置をなされております。その中でも、全部、私達も考えをご報告し、またすり合わせをしてきたところでございますけれども、この19年3月の提案の折りにも言いましたけれども、傷みが伴わない改革というのは、とにかく、課長も半減しましたし、課長補佐も半減をいたしております。順番にいきますと、課長が係長、さらには、それ以下になる恐れもありますよということで、ご提案を申し上げ、その職務の級の変更につきまして、修正動議がなされて、今、町長申し上げましたように、町の提案の方に賛成多数ということでご可決をいただいて、実行をしてきたところでございます。

ただ、職員の方にいたしますと、それは、給料が下がるからだめなんだよということで、結局は、法に則ったことで、県の人事委員会の方に不服申し立てをされたということでございますので、当然、町の方で答弁書を作成すべきではないかとい

うことでございますけれども、私、町長から、もちろん、この不服申し立てがあった時に、町長の許可を得まして、弁護士も当然、顧問弁護士がおるわけでございますので、相談もいたしております。

最初の答弁書の原案につきましては、私の方で作成をいたし、それに加筆訂正を弁護士の方でしていただいたということですので、私の答弁書がほとんどそのまま使われているということでございます。

ちょっと長くなりますけど、今後の対応ということで、しゃべらせていただいてもいいでしょうか。

○議長（三森義高君） 3番議員さんが2の対応でされますので、その中でお願いいたします。

○総務課長（岩下健治君） そういうことで、いきなり、弁護士さんに答弁書をつくらせたということではなくて、私がつくった分に対しまして、町長との打ち合わせをいたした結果、それを送付いたしまして、弁護士さんに加筆訂正を行っていただいたということでございます。（「議長、ようございますか。非常に質問・答弁等が聞き取りにくい。もうちょっとマイクを寄せて、声量を、明確に答弁等をしていただきたいと思えます。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 私は、だんだん幅が広がってきたような答弁がですね、何かと言いますと、私が申し上げているのは、議会に提案された、その過程を申し上げているんですよ。不服申し立てと内容については、後で質問いたします。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 大変申し訳ありません。先ほど、町で答弁書をつくるべきじゃなかったかということに対しまして、ご答弁を申し上げたつもりでございます。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 後の不服申し立ての件と重複する部分がありますので、この内容がいろいろ私の方が混乱をいたしておりますので、職員の次の不服申し立てについて、質問をさせていただきます。

国の三位一体の改革を受けて、地方では、行財政改革に取り組まれているところでございますし、本町におきましても、機構改革はじめ、行財政改革の声のもとに、町長はじめ、職員・議会・議員の給与のカットをはじめ、いろいろな予算面での減額というようなことで、進めているところでございます。

私は、このような行政改革を進めていく上においては、町長・執行部をはじめ、職員、そして議会・町民の皆さんの大きな相互理解と大きな信頼がなければ、このような行政改革というものを取り組む中で、なかなか発展・振興させていくというのは、非常に難しいのではないかというふうに思うわけでございます。

今回の不服申し立てというのが行われたということが、非常にそれを物語っているのではなからうかというふうに思うわけでございます。

これは、やはり、先ほどの件と重なりますけれども、やはり、これは、職員と町執行部とも信頼関係、相互理解というのを、そこら辺の議論が足りなかったんじゃないだろうかというふうに考えております。私も職員サイドに立つ側から質問をしているわけでございませぬ。ですので、やはり、そういうところを議論が足りない分は足りない分として、やはり、新しい形で議論を重ねて、そして、やはり、職員との相互理解、信頼関係というのを築いていく必要があるのではなからうかというふうに思っておりますが、町長、いかがですか。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 先ほど、時間をかけて、申し上げましたが、やはり、改革と言いますのは、よそのまねじゃなく、高森町にふさわしい改革をしてほしいということで、14名の職員の方々が1年間にわたりまして、改革案ができました。その改革案をもとにして、今回、3月の定例議会に議員の先生方にご提案を申し上げ、議会通過となったわけでございます。その通過をもとにして、6月1日付けで改革をしたということでございます。

何回も申しますが、独自でしたことですから、本当に傷みが伴いますから、そこは、お互い、決してこれはベストじゃないから、話していくぞというのが、私の本来の筋でございませぬ。もう何も思いつきで言うて、何でもずっと言ってます。たまたまこうやってそういう訴訟ということになりましたものですから、この訴訟というのは、私も詳しくございませぬが、私がどうのこうのと言われる状況ではないというのが訴訟でございませぬ。私がやめてくださいとか、私が取り下げてくださいと、そのようなものではないようにお聞きをいたしております。決して、訴訟をして、人に傷みを与えて、決していいものだとは決して思っておりませぬし、いい時期が来れば、先月の9月の定例議会でも議員の方からもありましたが、仲良くして、精一杯仕事をするように、精一杯がんばらにやいかんという指示を受けました。その時も、私もそのように申し上げました。決してベストじゃございませぬ。ただ、今はもう県の人事院会、そこに上がっておりますものですから、私がどうせ

えと言われた時に、今はですね、今現在は。だから、今後は、十分、県人事委員会と、また、私どもの方も弁護士さんがございますから、ご相談申し上げて、今後については、解決していきたいということでございます。

不服申し立て、人間誰しも、お金が減ったりすれば不服はございますが、泣きの涙で断行を今いたしているところでございます。早い機会に議員の先生方も納得できるような解決策を見つけてまいろうと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） どうも、町長、訴訟というような言葉を出されましたけれども、これ、感覚的に訴訟じゃないんじゃないですか。私は、訴訟という考え方があるからこそ、なかなか町長の方から不服申し立てをなさっておられる方々に、私は、この前も申し上げたと思いますけれども、一日も早い協議をもって、協議の場をつくって解決をというお願いをいたしております。

私は、不服申し立てをされた職員の皆さん方も、これ、県の判断、結果が出たからと言って、あの人達が、職員の人達にプラスになるということは一つもないと思います。なかなか、私は、その点については、町民の理解を得られるのは、職員の皆さん方もやはり、厳しいものがあるかというふうに思います。

今、このような時期に、町の行財政改革を進めていかなければならないという中で、町執行部と職員がこういう関係の中で、本当に町民の負託に応えられる改革ができていくのか、そのような中で、一番不利益を被るのは、町民の皆さんなんです。今、町民の、私達に、これは人の話で、うわさ話みたいなのをここで申し上げるのは失礼かと思えますけれども、町民の皆さん方の声、「町は厳しい厳しい言いながら、何をやっとするのか」「まだ裁判費用でん出す銭があるけん、まだ町は銭があるぞ」という声が聞こえてきます。

やはり、そこら辺を住民の皆さんにももうすぐ20年度の予算も編成しなければならないというような時期に来ているという時に、今のような形の中で、町民の皆さんにいろんな負担を強いる、血を流してくださいということを求めることが、私はできないだろうと。町長、そこら辺のお考え、どぎゃんですか。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 大変失礼を申し上げました。訴訟じゃなくて不服申し立てでございます。大変失礼いたしました。

不服申し立てに対する弁護費用に関しまして、お金をだめだめと、だめかいとかというのは、町民の方々が判断をする、そういうお話でございますが、一応は、改

革をやる以上は、どうしても、なかなか100人おって100の方が納得ができるというのは、大変難しゅうございます。その分が、今、不服申し立てとして形上は、出てきているんだろうなと思っております。

ただ、不服申し立てが出た以上は、私どもも、3月定例議会で議員の先生方の許可を得て、進めていく以上は、「はい、そうですか。これは取りやめます」というのは、なかなか難しい部分がございます。今から、県人事委員会というのがございまして、その方とも対応を弁護士さんと一緒に対応をいたしておりますので、その結果が出るのにはもうしばらく時間がかかるということでございます。その費用を出す出さないというのは、ちょっとまだ、どなたがどやん考えでおっしゃるか、ちょっと私も理解できませんが、改革というのは、そういうものであろうかなと理解をいたしております。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 私も、行財政改革については、どうしてもやらなければならない状況にあるのは、十分理解をしておるつもりでございます。ただ、このような庁舎内のいろんな仕事の機能的な部分を考えますと、やはり、庁舎内の上司になる立場の方々がより多くの血を流すような考え方がなければ、上下関係がうまくいかないし、人間関係も厳しいものがあるんじゃないだろうか。そこら辺で、仕事の内容が、仕事において、本当に今のような環境の中で、庁舎内の中で不平不満、不安、いろんな部分があると思います。その中で、本当に住民本位の仕事をできるとは到底、私は考えられないのですけれども、ですから、私は、一日も早い解決をと、町長は、3月議会の議事録、あるいは、9月議会ですか、議会の議事録の中でも、ベストではない、改善の余地はあるんだと、話し合いの余地があるんだというような、また、議会の方も議会の行政改革特別委員会の副委員長もベストではないという部分が議事録に上がっております。町長も9月議会以降、再三、改善の余地はある、なぜ、テーブルにつけないのかなという部分があるわけでございます。

私は、一日も早い町民の不安、不満を取り除く、町民にも大きな不安、不満があると思いますよ。ですから、その点を早く、一日も早い解決をお願いしたいというふうに思うわけでございますし、私は、職員組合の方も協議のそういう場ができれば、職員不服申し立てをされておる職員の皆さんも、やはり、取り下げなり、なされて、協議に入られるのではないだろうかというふうに思いますが、町長、いかがですか。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、3番議員さんおっしゃいましたように、県の人事委員会とそのようなことは、弁護士さんをお願いをし、今、対応をいたしております。ただ、今日したから明日というわけにもなかなか解決を見出せない。そして、また、3月の定例議会で、議員の先生方にもご相談申し上げて、出た結果を実行に移したと、施行したということでございます。それが、なかなか変わるということも大変なことであろうと、ただ、再度申しますが、早い機会に、決してベストじゃございませんから、早い機会に解決策を見つけたいと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） ここで、ちょっとお諮りいたしたいと思います。3番議員さんにつきましては、これにつきましては、最後の質問にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） それでは、一日も早い、不服申し立ての件につきましては、一日も早い解決に向けて、そして、やはり、町民が安心して、暮らせる町をつくるためにも、町長のご努力をお願いしたいというふうに思うわけでございます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

○議長（三森義高君） ちょっとすみません。2番が終わりましたならば、項目2につきましては、皆様方にお諮りいたします。

しばらく休憩したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。それでは、今、議場の時計が約20分を指そうとしておりますので、30分から始めたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

-----○-----

休憩 午前11時17分

再開 午前11時31分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、執行部の答弁について、マイクをきちっと意識をされて、答弁されますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 休憩前に続きまして、質問を続けさせていただきます。

2番の養豚業進出についてというようなことで、お伺いをいたしたいと思えます。

昨年以來、本町への養豚業者の進出というようなことで、議会とまた執行部においても、自主財源の確保等視野に入れられまして、議論を相当されたというふうに聞いております。

しかし、現在、その進出について、その建設予定地域周辺において、賛成・反対というようなことで、大変入り乱れておりまして、高齢化が進んでおります集落において、大変いろんな意味で問題化しているところでございます。なぜかと言いますと、高齢になってお世話になるけん、なら、反対論か、判押そうかとか、同意書に判押そうかというような話があったり、大変、この養豚業の進出について、苦慮しているところでございますけれども、今までの経緯をふまえて、この養豚業者の進出について、町長、どのようにお考えなのか、お伺いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、3番議員、田上議員さんのご質問でございますが、養豚業者の方々の進出につきましては、私が思いますには、平成16年ごろにそういうお話がございました。その中で、議員の方々がよく理解しておりませんが、きっと5、6名の方々が視察に行きなつたような気がいたします。その視察の結果、大変素晴らしいものであると、そのような報告を受けたのは事実でございます。その後、地域的に、いろんな場所選定、いろんな地域の方々の意見を拝聴しながら、結果的には、ノーでしたということでございました。

今、田上議員さんがおっしゃるのは、最近、またということでございますが、私は、3月の定例議会でも賛成・反対がございましたが、私自身は、地域の方々が納得できる場所、今の現状であれば、到底、高森町では受け入れられませんということが本心でございます。

私自身、いつも申しておりますが、法的には、何ら問題はないように、皆さんおっしゃいますけれども、私自身といたしましては、地域の方々が納得、協力、いろんな方々がご賛同いただくことには、養豚業進出については、ノーでございます。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 今の経緯については、私も理解をしておったところでございますけれども、私は、やはり、地域の方々の同意がなければという発言もありますけれども、町の町長として、町に公害の起きる心配がない、あるいは、心配があるんだというような部分がすると、今回、草部南部水系には排水が流れるところには、建設をしないという念書が入っているようでございますけれども、それについても、やはり、普通、町民から考えますと、そういう念書を入れさせたということ

は、そこにそういう汚水なり、排水が流れる危険性があるという判断のもとで、そういう念書を入れられたというふうに取り方をされている方も大変おられます。

そういう懸念があるのであれば、やはり、町長は町長として、高森町地域に、町内に建設を拒否されることが、草部南部水系だけでなく、されることが妥当ではないかというふうに思いますが、町長、いかがですか。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 先ほど申しましたように、いろんな議論がございました。視察と、賛成とか、いろんなもちろん議論はございましたが、最終的に、今、おっしゃいましたように、地域の方々が納得せにやできんということです。何ら、私が汚染するの、どうするのじゃなくて、今の現状であれば、養豚業を高森町に施設をつくっていただくというのは、ノーでございますということでございます。よろしゅうございますでしょうか。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 少し角度を変えて質問いたします。

今回、草部南部水系の方が昨年来、拒否されて、場所が変わりました。東小中学校・東保育園周辺というようなことで、同意を業者さんがとっておられるというふうにお聞きをいたしています。

その施設には、そういう教育施設が一番近いわけでございます。どの人家よりも近いわけでございます。その指導管理責任者として、教育長、どういうふうにお考えですか。

○議長（三森義高君） 教育長 渡邊哲郎君。

○教育長（渡邊哲郎君） 今の3番議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

先般、担当課の課長さんより、東小中学校の付近に養豚業の建設が計画されていると、その業者さんには、学校が一番近いので、教育委員会か、学校に説明に行ってくださいというふうをお願いをしているという報告を受けました。

それで、私の方も各小中学校の校長の方にこういった建設の予定があるので、業者さんの方が説明に来られるかもしれませんと、その際は、委員会の方にも連絡をしてくださいというふうをお願いをしております。しかし、未だ、まだ、業者さんの方からお見えではございません。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 私は、管理責任者であります教育長が、今までの経緯をふまえて、養豚場進出の経緯をふまえて、やはり、私は、教育長として、子供達のその教育環境というのを守る責任があると、教育長の考えをお伺いしているんです。

○議長（三森義高君） 教育長 渡邊哲郎君。

○教育長（渡邊哲郎君） 今、申し上げましたように、業者の方からこういった施設ですよ、こういった計画ですよという明確な説明があっておりません。それで、そういった分がはっきりした中において、学校、または保護者、委員会とも協議をしていかなければならないというふうに思っております。

これは、やはり、いろいろ施設あたりがどういった分が出てくるかで、どういった規模かという分をないと議論の方法がないと思っております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 私は、議論をなささいと言っているんじゃないですよ。教育長の考えを聞いているんですよ。教育長の思いを。大丈夫なのか、今まで相当お話は聞かれていると思いますよ。私も教育委員会の方に何回か足を運んで、電話もいたしました。教育長のお考えを聞いているんですよ。協議をしてくださいということじゃありません。

○議長（三森義高君） 教育長 渡邊哲郎君。

○教育長（渡邊哲郎君） これにつきましては、町長の方がお話されましたように、地域住民の方々が納得、協力をされなければだめだというふうに。ですから、やはり、私達としても、やはり、そういった形で、子供の環境を守るためには、そういった保護者あたりの理解が得られなければ、だめだということです。

これは、議員さんもお承知のように、教育委員会というのは、合議制でございます。私独自で判断ができるものではございません。

私としましては、やはり、今言いましたように、協議をさせていただいて、方向づけをしたいというふうに思っております。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） どうも、まともに答えていただけませんが、私の結論が急ぎすぎるのかなというふうにも思いますけれども、同じような内容で、学校設置者として、町長のご意見を。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、いろいろ教育長は、立場上、そういうお話がございました

が、先ほど申しましたように、ノーでございますと、どうか、わかってくれんかな。ノーでございます。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 今、はっきりとノーというようなことで、町長の方からご答弁をいただきました。地域にとりましては、ほっとしている部分もあろうかというふうに思います。

このような水質についての、高森町、全国の分水嶺サミットなり、水の生まれる里というようなことで、熊本市との水関連の協定もあります。やはり、このような部分については、慎重に慎重に議論を重ねていただきまして、これから、そういう部分については、結論を出していただきますように、お願いを申し上げるところでございます。

これもちまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 4番 甲斐でございます。

今日は、先ほど来から、議員さんからも言われましたように、初めての日曜一般質問の開催でございまして、傍聴の方々の背を受けながら、質問をしていくに、少し緊張をしております。

町長におかれましては、この町財政危機の打破し得るリーダーシップを発揮していただくために、私は、（１）過疎対策について、（２）町の医療と福祉の現状、（３）介護保険についてということで、お伺いをしていきたいと思っております。明快なご答弁を期待をしておるものでございます。

今、会期中の国会もテロ対策特別措置法が11月1日に停止し、また、前防衛事務次官の軍事専門商社との癒着ということで、相次ぐ不祥事の問題、また、後ほど、任期の問題も触れさせていただきますが、依然として、不透明であります。

県は、九州新幹線の全線開通、あと3年4カ月でございましょうか、開業を見据えて、「阿蘇、豊かな水、火の国」をキーワードとした認知度向上の戦略をまとめて、力を入れておるようでございます。

町としましても、私が1番の過疎対策ということでございますけれども、これも、活性化ということも意味も込めまして、どのように進められようとするの

か、これからお伺いを申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 4番議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

過疎対策はどうかというご質問が大きなウエートだったように思いますが、ご存じのように、過疎対策というのは、なかなか、一言で片づけていかれない、明日治る品物でもございませんし、何とかして、この過疎対策というのは、私、高森町だけの問題だけでなく、国上げて、過疎対策というのは、今、させていただいておるところでございます。

そしてまた、高度成長期におきます都市部への人口流出、いろんな国全体的な規模から申しますならば、だんだんだんだん1日1日と、私どもの町は過疎になっていくばかり、その対応といたしまして、いろんな国の施策の中に辺地債、過疎債とか、そういう債を付けて、面倒を見るような言葉がございますが、最終的には、2割なり、3割なり、最終的にはお返しをしていくのが、今の現状であろうかと、そのように思っております。

私の町といたしましても、本町における人口は、先日の合併50周年の記念の時にも申し上げましたが、昭和35年の11月には、1万3,934人の人口でございました。それから、減少の一途をたどりまして、本年度の11月30日現在、7,523人と、本当に過疎になっておるところでございます。この約50年の間に、6,411人減少したと、パーセントで申しますならば、46%減少をいたしております。早い話が、半分に減ったということでございます。

ちなみに、平成15年12月に国立社会保障人口問題研究所が発表いたしております、私どもの将来の人口増は、平成27年には6,078人になるんじゃないかというようなデータがここに出ております。これは、あくまでも、データでございますから、何ら今までの推移を分析された結果がそのような言葉であると、ということは、今から600人ほど人口減になるというような計算になろうかと思えます。

しかしながら、いろんな、今現在、私どもがやっていますいろんな地域的に、過疎対策、そしてまた、高齢者対策、少子化対策、なかなか思うようになっておりませんが、国も地方をなくするということはありませんが、国土を守るという意味では、私どもが一番地元において、毎日毎日、守っているおかげで、熊本市内の水も日本有数でございますが、地下水で全部賄うと、そのような熊本県でございますし、また、地下水一つにいたしましても、過疎、過疎という中

でも、過疎の中で、お守りをしていく、大沙汰になりますと、年間、田んぼに水を張っていただきまして、どこに私、水が出るかわかりませんが、いろんな調査をした結果、大津町に水を溜めたが一番、熊本市内に流れ込むというような、もちろん、50年、100年かかって流れ込むものだと思いますけども、そういうお話があつてございます。

今現在、私も、この過疎は何とかせにゃん、道路整備でん、何もそうですが、やはり、私どもが過疎を悲観的だけじゃなくて、そういう見方だけじゃなく、減った、減った、お年寄りが増えた、増えたと、そういう悲観的だけの問題じゃなく、何とか、過疎対策、高齢者対策をしながら、皆さんの意見を聞きながら、やってまいろうと、そのように思っております。

その意味でも、今、道路整備もできる限り、利便性のあるところから、緊急性があるところから、危機管理道路から、できる限り、早い機会に、そういう安心して、過疎ではなく、過疎じゃないというような、いろんなハード面もしてやっぺいこうと思っておりますし、また、今のうちの過疎対策、申しますと、先ほど、お話がありましたけども、ライフ面、いろんな面からしていこうと、そのように思っております。

本当に過疎対策というのは、こうして、こうしてというのは、なかなか1、2、3、4、5というふうには行っていないのが現状です。しかしながら、これは、私どもに、今課せられた大きな問題でございますから、誠心誠意、過疎対策をしていこうと、そのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 自席よりお許しいたきます。

再度、質問をさせていただきますが、今、町長さんの方から難点な過疎対策ということに述べられました。大変、これは、私達の町にとっては、この過疎というのは、大変誰がお考えされても、難しいことでございます。けれども、何か、やらなきゃ、このままでは衰退をたどるのは目に見えているような感がいたします。

基幹産業であります農業をとりまして、今、取り巻く環境は年々厳しくなっておるようでございます。ましてや、原油高騰による農業経営の存続の危機を感じる方が大半ではないかと思っております。

町長は、一次産業であります、この農業振興を政策の大きな柱であるということをお訴えておられますけれども、国の失策であります、私は失策と思っておりますが、生産調整による減反、あるいは、休耕等での耕作放棄者が増えて、過疎が進

み、今では、限界集落とも言う名が付いた消滅をしていく集落の危機さえも出ておるようでございます。

町長は、どのような異常事態を対処されようとしておられるのか、再度、お聞きをいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） なかなか、一言で答弁するのは難しゅうございますけども、本当にご存じのように、私どもの町は、農業が第一次産業の基幹産業でございます。これは、決して忘れることのない事実でございますが、今、認定農業者、また、農業委員会の方々、いろんな方々とお話を申し上げながら、ご相談申し上げておりますけども、大変、農家を取り巻く現状は厳しいものがございます。

一般的に、私どもが言うなら、高冷地野菜をやるとか、トマトとか、イチゴとか、いろんな問題が、今はクローズアップされておりますナスの方は、ブランド化されたというような雰囲気になっておりますが、まだまだ、トマト一つ見るにいたしましても、大変な農家には厳しい思いがされております。どのようにするかというのは、私も、農協の方々とも、JAさんでございますが、いろんな機会あるごとにお話をしたり、また、一緒に東京の方にも陳情に行ったりとか、たび重ねておりますけども、未だに、米の値段にいたしましても、なかなか思うようにいっていない。打つ手がない。ただ、今現在、申しますならば、やはり、農地が荒れていますこと、そしてまた、後継者不足、もちろん、高齢者、大変遊休農地が増えておりますものですから、その分は、そういうことに関しましては、農業委員会の方にも是非、お願いをし、就農をしていただく、また、新しく農業に従事をしていただく方々を募集しながら、そして、いいサービス、高森町としてのできる範囲内のお出でいただく方々にサービス、またいろんな税の面とか、そういうものを今後、進めていこうと、そのように思っております。

いろいろと輸入輸出でございます。輸入の方は、大変外国の方も強うございます。野菜だけじゃなく、肉、いろんなものがそうでございますが、輸出の方は、工業国でございます、自動車関連、そういうコンピュータ関連、そういうものにつきましては、大変すごい勢いで進んでおります。その分が今、申しますように、地域の格差、都市との私どもの格差が開いている部分だろうと、そのように思っております。

先ほど申しましたように、私どもがおってこそ、初めて、日本の国は成り立っているものと自負をいたしているところでございますし、その自負のかわりに、何ら

かの形で、援助を受ける、そのように今お願いをいたしております。

大変申し訳ございませんけれども、単純なお金を計算いたしますなら、平成11年に24億円余りの交付税がございました。今現在、特例を入れてまで、特別債まで入れてまで、19億円近くでございます。今、6億6,000万円ほど減になってございます。これが、三位一体改革で、今、私どもにしわ寄せが来た分です。それと、また、農業、第一次産業がやはり、景気が良くないということで、自主財源ということで、温泉・たばこ・軽自動車・固定資産、私どもが一般的で言う自主財源に対しましては、約5億7,8,000万円ほどございましたが、今現在、4億7,8,000万円です。約1億円ほど、自主財源も減になっております。そういうことを含めまして、ちょっと質問の内容は変わりますが、工業団地誘致、また、11月13、14日にいたしました南鉄によりますDMVによります何とか観光客をとということで、今努力をいたしております。

どのような結果が出るかというのは、なかなか私どもも判断が付いていないんですけども、一つ一つ、先ほど申しましたように、皆さんと一緒になって、やらんことには、どうにもならないということでございますので、なかなか、これといった策は、情けない話、ございませんが、私が申しましたように、基幹産業である農業につきましては、今後も精一杯できる限りのご支援を申し上げながら、また、側面からも応援を申し上げていきたいと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 農業問題もなかなか町長さんの方からもはっきりした答えが出ないと大変難しいということでございますけれども、単純な質問になるかと思っておりますが、この新幹線の開通に伴う観光客の通過型から逗留型というような板に何とか、新幹線が開通しますと、今、申し上げましたように、3年4カ月しかございません。県の方は、天草と阿蘇、それから、水と火の国ということで、県南の方は八代と玉名の方、駅ができるということでございますので、県庁所在地の周辺を活性化するためには、県の方もしっかり考えられておるようでございますけれども、この新幹線の観光地、宮崎県の方に飛んでおりますこの325号線、265号線、この観光客をただ通過型にするよりも、また、町が指をくわえて、これを見守って、そのままの状態でするよりも、何か、戦略構想と言いますか、もうぼつぼつ打ち出しをして、客の呼び込み、あるいは、この泊まり型、逗留型の施設というのも考えていっていいんじゃないかと思っております。

あくまでも、町の中心部が活性化をしなきゃ、山東部は、とてもじゃないが、今

のままで衰退をしていくのが、どうしても見えているのじゃないかということ、先ほども申し上げましたが、先般、認定農業者の会ということがございました。それに行政・議会と併せて、懇談会ということに、これに参加をさせていただいたわけでございますけれども、認定農業者の会の80名の方達の中からも、やはり、今、私達もやりたいけど、どうしても、やっぱり行政の方から、あるいは、JA関係、関係機関の方からも何か指導がないものかということで、思案をされておるのは確かでございます。単純に申しますれば、町の通過型を農産物のブランド化、要するに、ブランドが何が高森町にあるかということ、これによって、ブランド化という、ブランドという農産物も今のところは見当たらないものがございます。そのためにも、ひとつ、道の駅と申しますか、要するに、直配の施設の場所をこの周辺に設置をしまして、それから、活気を持たせるといような、これも1つの案ではなかろうかと思っております。

これは、私が、ただ、私の考えだけでございまして、今後、ご検討をしていただきますならば、やはり、高森町はある程度は、農産物を中心にした町の活性化には手とはなるんじゃないかと思っております。

次に、私は、町の人口と地方交付税の推移予想という、これ、大変難しい定義をさせていただきました。総務省は、本年度から地方交付税総額の10%に導入する新型交付税ですか、この影響について、都道府県と市町村別の変動額の試算を発表をいたしております。熊本県内では、熊本市の1億1,000万円というトップに14市町村が減額となったということでございます。新型交付税は、従来の交付税配分額が複雑なことから、人口と面積を基本に簡素化するための導入であるということでございます。自治体間の配分額のデータ量を抑えるということのためのようでございますけれども、人口の少ない本町におきましても、除雪費の加算を、寒冷地の割り増し等の事情に応じた調整廃止を行なったと言いますが、本町の場合は、減額ですか、増額ですか。これをお聞きしたいということで、質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） ただいまのご質問の除雪費については、本町は該当いたしておりません。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） じゃあ、14市町村の中には入っていないということでございますね。

再度、質問をいたしますが、住民の間では、財政問題の不安が強いと、それから、長期の見通し、要するに、私は10年ということでごここに掲げておりますが、この10年ということは、大変、長いようで短うございます。

それから、3点目に住民のサービスの低下が非常に心配であるということでございますが、今、人口という言葉、先ほど、町長の方から減るということをお伝えになりましたけれども、再度、その点からお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、ご質問でございますが、町と人口の減、また、地方交付税の推移についての10年後はどうかというご質問だろうと思います。人口につきましては、先ほど申しましたのが、推計が出ているということで、何ら悲観するものではないと、600人減れば、600人増やす方法を考えればいいわけですから、何も減る減ると、そんな悲観することはないと思いますが、交付税につきましては、国が持っている品物でございます、私どもがいくらやる、これしこやるじゃなくて、大変、交付税は難しいものがございます。ただ、今、新聞で、少しだけ安心というか、楽観はできませんけども、東京・愛知・神奈川、東京は約3,000億円法人税等出しますと、地元で全体的なものを約4,000億円ほどを配分しますと、そうやって、地方の活性化をやるというふうになってございます。

それと、今、一生懸命私どもがお願いをする、私一人でじゃなくて、日本全体の地方の方々、地方自治体がお願いすることは、真の財政改革をということで、今、お願いをいたしておるところでございます。12月2日の日にも日曜日の日も、私も三森議長と一緒に話を聞いたところでございます。少し安心したのは、地方のガソリン税の方の道路の整備につきましては、今の暫定、30年も暫定だそうございますが、再度、10年間を持つと、これは道路網整備がまだまだ地方は遅れているという意味で、10年はやりますということが、最近、新聞報道されたところではなかろうかなと、そのように思っております。そういうことが、もしも、なくなった場合は、私どもの町の事業は、3分の1、もしかしたら、20%ぐらいまで、道路網整備は、20%ぐらいしかできないような状況になるんじゃないかなと、半分というようなことを言いますけれども、決して、それも地域によりまして、配分があるわけでございますから、うちの町あたりは、本当に道路網整備一つにいたしましても、本当に20%ぐらいの事業しかできないような状況が来るんじゃないかなというようなことを想像しながら、この前も、12月2日の日には行ったんですけども、おかげさまと申しますか、やはり、地方の見直しと、この参

議院選挙の後の地方の見直しというのは、本当に政府の議員の方々も力を入れていただいておりますので、楽観はできませんが、少しは期待はできるんじゃないかなと、そのような、今気持ちになっているところでございます。なかなか、10年後を見計らって、お話をと言われても、本当になかなか10年一昔が、今は3年一昔、1年一昔のように、日替わり弁当のように変わっていく時代でございますものですから、なかなか明快なお答えができないということでございます。ただ、できる範囲内を、そして、私どもの町も本当に今後、いろんな交付税だけじゃなく、また、事実ができるような、自主財源のもとに、ある程度はできるようにがんばらにやいかん、そのように思っております。道路網整備にいたしてもそうです。日の尾峠線もそうでございます。今、熊本県で、私が言うまでもなく、税をいただかなくていい団体は大津町だけでございます。その前は、苓北町というのがございましたが、あそこは火電があるところでございますけども、最近、やはり、原油の値上げか、内容は私は知りませんが、あそこも全く、交付税を最近に交付されております。今、熊本県では大津町だけが不交付団体です。私どもも、そういうことが、是非、たとえ夢にいたしましても、国の力に頼らないで、何とかできるような、そのような方策をしていくべき、そのために、日夜努力をしているところでございますので、明快なお答えではございませんが、よろしく願いをいたします。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 医療機関の確保と福祉施設は万全であるかということに触れさせていただきます。

これ、後ほど、議員さんの方から合併の質問が出ますので、とおりをちょっと質問させていただきます。

県は、旧合併特例法によりまして、平成の大合併と、県内の市町村は、94から48ということになっております。県は、さらに、旧合併法の下で、合併をしなかった自治体の再編を託そうと2005年度から2009年度の末まで期限を切っております。合併に際し、特別配置がおかれる市町村合併、これですね。これが、新法というのが、2005年に出ております。後2年半で切っております。17の1万人以下の市町村に限り、先般から潮谷県知事の方から私達の議員の方にも書簡が届いております。この内容が、このままあなた達の町が合併しないで、単独の道を進めれば、今後、増加が予想される医療・介護・行政サービスの対応ができないと、まさしく、これは、督促状のようなものでございました。

この医療に関しまして、町長、お答えができますならば、お願いをいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今現在、介護保険法等についてご説明を申し上げますが、高森町におけます65歳以上の人口は、11月現在で、2,419名の方々がおられます。その中で、介護の認定を受けられる方は356名でございます。約14.7%に当たります。

内容といたしましては、要支援の1、2、認定の104名、要支援の1から5までの方々で252名おられます。そういう面を含めまして、いろんな40歳以上の方からお願いをしながら、平均すれば、高森町は3,900円、介護保険料として納付をしていただいております。いろんな地域によりましては、5,000円のところもあれば、4,000円のところもあるかと、そのように思っております。他町村のことは把握しておりませんが、今現在、私どもは3,900円の介護保険料をいただいております。

今後は、先ほど、1番議員さんからもご質問がありましたように、後期高齢者ということで、75歳以上の方々を広域事業ということで、熊本県1つに、広域組合ができてございます。その理事長は、熊本市の市長さんでございます。その中で、今から後期高齢者75歳以上の方々、介護保険料と一緒に後期高齢者保険も一緒にお支払いになっていくような、そのような制度であろうかと思えます。確かに、1万円近くになると、厳しくおっしゃいましたが、この後期高齢者というのも、私どもが町で独自でお願いするわけじゃなくて、国の施策のもとに、熊本県一つに後期高齢者制度と、75歳以上制度ができたわけございまして、お金が足らんらどうだからということで、決して、後期高齢者、そういう地域を認定があったわけではございませんで、これは、日本全国都道府県ごとごとく、1つずつ広域事業ということでできたようでございます。

福祉関係におきまして、今現在は、説明申し上げましたが、私どもも制度を、私どもが勝手になかなか改正するというのはございませんけれども、今後の取り組みでは、平成18年4月から、私どもの大幅な見直し、要支援法というのがございまして、今の状況を少しでもいいように、悪化を防ぐために、介護予防サービスとか、いろんな新設をしてみたいと、そのように思っておりますし、また、地域的には、人それぞれに合った介護サービスを提供するようにがんばってみたいと、そのように思っております。

町といたしましても、その問題に対しまして、いくつかの市町村でも廃止となっ

たとか、いろんな予防法とか、いろんなございますが、私どもも、要介護状態にならないために、皆様方に介護予防に力を入れられまして、高齢者が安心して暮らしていけるまちづくりにと、努めて、現在いるところでございます。

○議長（三森義高君） 関連していますので、住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 今、4番議員さんの方からお話がございましたように、町長、幅広くお答えをいただきましたが、私は、絞って、医療について、お答えをさせていただきます。

医療機関については、すでにご存じのように、私どもの町に公営のものはございませんで、民間のお医者様が開業をさせていただいておりますが、一般診療所、内科・外科含めまして、私どもの方に4件ございますのはご存じのとおりでございます。これは、人口1万人当たりになりますと、国の場合が7.63件ございます。それから、県の基準でいきますと8.03件ほどございますが、私どもの方では、この1万人の人口に引き直すと、5.31ということでございますから、国や県に比べて少し診療所数が少ないかなという感じはいたしております。

それから、歯科につきましては、3件ほど開業いただいておりますが、これにつきましても、人口1万人当たり、全国レベルで5.22、それから、県レベルで4.38、私どもの方では1万人に直しますと3.98ということですから、これも、国・県に比べますと、開業所数が若干少ないとは思いますが、今のところ、初期診療については、事足りているかなと思います。

しかし、これも、町部に全部ございます関係上、山東部の方には、こういう医療機関については、ご不便を与えているのかなという感じはいたしております。

私の方は、今、ご質問がございました小さいところに絞って、答弁をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 私もちよつと質問するあれが、もうちよつとわからなくて、大変、福祉というのは、難しゅうございまして、大体、これから介護保険の方に移りたいと思っておりますが、介護保険の方に移らせていただきます。

介護保険と言いますと、今、1番の議員であります立山議員も大変、今までの職業柄に大変お詳しい方ございまして、先の質問の中にもその中を、質問を抜きまして、私なりの質問をさせていただきたいと思っております。

この介護保険というものは、大変、難しいものもございすけれども、今、町長の方が説明をされました、この後期高齢医療制度と、これは、現行の老人保険制度

が来年の4月1日に新制度になるということの意味合いでなかろうかと思っております。

その内容は、都道府県ごとに市町村が加入する広域連合が制度を運営し、診療報酬体系74歳以下の高齢者には別立てとなり、原則として、対象者全員から保険料が徴収されるということになり、独立した医療制度になるということですね。

それで、75歳以上の方からも保険料が賦課されるということですかね。それにつきまして、3点ほど、ちょっと疑問点がございますので、福祉課長の方で結構でございます。月額1万5,000円以上の年金があれば、年金から天引きされると、今度の新制度はですね、それと、2点目が、保険料を納められない場合は、保険証を取り上げられるか、窓口で全額を支払わないで資格証明が発券されるので、そうなれば、全額負担ということですかね。それから、3番目に、お尋ねいたしますのが、診療報酬に包括制が導入されようとしております。75歳になれば、必要な医療を受けられることに制限が加えるのではないか、この恐れがあるということでございますので、この3点ほど、福祉課長、ご説明いただきますと、大変わかりやすくなると思っております。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） それでは、お答えをいたします。

ただいま、ご質問がございましたように、来年4月から後期高齢者の医療制度というのが発足をいたしてまいります。その準備に翻弄されているわけですが、残念ながら、まだ小さいところ、国の議会の方で決定されていない事項がたくさんございます。したがって、概略でお話をさせていただくことになろうかと思っておりますが、お話のように、1万5,000円、これは、介護保険もそうなのですが、月に1万5,000円以下の年金の方からは普通徴収でお納めをいただくということになります。それから、1万5,000円以上の方については、当然、その年金の中から源泉徴収ですから、さっ引いて年金をお支払いになるという制度でございます。

それから、2番目の納められない方については、医療を受けられないのかという話でございますが、これは、国民健康保険も同じような制度を行っておりますが、資格証明、まだ、私どもの町では資格証明を発行いたしておりませんが、資格証明を持って、病院の窓口に行かれますと、10割、医療費そのまま取られて、後で発行された証明を持って払い戻しをしていただくというようなことの医療を受けることになるかと思っております。まだ、これは、確定いたしておりませんので、そこ

まで厳格に適用するかどうかということは、まだわかっておりません。

それから、包括制ということは、これは、重複受診等があるわけです。非常にお年寄りの方は、私どもの方からもレセプト点検をしながら、そういうことがないように指導はいたしておりますが、病院に行かれますと、この病気はあの病院がいい、ここがいいとか、いろいろ行かれるわけです。同じ病気で、血压であれば、眼科なんかもそうなんです、あそこの先生がよかるといいなると、そっち行ってみる、こっちがいいという、同じ病気でそっちに、大体、先生方の見立てといたしますか、それは一緒なんですけれども、そういうことがないように、レセプトを点検しながら、指導していくというようなことは、当然、今後は続いて、ちょっと今はなし崩し的に、それを黙認して、医療費を払っている状況もございませけれども、医療費が高騰している中では、無駄のないような制度というのは、構築されていくだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） この後期につきましては、まだまだ、中身、考える余地があるということのご説明をいただいたような気がいたします。

昨年の7月からでしたか、介護保険法が改正されまして、要介護1の大部分に当たる介護の軽い人達を、新段階の要支援1、2として、別枠の新予防給付、これにされたら、これは、昨年の10月でございましたか、今まで受けられたサービスが限定されたことをはじめ、ケアプラン作成や介護報酬の面で、サービス切り捨ての仕組みが幾重にも組み込まれたような感じがいたします。

課長、その点をご説明お願いいたします。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 確かに、昨年の4月から介護保険法が大幅に改正をなされておまして、お話のように、従前なかった要支援1、2というのが出てまいっております。これ、介護は、基本的な考え方が、やっぱりお年寄りのお気持ちの中には、最期は自分の自宅で迎えたいという、私どものアンケートの中でもそういうことがたくさん出ているわけですが、それが反映されております。

したがって、要介護に進まないために、私どもの方で包括支援センターなるものを直営で、今やっております。要支援については、介護に進まないようなケアプランを、今作成をしております。これ、一番変わってまいりましたのは、施設とお使いになる方が1回いくらで契約されておったのが、すべてそうなんです、要支援

1、2については、月々の上限額が決まっておりますので、その範囲内でお使いになるということですから、逆に言いますと、施設から言えば、例えば、デイサービスなんかは、週に1回来られる方も、2回来られる方も、3回来られる方も、月々の金額が一緒なんです。上限なものですから。それで、サービス低下というのは、そのようなこと、今まで2回、自分のお金を出して、1回500円お支払いになって行っていた方が、この制度によって、1回でないと使えなくなったということで、若干後退したという印象を、私どもの方にも苦情も寄せられている。これは、十分、ご納得いただきますように、私どもの包括の職員が入りまして、この方については、2回必要であれば2回と、施設の、それから、ご家族の方、ご本人さん交えて、十分協議した中で、そういう利用の仕方をさせていただいているのが、実情でございますし、ご不満、同じような方が、向こうのばあちゃん、2回行きよくなって、何で私は1回かというようなお話もございますけれども、そのあたりは、十分ご理解いただくように、ご説明をしながら、利用させていただいている実情でございます。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 本当、これにつきましても、大変ややこしいような状態で、私達も本当の話がわかりません。なおさら、高齢者の方達の受給されます点、見ましても、納得のいくような説明をされますように、お願いをしておきます。

次に、先般、7月2日でございましたか、熊本フレインさんから町の社会福祉協議会の方に、車椅子5台を寄贈されましたということを広報たかもりの方に載っていたようでございます。

そのような介護予防品、車椅子とか、電動ベッドとか、こういうような軽度の人に対し、福祉用具の貸し出しの制限はありますですか。お願いします。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） リース事業につきましても、介護度具合によって、従前より厳しくなっております。というのは、例えば、電動ベッドなんか、お使いになることによって、身体が本当に使わなければならない筋肉等がだんだん落ちていくということで、介護が進んでまいります。そういうことから、もう少し、やっぱりそう進まないように、自助努力をしていただこうというのが、基本的な考え方でございます。

電動車椅子にしても同じですね。杖でも使って、時間をかければ歩いていけるん

だけでも、やっぱり電動車椅子を使った方が便利がいいということで、お使いになることによって、歩く筋力等が低下するということになりますので、基本的には、介護度が進まないためには、自助努力をやっぱりやっていただく以外にないものですから、基本的には、そういう基本的な考え方の中で、今までお使いになっている方々からお返し願うとなると、やっぱり介護が厳しいというような言葉になって返ってくるわけですが、現実的には、その方のために、お使いにならない方がいいという考え方でございます。

それは、もう今、お話になったように、十分、そのようなことは、説明をしてご納得をいただいて、場合によっては、お返しをいただくということでございます。

それから、どうしても使いたいということになると、それは、自費購入をしていただくということになるかと思えます。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 最後になりました。私も本当、今まで福祉・介護・医療関係も人ごとのような気持ちで今までやってまいりましたけれども、来年の4月からは、もうこればかりじゃありません。他の飲酒類等も値上げをされますし、生活にされます日用品、あるいは生鮮食品等々にもよく調べてみますと、2,000種類ほどは来年の4月も上がっているやつもありますけれども、やはり、燃料の、原油の高騰についた関係で、大変に苦しい状態が今後は続くと思っております。

私、一言だけこの場で申し上げさせていただきますのは、福祉の医療のデイサービスの問題でございました。8月7日に、ある事業所から送迎の中で、私達の山東部の方ですが、方が、事故に遭いまして、1人は尊い命が奪われました。1人は、今でも、入院をされております。これも、私もずっと調べてみましたけれども、保険の方は、十分な対応をされております。今度は、その病院からどんどん変わりますということでございますけれども、保険会社の方もずっと対応をされておりますけれども、やはり、こういうような事故があった場合、乗っている人達は身体の不自由な方々でございまして、今後、こういうことが二度とないような形で、町長さんでも結構でございますが、ご指導方をよろしく願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君の質問を終わります。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。ただいま、37分でございますので、1時25分から再開したいと思います。ようございませうか。それでは、1時25分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時35分

再開 午後1時27分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

私は、改選後、初めて質問することになりました。しばらくの間、入院もしておりましたし、まだ、体調も本当ではございませんけれども、病気に打ち勝つためにも、自分に言い聞かせながら、やっと、質問要旨をまとめてきましたので、どうぞ、一部、4番議員さんが質問された部分もありますけれども、重複した部分につきましては、簡潔にしたいというふうに思っておりますので、どうぞ、よろしくお願いをいたします。

3点に絞って、今日、町村合併の行方と町の財政、それから、企業誘致について、3番目に、観光振興とその宣伝、マップと言いますと、その方法について、お尋ねをしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

最初に、町村合併の行方と町の財政について、このことにつきましては、明日も県から来て説明会があるということでございますけれども、潮谷義子知事から直々に、お便りもいただきましたし、また、熊日でも1面に掲載をされました。合併しなかった町村に一日も早く、議論に入るようにというような要望でございます。

さっきから何度も財政状況厳しい、合併しなければどうにもならないというようなご意見も伺っておりますが、はっきり言って、今、今日現在、こういった県の要請を受けながら、藤本町長として、どういうお考えをお持ちであるかを、まず、お聞きをいたしたいというふうに思っております。

よろしくお願いたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 5番議員の甲斐議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

合併について、どのようなお考えかということでございますが、私は、日ごろか

ら、町村合併問題につきましては、避けては通れない問題であると、そのように思っておりますし、合併につきましては、地域住民の意思に基づく自由なものであると、そのように思っております。また、県知事の潮谷知事からの方も強制的なものはありませんというようなお返事を伺っております。

なかなか、それこそ、合併は傷みを伴うものでございまして、良し悪しが、先ほど申しましたが、なかなかメリットが見えない部分、なかなか難しい部分がございます。そういう意味におきましても、先日来よりも、東京に、国会の方に行きましても、決して、強制的な合併はしていただかないように、そのようなことを意思を伝えてきたところでございます。

財政的にはどうかということでございますが、住民サービスがどうなのか、その辺のことにつきましては、今の合併町村その後の状況等をいろいろ判断いたしますが、なかなか、目に見えていないというのも現状だろうかと思います。

高森町にとりまして、どのような状態があるべき、また、どのような将来像を描くべきかは、今後、見極めながら、進めていくべきだろうと、そのように思っております。

このような前提につきまして、各議員さんのご意見等も今後、伺いながら、そして、議論をし、判断をさせていただきまして、最終的には、住民の皆様方の意思を聞き、それに基づき、高森町の将来は決定したいと考えております。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 自席から質問をさせていただきます。

新法が22年3月末で切れるということでございますし、それまでに、何とか、まとめてほしいというのが、県の要望のようでございます。私達から言わせると、現況の阿蘇の今の形ができあがったのは、やっぱりこれは人のせいにはいかんと思いますけれども、県の指導力なり、国の政策といえますか、そういうものがもう少ししっかりしておったならば、こういった形は生まれてこなかったんじゃないかという、今もそういう気持ちを持っておるところでございます。

私達の新しい議員さん3人おられますけれども、議員の中でも、先の合併については、真剣にとらえて、阿蘇南部1つならば、もうまとまろうという気持ちで進んでおった矢先に、3村が合併するというので、立ち上げられたわけでございますけれども、それをすぐ、振興局なり、県は認めたということで、いわば、我々は、捨てられたというか、そういう形になったのが、現実じゃないかというふうに思っ

ておるところでございます。

それで、今度も、やっぱりさっきから言われるように、すべての問題、大変私達も苦慮をするところがございます。阿蘇郡は、幸いにして、医療・介護、それから消防のことにつきましても、あるいは、し尿処理、それから、霊照苑あたりもできておりますけれども、できる限りのことは、この広域連合で進めておりますけれども、あとで財政問題については、質問をいたしますけれども、我々が望んでおった中部1、南部1、北部1の構想が崩れ去ってしまった今現状ですね。残された西原・高森・小国・産山といったところで、合併を進めようと言われて、果たして、できるのかと、非常に疑問を持っております。

それともう1つは、今、新しく南阿蘇村ができ、また、阿蘇市ができあがっておりますが、まだ3年足らず、本当に合併処理も完全にできあがっておらないうちに、受け入れされるのか、それも、大きな疑問じゃないかというふうに思っております。そもそも、合併というのは、人間の結婚と全く同じじゃないかというふうに、私はとらえておりますけれども、相手がありますし。どんなにこっちが申し込んでも、向こうが受けんなら、これはどうしようもないです。

それで、本当言うならば、明日、説明会がありますが、県にも強く申し入れるつもりであります。今度も、皆さんも配布されました大きなマップをいただいております。ああいった構想をちゃんとつくったら、もう少し強い姿勢で町村を説得するなり、指導するなりが、私は必要だというふうに思っています。

そういうことで、今、町長は、成り行きをまたないとしようがないというような考え方であろうと思っておりますけれども、もし、町村長会議なり、あるいは、県の会議に行かれて、その新しい町村の雰囲気なり、何か、つかんでおられたら、お聞きをしたいというふうに思っております。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 町村合併のことにつきまして、今、ご質問であったかと思いますが、県から指名されました平成の合併案では、A案・B案・C案と、いろんな案がございました。

その中で、私もちょうど議員でございましたが、5町村一緒になるということで、西原さんの方ははっきり当初から、こっちはかたりませんという意思表示がございましたから、旧蘇陽町・高森町・白水・久木野・長陽ということで、大体話は進んでいたのが現実でございます。

いよいよ、現実を見るということで、久木野の庁舎でいろんな報道関係の方々か

からお出でになりまして、調印あらかじめ決めますよということになりましてから、3村だけというふうなお話がございました。また、その3村だけという話の中に、5町村の話をする下に、3村でしたらどうなりますよという、そのような書類もできてございます。計画もございました。だから、当時の今村町長、蘇陽町長の後藤町長さんは、あまりにも私どもをばかにしているというか、あまりにもおかしいんじゃないかと、あくまでも5町村が一緒になってやるというようなお話でございましたから、その下にすぐ3村の計画ができてきているということは、どういうことかということで、昼ご飯の食べんで、帰ったような記憶がございます。

その時に、皆さんと一緒に隣の総合センターで課長さん、議員さんも一緒に、その前町長さんの腹決めがあったんじゃないかなろうかなと、そのように記憶をいたしております。

それと、今現状の町村合併につきましては、南小国町とございます。産山もまだまだ単独でございますが、なかなか、町村長さんにいつ合併しなはるですか、どやんごつがいかなとですかというのは、なかなか他町村のことは、聞き難うございまして、また、向こうの方も高森はどがするがいたとは、まだ1回も聞きにございせんものですから、あとは、国の方針、いろんな指導に基づきまして、先ほど申しましたように、最終的には、住民の方々の意見を尊重し、決定をしたいと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 住民の方々の意見を尊重しながらということでございますけれども、その住民の意見を尊重するということがございますが、これは、まだ説明会の中で、いろいろ話も出てくると思います。

しかし、何らかの形は、やっぱりつくらにゃならんというふうに、私達も考えておりますが、まずもって、県の説明を受けて、そして、これも非常に難しいと思います。合併をせえと言っても、相手がまだはっきりせんことを持ち上げて、住民説明会をしても、これもどうかというふうに思っておりますので、非常にこの問題については難しい。しかし、町民は合併せんで立つのかと、これ、財政的な問題、あるいは、先ほどからもいろいろありましたけれども、高齢化社会で、本当に小さな町村で、財政的に成り立っていくのかという心配がたくさんございます。

そこ辺を考えた上で、県なり、あるいは、国なりに、こういう事情だと、だから、やっぱり、昔の結婚じゃありませんけれども、びしゃつとした方向、阿蘇はこういう形でいくぞというような方向を示していただかんと、住民説明もどんなに議

員さんにこんなお手紙をやっても、前には進みませんよというような強い要望をしていただかんと、何も目的もない、相手もおらん、結婚相手もおらん、それに合併を進めということじゃ、前に進まないと思いますので、そういう形を要望していただいて、つくっていただきたいなというふうに思っております。

そこで、財政の方にお聞きをしたいと思っておりますけれども、先ほどからいろいろありました。もう毎年毎年、改革、見直し等をされまして、また、議会でも行財政改革委員会をつくりまして、本当にお互いが血のにじむというか、そういう気持ちで、議員削減もやったし、また、庁舎内の機構改革、それから、最終的に、職員さんの定数を減らす、あるいは、給与まで大幅カットということで、最終議会で非常に職員の皆さん方にも、大変な傷みを与えることに、私はお詫びを付け加えて、説明をしたつもりでございます。

しかしながら、残念ながら、いろんな形が、今、できております。本当にこれは、残念で仕方がありませんけれども、一日も早く、円満な解決ができるように、私も望むところでございますが、財政の方に伺いますけれども、これだけ言って、これだけ改革をし、まだ改革が一部残っておりますけれども、もう民間に委託しなければならぬ部分は1円でも利益が上がるならということ、今進められておりますし、精一杯、やるどころまでやってきて、それで成り立たないのか、成り立つのか、非常に難しい予測ではあるかと思っておりますけれども、詳しいというか、説明をしていただきたいというふうに思っています。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 町の財政は大丈夫かという大きな質問でございますけれども、これは、ただいま、どこの町村を見ましても、当然、これは、財政難だ、また財政は厳しいんだという言葉が使われておるかと思えます。

また、国の税制改革等であります三位一体改革によりまして、地方交付税が削減され、国庫補助金負担金の改革は、合わせて、実施されました税財源の移譲が追いつかないというのが、現状でございます。

しかしながら、5番議員さんおっしゃいましたように、私達も18年3月に、高森町集中改革プランを策定しまして、事務事業、また、組織の改革、合わせまして、歳出の削減に現在取り組んでいるところでございます。

また、再度の、このプランの見直しも進めておりますし、事務事業の見直しにつきましても、現在、取りまとめ中でございます。

今、申し上げましたように、行財政改革の推進という、困難な状況にありますこ

とは、もうどなたが見られましても、ご案内のとおりだというふうに考えております。

例えば、町債の償還にいたしましても、借りる方を4億5,000万円で決定をいたしまして、それに対します現在の償還金が7億5,000万円から8億円というように、削減額といたしましては、毎年借金が2億5,600万円減っていくような歳入歳出の構造を、シミュレーションをいたしておるところでございます。

何分にも、ここ3年、20年、21年、22年というのが、償還金の一番ピーク時でございます。これに債務負担を起こしておりますそれぞれの債務負担行為にいたしましても、また、これ、20年、21年、22年というのが、一番のピークでございます。中でも、広域農道の開発、広域開発事業の広域農道にいたしましても、毎年7,600万円ほど、支払います、これが22年度まで続きます。そうしますと、その後は、大体2,700万円ぐらいで、年間収まるということでございますので、少しは、この3年を何とか乗り切れば、今の交付税の今年の削減額にいたしましても、4.数%、また削減するというところでございます。今、国におかれましても、法人事業税の議論がなされておりますけれども、このことにつきましても、2兆6,000億円のうち、県の方の配分がそうだというところでございますので、さっき東京と愛知県・大阪府等のそれを地方に返した上で、出た余剰金3,600万円を全国の市町村に配分するというところでございます。

この算出の基準が決まっておられません、まだ。いくらかは、何千万か来るであろうというふうに予測はしておりますものの、いわゆる過疎地域等に重点を配分をするということだけでございますので、「100%大丈夫か」と言われると、私達も「はい、そうでございます」ということでなくて、それに向けて、努力をしているというのが、今の現状でございます。大体37億前後のところまでいけば、ここ3年は乗り切れるというふうに考えております。その後は、今言いましたように、起債関係の償還金で、債務負担の償還金が減りますので、それで2、3億の財源が3年後、いわゆる23年度からは出てくるんじゃないかというふうに考えております。

ちょっと答えにならなかったかもしれませんが、そういうことで、財政計画をシミュレーションはいたしておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 今、総務課長からお話がありましたけれども、少しだけは安心

したかなというふうに思っています。

やっぱり、国はいろいろな政策を、今打ち出しておりますし、参議院選後、特に、地方に対しては、手厚い支援をしていこうというような政策も立案がされておるところでございます。それに期待するじゃないですけども、三位一体の改革の中で、地方に税源を譲るとか、いろいろ地方にすべては任せるとかということ言われてきましたけれども、こういった山村には税源が全くと言っていいほどないところに、交付金に頼らないと、本当に生きていけない地域でございますから、交付金がないならば、いろいろ、我々が住民の声を聞いて、執行部に要望しても、できないのが、今は現実じゃないかというふうに思っております。

もう予算の配分、来年ももう入っておられると思いますけれども、大変だというふうに思っておりますが、この合併問題と財政については、最後の質問にしますけれども、大方の住民がよそのことになりましたが、合併すれば何とかなる、合併したら、少しは良くなる、そういう安易な気持ちで合併されたところがほとんどじゃないかというふうに、私は思っております。

その関係上、合併したところからは、合併して何もよかことは見てこんど、そういう声一杯ですね。それでありますから、もし、本当に破綻するような形になって、飛び地でも合併しなきゃならんというような状況になれば、しっかりした住民に対する説明、我々は生きるための方策であって、良くするための方策じゃない、それぐらいのはっきりした説明会をしないと、大変なことになるんじゃないかというふうに、私は思っておりますが、今、財政課が言われましたように、議員、それから、町民、執行部一体となって、今、努力すれば、何とか乗り切れるんじゃないかというような予想もありますが、これは、全く予想でございますから、わかりませんが、もし、合併することになったら、そういう説明会をしていただいて、前に進めてほしいなというふうに思っております。

合併と財政のことにつきましては、以上で質問を終わります。

次に、企業誘致について、お尋ねをしたいというふうに思っています。青山製作所、今、増設工事がどんどん進められております。高森で唯一の大きな団地でもありますし、工場でもあります。今回、議員さんも何人か、本社工場、お視察になって、そして、大幅な拡張工事が進められておりますけれども、増設に伴う雇用の見通しなり、あるいは、それに対する雇用の方法なり、これは、もう1企業さんでございますので、要望しかできないと思いますが、見通し等がはっきりしておりましたら、説明をよろしく願いをいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、企業誘致等について、お話、そして、今、青山製作所様の増設についてのご意見かと思えます。

青山製作所さんは、高森町が誘致をした4社企業の1社でございまして、大変、自動車関連のボルトづくりとか、そういうふうにお聞きをいたしておるところでもございます。

また、今、私どもの町からも約80名ほどの従業員がございまして、また、今後は、最終的に、110名体制ということ、平成19年12月に予定をされて、ご報告を受けているところでございます。最終的には、来年の6月ごろに、工場ができあがり、それから、本格的なということでございます。

ただ、私どもが大変ありがたいなと思えますのは、今、青山製作所さんは、熊本工場ということで、ここに法人化はされてございません。会社の法人税とかそういうものにつきましては、本社の方に行くわけございまして、今はございません。今回は、土地をいろいろ模索をする中に貴重な土地を提供し、また、貴重な土地をお貸しをいただいた方々とか、そういう話を交えまして、今回は、熊本で完成したものをづくりあげるといって、会社が、今回は、私どもの町に法人税として、6月以降は入る予定になっております。ただ、法人税がいくらとか、それは、ちょっと私もわかりませんが、これだけの自動車関連の景気で、そして、高森町工場は、一番近いアジア・中国向けの自動車関連だそうでございます。トヨタとダイハツともう1つ何かとおっしゃいましたが、ちょっと私もちゅうには覚えておりませんけども、そういうお話でございました。

この会社が増設することにおきまして、かなりの法人税なりは、期待ができると、そのように思っております。それこそ、いろいろと申しますように、捕らぬ狸の皮算用ばかりじゃいけませんものですから、あることだけは事実でございますから、是非、一生懸命誘致企業にも賛同いたしたところでございます。

雇用計画は、平成19年4月に、今、80名体制を、平成19年12月に110名体制、そして、平成20年に新卒者を含めますトータルで、阿蘇地域から55名ぐらいを予定をしております。阿蘇地域からですね。そのうちに、今、いろんなご紹介があつてございますが、高森高校の卒業生をできる限り雇用していただくようにというのは、先搬お願いをいたしております。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 今、町長から最後に、高森高校からという説明がございまし

た。全く、私も同感でありまして、増設しよるが、少しは雇わすだろうかというような話がございまして、私も今年はちょっとあまり出とらんけん、ようわからんばってんが、それは聞いてみますたいというような話をしておりますが、やっぱりせっかく高森にこれだけの大きな会社ができあがっておりますので、高森高校なり、あるいは、高森に住む人を雇用するように、強く要望をしていただきたいというふうに思います。

そして、さっきお話がありましたように、ここが本社みたいな機能になるということで、大きなかどうかわかりませんが、法人税も入ってくるということでございますので、大変うれしいことじゃないかというふうに思っております。

そういうことで、さっき言いましたようなことにつきましては、極力、要望を重ねてほしいなというふうに思っております。

続いて、山東部に計画されて、私達、函面までいただいて、もうできるものと安心をしておりましたが、風力発電、なかなか、山東部においては、いろいろ企業誘致というか、誘致をしても、なかなか、いろんな問題が、山東部にしても、下でも同じでございますけれども、ありまして、実現をしていないのが実情であります。

こういったものなり、あるいは、後でちょっと観光のことも質問いたしますけれども、何かをせんと、あれもだめ、これもだめ、それもだめじゃあ、皆すっからかんになって、山東部は誰もおらんごつなつたぞと、イノシシやシカが住む場所になってしもうたと言われんように、これは、何かを誘致する、そういう気持ちを常に持ち続けてほしいなというふうに思っておりますが、風力発電について、今現在、どのような形になっておるのか、ご質問をいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 山東部におきます、いろいろと今、5番議員さんがおっしゃいましたように、函面もできあがり、さあいざというふうになっておるのを現実でございますけれども、私どもの新エネルギービジョンの中にも、この地域に対する、また、地球温暖化対策に向けても、自然の資源を利用する型ということで、大きく国の方もバックアップをしております。

なかなか、この風力発電の方も平成17年度から風力調査を各地域で5カ所ぐらいで、今、やっております。観測しておりますが、現在まで、なかなか、風力を調査する中に、一時的にとても風力、風の力といいますか、測定に達せなかつたりとか、また、総合的に電気を送る送電線といいますか、そういうところがあまりにも遠かつたりとか、また、電波の障害になるとか、電気を買っていただく、売電で

ざいますが、売電は、今、九州では九州電力株式会社だけでございますが、そこは売電の予約でございます。

全体的に、今、3.何%ほどの全体的な風力の電源を、売電を補いなさいということで、国の方からも指定され、今、進めておられますけども、なかなか、クジがございまして、各地域、やはり、私どもと一緒に、風力を目玉にし、そして、売電をするということに多くの地域からお願いがあり、なかなか、クジに今のところ当たっていないのも現状でございます。

今現在も決して、国挙げて、この地球温暖化対策にはされておられますので、私どもも発電施設、また、その発電施設を観光にも利用しながら、今後も進めていこうと、そのような考えでおります。

他の新エネルギーに向けましても、今後、いろんな地域のそういう観光を含めた新エネルギー対策に、その促進に努めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 時間が過ぎておりますので、急ぎたいと思います。

今、なかなか難しいというようなお話でございますので、はっきり申し上げて、あの計画はもうばあになったということでございますか。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 決してばあになったということではございません。決してそういう意味ではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 私達山東部の住民にとりましては、1基が4億ということで、80億の投資をするんだというような話で、本当に夢のような気持ちであったわけでございますので、あきらめずに、一つ、その実現できるように、努力をしてほしいなというふうに思っております。

それでは、最後の質問に入りますけれども、観光のことについて、今日は、うちの非常に町長さんを見ておられると思いますが、うちの部落からも来ておられます。私は、写真を持ってきました。これ、後で見てもらいたいと思います。こういう写真ですね。これがどこにあるか、わかる人おりますか。観光課もわからんでしょう。私は、5枚、デジで撮って、拡大してきておりますが、これ、ちょうど、私の庭というといけませんけれども、窓を開けるとすぐ前にある高尾野の大銀杏でございます。樹齢600年とも言われる、300年という人もおるし、根回りがちょ

うど10メートルほどあります。樹高は40メートルほどあります。大体、私はこの紅葉の時期に、阿蘇南部全部回りましたが、どこにもこんなきれいなところは全くありません。全く、南郷谷いっぱい回っても。

福岡から毎年、写真を撮りに来ておられます。こんなきれいなところが、わずか、車で10分ぐらいのところにあるのに、宝の持ち腐れじゃないかと、今年は、叱咤激励されましたので、わざわざ、一番いい時に写真を撮ってきたわけです。

今朝も来る時に、そこ清栄山を下ってきましたが、清栄山に登る人、今朝も50人ほど、男女、中年の方が、皆リュックを背負って登っております。年間、私は、実数はよくわかりませんが、ほとんどマイクロバスあたりで、相当数来ておられます。こういった近くにありまますので、しっかり、ひとつ、宣伝をしていただいて、地域興しの一躍にしてもらおうならという気持ちで、井上英雄さんも今日、来ておられますけれども、井上英雄さん、毎年写真を撮って、そして、もうあらゆる人に配っておられます。ぴしゃっと枠に入れて。こんなきれいな場所がございますので、議員さんもですが、職員の皆さんも、また、町民の皆さんも是非、足を運んでいただいて、ひょっとしたら、一心行の桜よりももっと私はその時期はきれいじゃないか。银杏と紅葉が非常に一所にあるわけですよ。本当にすばらしいなと思いつつ、近くで見ると、灯台もと暗しで、何かということがございますけれども、初めて見られた方は、目の覚めるような思いがすると思います。是非、高森の観光の一端に加えていただいて、そして、宣伝をしていただくなら、清栄山と一緒にお願いをしたいというふうに思っております。

そして、高森独自のもっと阿蘇南のパンフレットはいただいております。けれども、もう少し、大きく、高森独自の宣伝も必要じゃないかと思いつつ、あらゆる来客のあるところに、そういったものを貼っていただいて、宣伝をするならばと、もっと効果が上がるというふうに思っております。

それで、このチラシ、このチラシともう1つ、秋の味祭のチラシを私はちょうど大阪空港に行く時に、待合室のところに、これたくさんはさめてありましたので、目を留めたら、あらっと、湧水の字だけが見えたので、持ってきたわけですが、あそこじゃ、ほとんど見ておると、誰も出発ロビーですから、持っていきません。こういったものについても、置く場所、宣伝の方法、もう少し無駄金にならないようにしていただきたいというふうに思います。

宣伝みたいな形になりましたけれども、産業課長、一言、ご返答をよろしくお願ひします。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 今回の巨木の話についてですけども、その巨木についても、私、行ったことがあります。と言いますのも、甲斐議員さんがおっしゃいましたように、巨木、銀杏については、高尾野のが有名なんですけども、他にも永野の方の祖母神社、ちょっと雷でやられて倒れたんですけども、あそこも有名な木があったし、山鳥の方にも夫婦なんか、名前を忘れたんですけども、実際、巨木巡りはどうだろうかということで、去年の、私が担当していた時に観光案内人講座をやっていたんですけども、その中で、巨木巡りツアーということで、通常、歩きじゃなくて、車で高森管内をほとんど回っております。吉見神社とかですね。それについても、こういう巨木で有名な、その時の講師の人が、大きく話されたのかもわかりませんが、この木は西日本一とか、この木は九州で一番よとか、その時話されていました。その辺については、実際に、どういうふうに観光に載せるというまで行っておませんけども、実際に、そういう巨木巡りツアーをしたらどうだろうかということで、実際に高森町を全部回っております。そういう巨木だけを見に、大体食事付きで10時ごろ出て、2時ぐらいには帰れる、車で回りますと、そのぐらいには帰れるコースがなんとかつくれるんじゃないかということで、実際にそこを歩いてみました。

それをパンフレットにと言いますと、パンフレットをどういうふうにつくっていくかということで、非常に難しいところがあると思います。以前、教育委員会では、かなり昔ですけども、銘木一覧ということで、今はなくなっている木もありますけども、そういう大きな木とか、巨木とか、有名な木を冊子につくられた経緯もございます。

そこら辺も調べまして、確かに、1つの巨木というのは、観光客として、非常に数は少ないとは思いますが、確かに興味を持って、見に来られる方がいらっしゃいます。そこら辺につきましては、今後も検討していきたいと思っております。

それから、今言いましたパンフレット等の置き方についてですけども、これにつきましては、確かに、場所によっては、なかなか見てくださらないと、しかし、置いておかないと、全く情報が伝わらないという両面がございます。それで、パンフレットにつきましては、できるだけ多くのいろんな場所に置いております。特に、イベント等につきましては、阿蘇管内のホテルですね、ホテルとか宿泊された方には、ホテルではわざわざ、ホテルに泊まっていただくためにも、いろんなイベントがありますよという情報が逆に、阿蘇管内ではほしいということで、ホテルとして

も、あるホテルによっては、こういうことがやっていますよとか、来週やりますよというのをわざわざ配っていただいているホテル、場所によっては、空港みたいに、ただぽんと置いてあって、どうしても、場所、いいところに置いても、次の人が来てまた置くというような状況で、効果のない部分もあります。

それから、福岡方面の物産館、旅行会社、それから、行政機関に送ったり、いろんなことはやっております。ただ、それが場所によっては、あまり有効に活用されていないというのが現状でございます。

今後の、現在、どういうことをやっているかと言いますと、町が作成していますのは、高森町の観光案内マップということで、このぐらいのやつに地図を載せたやつをしております。

それから、今、先ほど、甲斐議員さんもお持ちでしたけど、南阿蘇観光連絡協議会では、南阿蘇ということで、春・夏・秋・冬ということで、シリーズで、南阿蘇のいろんなやつを持ち込まれてやっております。

それから、今後ですけども、観光協会さんでは、高森町ガイドブックということで、今まで非常に観光のお店とか見づらいということで、それにつきまして、1つの番号を入れたり、地域を入れたり、番号を入れたり、それから、ポイントの場所に、ここに何がありますよというのを、今計画されております。

それから、観光交流センターを中心としまして、地域づくりワークショップというのを今計画しております。これにつきましては、デザインセンターと組んでやるようにしておりますけども、これにつきましては、まずは、地域の人にワークショップやって、どういうポイントがあるということで、今言いました巨木も入れるし、1つの店も入れるし、観光地というのは、大体皆さん、ご存じですけども、そういうふうな、特徴を一つずつつけていこうと。それをどういうふうな観光マップ等にリンクさせていくかという、この地域づくりワークショップというのを、今年度中か来年度中に始めるように計画しています。これにつきましても、観光協会等主に中心として、やっております。

それから、今のような巨木等につきましては、ホームページとかを利用すれば、すぐにでもちょっとやれるのかなと思っております。現在、観光協会の方のホームページがちょっと古いということで、改善をされております。

それから、私達とすれば、今言いましたように、新しくパンフレットとか大々的につくるにはかなりの予算がかかります。それですので、できれば、新聞とか、いろんなメディアの方にはイベント、いろんな内容のがありましたら、情報を出し

て、記事にしてもらったりやり方を極力とるようにしております。基本的には無料ですので。後は、テレビ局、新聞社が取材に来るか来ないかという問題もありますけども、そういう形で、なるだけ情報を外に出すようにしております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） ちょうどの時間ぐらいになってまいりましたので、本当にいろいろたくさん質問をいたしましたけれども、懇切丁寧にお答えをいただきましたけれども、さっき、観光課長のお話であります、巨木マップは、私達も知っております。しかし、枯れ木を見るんじゃなくして、こんなきれいな紅葉の時期がありますよという宣伝をしていただきたいというふうに思っておりますので。

これで、私の質問を終わりたいと思います。お世話になりました。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君の質問を終わります。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。しばらく休憩します。ただいま、2時20分でございますので、30分から始めたいと思います。よろしく願いいたします。

-----○-----

休憩 午後2時20分

再開 午後2時30分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番 甲斐正一君。

○7番（甲斐正一君） 7番 甲斐です。

まず、一般質問に入る前に、お礼を申し上げたいと思います。先の台風5号によります上津留地区の被害におきましては、本当に皆様方の深いご理解のもとで、入札の運びとなり、現状復帰にしているところでございます。この席を借りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、ただいまから、通告に従いまして、一般質問に入りたいというふうに思います。

第1点目、有害鳥獣駆除対策、さらに、2点目といたしまして、高齢化対策につ

いて、質問させていただきます。内容につきましては、お手元に配布どおり4点でございます。どうか、この4点につきまして、答弁方、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

有害鳥獣駆除対策については、町はもとより、県・国において、様々な対策をもって、対応されているところにつきまして、感謝を申し上げる次第でございます。さて、本町は、広大な面積の72%が森林でありますし、また、そのうちの71%の約8,200ヘクタールが人工林でもございます。阿蘇郡市内でも有数の森林面積を誇っています。また、耕作面積も2,570ヘクタールに及び、阿蘇市・南阿蘇村に次いで、管内3位となっています。

このように、本町にとって、基幹産業である農林業に重大な被害を及ぼしている有害獣、イノシシ・サル・シカについて、その被害の状況を把握されている数字で結構ですので、町長にお答えをお願いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

環境省の調査によりますと、有害鳥獣生息分布は、ここ20年間で、イノシシは1.3倍、ニホンザルは1.5倍、ニホンシカは何と1.7倍に拡大していると調査結果が出ております。

また、その保護数も、ここ10年の間に、イノシシは5.1倍の9万8,000頭、ニホンザルにつきましては2倍の1万4,000頭、ニホンシカにつきましては3.4倍の6万4,000頭に達している状況にあります。

これに伴います被害額は、約100億円を超える数字となっております。また、本町におきましても、農業被害額は、9,100万円に及ぶものとなっております。阿蘇外輪の山東部に集中しているのが現状であります。

また、これからの有害駆除に対しましては、障害となっております鳥獣保護区についても、休暇村一帯が保護区になっておりますが、本年11月から、今まで700ヘクタールの保護区でございましたが、今回は、480ヘクタールに縮小して、ただいま対応をいたしているところでございます。

○議長（三森義高君） 7番 甲斐正一君。

○7番（甲斐正一君） ただいま、町長の答弁の中で、大変イノシシ・ニホンザル・シカが大変増えているような統計でもあります。また、捕獲数もかなりとられているようでございますが、本町における被害状況については、9,000万円という大変な被害であります。

しかしながら、まだ、これは森林以外、さらに、家庭菜園の詳細まで入れると、多額な被害だろうというふうに思っておるわけでございます。

本当に、これだけの甚大な被害に対し、その駆除の機関となる捕獲隊の編成や、駆除機関、さらには電気牧柵に対する補助について、現状報告をお願いいたします。町長、お願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） まず、駆除隊について、お答えを申し上げます。現在、町内には、5駆除隊が編成されております。また、隊員数は43名で、登録者が61名ございますが、そのうちの70%が隊員として登録をなされております。

また、これらの方々の駆除隊に対する補助金といたしまして、1隊当たり年間5万円、人数割に当たりますと5,000円で、総額46万5,000円を支出をいたしております。

また、有害獣につきましては、シカについては、1頭当たり1万円、サルにつきましては3万円を補助をいたしております。

なお、本年度におきます補助報告は、現時点におきましては、シカのみではございますけれども、25頭捕獲したというふうに報告を受けております。駆除につきまして、許可につきましては、シカ・サルにつきましては、県の許可が必要でございます。イノシシにつきましては、権限移譲によりまして、私どもの町の許可となっておりますのでございます。この期間内におきまして、通年どおり駆除ができるよう、まだまだ、甲斐議員の方からおっしゃいましたように、本当の意味での解決策にはなっていないかなと、そのように思っております。

ただ、駆除隊につきましても、大変、今、若い方が猟をするということがなかなか少のうございまして、また、そして、猟をしない方が大変高齢者の方が多いございまして、なかなか対策が思ったようにできていないような気がいたしております。

これだけは、勝手に銃砲というのは、もちろん危険物でございますから、大変厳しいものがございまして、県の許可、そして、そういうところがありまして、そしてまた、鉄砲も打ちにいかにかいかん、直接、鉄砲はやんならんということでございますけん、射撃場に行って、ちゃんとした免許証をとって、大変難しゅう、やかましいシステムになっておるように聞いております。今までは1つのスポーツとして、今まであったかと思いますが、最近では、スポーツとして扱う若い方々がおられるのも現状ですから、そのこともご報告を申し上げます。

また、電気牧柵につきましては、予算の範囲内でJAの方々と調整をお願いしながら、農家の方々が応募が多く、1セット当たり1万円を現状として、補助をいたしております。

本年度から3市町村によります竹田市・高千穂町・高森町、広域による対策協議会を発足いたしまして、国直轄の補助事業として、対策を講じ、今、よく数字はわかりませんが、約800万円ほどの国の直轄の補助をいただいて、今進めているところでは。

大変、国・県も有害駆除につきましては、熱心に取り組んでいただいております。私どもも、まして、これだけ山東部、山を抱えておりますから、皆さん方が、ご迷惑がないように、少しでもできれば、電気牧柵等につきましても、できる限りの応援はしていきたいと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 7番 甲斐正一君。

○7番（甲斐正一君） ただいま、駆除隊員が41名、さらに、狩猟者数が61名というところでございます。大変、高齢化の進む中で、狩猟者も高齢化になっているのは間違いないというふうに思いますが、全体が、駆除隊になっていただくよう、町としても取り組んでいただければ幸いかなというふうに思っております。

さらには、今、電気牧柵、町長が1万円という補助ということでございます。大変、あれ1セット買うと、7万いくらかかかったんじゃないかというふうに記憶しております。1セットがですよ。しかしながら、それは、1セットでございまして、大体の機械によるびぐによる能力というのは、2.5キロメートルほどは線を張れるというふうに書いてございます。1セットの中には2.5キロメートルの線は入っていないというふうに思いますが、やはり、こういう大きな基幹産業でございまして、5割ぐらいの補助を付けていただければ幸いかなというふうにも思っております。

私が質問しようというふうになっておりましたところまで、町長の方が先に何か、頭がいいもので、先々までいけるもので、どうもこうも、私もやりにくいところがございまして、そういうことで、町長、お願いしたいというふうに思っております。

それでは、2点目の有害鳥獣に関する行政の取り組み状況と今後の政策についてを取り上げたいというふうに思っております。先ほどから答弁いただいております基幹産業である農林業において、この有害鳥獣による農林業に対する被害は甚大なものであり、これらの対策に金銭面を含め、山東部におきましても、本当に労働力

にも苦慮されておるところでもございます。高齢者が多く、行政の手助けなくしては、離農も考えなければならない深刻な状況下にあると思っております。

具体的な政策については、先ほど、町長が国直轄型と言われましたが、おそらく、こちら辺がこのような政策になるんじゃないかというふうに思いますが、町長のもう少し具体的なお話をしていただきたいというふうにお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 具体的な政策につきましては、まず、私どもの方も、県の方にも直接、お伺いしながら、現状を訴えてまいっております。県と私どもの町といたしましても、この第3次特定鳥獣保護管理計画というのを基本に、熊本県有害鳥獣駆除対策事業補助金ということについて、私ども、先ほど申しました3町村に、約七百数十万円の補助が、今来ておるところでもございます。

報奨金制度とか、いろんな頭数を取れば、それに対して、おサルさんには3万円、シカさんには1万円と、そういういろんな報奨金制度もございますけれども、その報奨金制度だけでは、本来の有害駆除の対策はちょっと違うんじゃないかなということで、今、3町村一緒になって、補助金の交付金規則というのがございまして、農業振興補助金によります先ほど説明いたしました駆除隊への5万円と5,000円ということが、今なされておるところでございます。

今後、県といたしまして、やるのは、平成19年度から3カ年にわたりまして、高森・竹田・高千穂地域有害補助防止対策協議会というのを発足いたしまして、国直轄で行っております。その会長に、高森町、この町長が、会長を務めるということで、今進めているところでございます。

何で、3町村が必要かと申しますと、山がつながっております、こちらの方からやりますと、高千穂に入ったり、竹田の方から駆除隊がお出でになりますと、高森の方に入ったり、これは、それぞれの駆除隊というのは、他県には入られないというのが現状です。他県に入る場合は、当然、大分県は大分県の許可を願う、宮崎県は宮崎県の許可を願ってやるようになっておりますものですから、この対策だけにつきましては、一緒に3県合同という名前が付いて、対策に、今、いたしているところでございます。

今後、駆除隊も今、計画をしておりますので、その資料を作成するという事になっております。具体的には、シカとサル用の牧柵を約12セットで4,800メートル、約124万2,000円、イノシシ用の牧柵で70セットで約2万8,000メートルで、442万8,000円を計画をし、3県で一緒に対策をしようという

ふうに立ち上げているところでございます。

できる限り、国・県にもお願いをしながら、有害駆除については、進めてまいろうと思っております。何分にも、県境を越えた有害駆除対策を行うということでございますので、なかなか、対策が息が合わなかった分だったり、また、お仕事をお持ちでございますものですから、一緒にやるというのは、なかなか難しゅう分がでございます。そこを何とか、各町村の駆除隊の方々にもお願いをしながら、今進めております。

農林業の経営が安心して行えるような環境づくりが目的でございますので、今後とも、この補助事業については、随時、実行に移し、安心ができるような対策をと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 町長の説明がありましたけれども、詳細に、産業観光課長 後藤正三君に振りたいと思います。産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 今、町長が説明した件につきまして、もう少し具体的にご説明させていただきたいと思っております。

これは、国の直轄、100%補助事業の830万円でございます。農業競争力強化対策事業ということで、高森町・竹田市・高千穂地域鳥獣害防止広域対策協議会を設立しております。その中で、今、町長が申しました総合防除技術体系の実証及び確立ということで、電気牧柵に対するあくまでも試験的な補助です。

それから、もう1つは、現在、菊陽町にあります株式会社九州自然環境研究所に生態調査を依頼しております。と言いますのも、電気牧柵だけを補助すればいいという補助事業ではなくて、根本的な解決を図ろうということで、現在、イノシシ・サル・シカを捕獲しまして、センサーをして、どういうふうな移動をやっているということをしております。特に、サルにつきましては、雌ザル、非常に捕獲しにくいんですけども、センサーをつけて、どういう移動体系があるかということで、根本的な解決策を図ろうということで、その調査をしております。その中で、地域の鳥獣害情報マップということで、どういうところにこういうふうに生息しているというのを実際の地図上で落とししていこうということです。

それから、アドバイザーを派遣していただきまして、電気牧柵というのは、最終的な守りですね、自分を守るんじゃなくて、それだけやっていたらどんどん増えますので、そういうアドバイザーの人に来ていただいて、根本的な解決を図る勉強会なり、そういうことを進めていこうということで、全体的に830万円の100%補助で、一応3年間事業で実施しております。

ただし、さっき町長が申しました金額につきましては、高森町だけにそれだけじゃなくて、あくまでも、3市町でそれだけの金額ということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 7番 甲斐正一君。

○7番（甲斐正一君） 大変細かい説明がございました。これは、11月3日に熊日新聞に載ったのを、私、聞いておったわけでございますが、市町村が計画策定し、捕獲や駆除実施特別交付税などで財政面も支援ということで、まだ、法案も何も通っていないということでございますが、一応、国に立案しながら、これを通していこうじゃないかというのが、今なされておるといふふうに思います。

そういうことで、やはり、国もそのような力を入れているし、やはり、鳥獣害というのは、もう本当に増えてもいかん、少なくともいかないうな状況でございます。ですから、大変、今の産業課長のお話じゃないけど、1市2町でそのような広域的なやり方でやっていただくというのは、本当にありがたいものであります。大変、私もここまで役場まで来る間に、これは、もしかしたら、北海道みたいに動物に危険というような標識もいるんじゃないかなというような、大げさに言えばですよ、そのようなことを感じながら、役場の方にも来たところでございます。大変、ちよくちよく、シカなどはよく見ますようになったわけです。そういう中で、先ほど申し述べました本町の農林業を取り巻く情勢は農産物の価格低迷に加え、燃料費の高騰に合わせ、肥料・飼料の値上がり等、非常に厳しい状況である。この上、有害鳥獣の被害となる農家にとっては、死活問題であるし、町当局におかれましても、耕作放棄地の増加、山林伐採地の放置など進んでおるんじゃないかというふうに思っております。産業課長もゆっくりあった時は、一遍見ていただきたいというふうに思っております。

今後、行政の有害鳥獣駆除対策に積極的に、具体的な取り組みを切にお願いする次第でもあります。また、先ほどから言っております1市2町における鳥獣害防止広域対策事業のますますの取り組みに期待を申し上げ、有害鳥獣駆除対策については、質問を終わります。

次に、高齢化対策についてを質問いたします。現在、都市と地方の格差が問題視されており、地方6団体においても、その格差解消のため、国に対して、要望がなされているとお聞きしている。そのような中で、日本においては、長寿社会となる現在の日本の発展を支えてきた団塊の世代が間もなく高齢化いたします。そのため

にも、65歳以上の高齢者が急増し始めるというふうに思っております。

現在においても、高齢者がびっくりするほどにスピード的に進んでおり、特に、地方においては、高齢化が大きな波となって襲いかかっているのは皆さんもご承知のとおりというふうに思っております。

そのような中で、高齢者の方達には、今現在、私達が住んでいる高森町を本当に築き上げていただいた大切な人ばかりでございます。財産であるわけでございます。私は、高齢者の方には、住み慣れた地域で、少しでも長く生活していただき、そして、気持ちよい日々を送っていただきたいというような気持ちで、住みやすいまちづくりを実現していただきたいというふうに、町長にお願いするものでもございます。

高森町における高齢者がおかれた現状と問題点、さらには、今後の高齢者に対する福祉政策について、どのように考えておられるか、基本的な考えをお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、甲斐議員さんの今後の高齢者に対する福祉政策の基本的な考え方ということでございます。本町の進める福祉政策につきましては、私の目指すまちづくりにもありますとおり、核家族化や過疎化などの地域によります配慮した福祉行政を行っていくと思っておりますし、また、お年寄りや障害者にやさしい環境づくりを目指したいと思っております。

本町の現在の状況といたしましては、高齢化率は、年々上昇いたしております。さらには、山東部におきましては、半数近くの方が65歳以上になる地域も出ております。

私も高齢者の方々が住み慣れた地域で少しでも長く生活をしていただきたいという考え方が、高齢者の政策の基本であろうかと、私自身もそのように思っております。

やはり、地域に長く住むためには、健康でなければならないと思います。健康に不安があれば、自然と医療施設へ入院や施設入所というような形になるかと思いますが、そのようなことから、高齢者の方が健康的で、生き生きとした生活を送れるような考え方のもとに、今後、高森町の高齢者対策に対する福祉政策を進めてまいろうと、そのように思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（三森義高君） 7番 甲斐正一君。

○7番（甲斐正一君） 高齢者の方々が健康的で、生き生きとした生活を送れるような

考えのもとに、今後の高齢者に対する福祉政策を行っていきたいと言われました。

そこで、担当課長にお聞きしますが、現在の高森町の高齢者数と高齢化率について、教えていただきたいというふうに思います。

また、国や県では、法律に沿った高齢者対策が行われておりますが、町村においては、身近な問題として、独自の対策も考えなければならないと思っております。高森町における高齢者がおかれた現状と問題点について、担当課では、把握されている範囲内で結構ですので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） ただいま、ご質問いただきましたことにお答えをさせていただきます。

平成19年7月31日現在の数字でございますけれども、高齢者数は2,457人、高齢化率は32.69%でございます。

参考といたしまして、本町におきます高齢者数と高齢化率の推移を申し上げますが、10年前の平成9年当時は、高齢者数は2,025人、高齢化率25.5%ございました。このように、国レベルでももちろんのこと、特に、地方におきましては、相当なスピードで高齢化が進んでいる現状でございます。

また、本町における高齢化が置かれた現状と問題点につきまして、把握している範囲内でお答えいたします。

本町におきます高齢化の詳細な現状を申し上げますと、高森地区は、高齢者数1,287名、率で29.83%、色見地区は高齢者数343、高齢化率は25.95%でございます。一方、山東部でございます野尻地区は、高齢者数373人、高齢化率は47.16%、草部地区は高齢者数454人、高齢化率は41.69%となっております。

申し上げましたように、山東部の高齢化が進んでいる現状であると認識いたしております。問題点の高齢化対策といたしまして、先ほど、町長の方からもお答えをさせていただきましたけれども、高齢者の方が住み慣れた地域で少しでも長く生活していただきたいと考えておりますので、現状、保健師の派遣などを行っておりますが、現状といたしましては、個々の対応まで手が届いていないのが実情でありますことから、今後は、社会福祉協議会などと協調しながら、予防介護事業に重点的に取り組む方向を模索していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 7番 甲斐正一君。

○7番（甲斐正一君） ただいま、答弁で本町における高齢化率が本当に急スピードで進んでいると、私も実感いたしました。特に、山東部においては、高齢化のスピードは平坦部に比べると、一段と早いものがあると感じております。

最近の報道等でありますとおり、都心部においては、高齢者の孤独死など、高齢者が孤立化しており、一部では、自治組織が立ち上がって、高齢者の孤立化対策に取り組んでいるところもあるようでございます。

地方の長所であります地域や隣近所のつながりの深さ、希薄になっているとは言え、まだまだ地域近所のつながりが深いものというふうに思っております。高齢者対策は、進めなければならないと思っておりますが、私は、山東部に住む議員として、地域の高齢化を憂える者の一人であるが、時代の流れでありますし、仕方ないということではございますけれども、町長におかれましては、高齢者の福祉政策を早急にさせていただくとのことですので、その部分は安心しておりますが、合わせて、平坦部・山東部を問わずに、町独自の魅力ある過疎対策も考えていただきますよう、加えてお願い申し上げます。

それでは、第2点目の中高年層の健康づくり対策について、質問をさせていただきます。

中高年層は、もちろんであります、あらゆる年代で、その年代に応じた健康づくりをしなければ、多くの方が不健康となり、医療機関において、治療を行い、多額の医療費が必要となってくるのはもちろんであります。現代においては、住民の方々が係わる疾病は、様々なものがありますが、担当課では把握しておられる範囲内で結構ですので、過去の現在の主な疾患の違いがわかれば、教えていただきたいと思えます。

それから、同じく、来年度から始まります特定健康診査特定保健指導は、どのような目的で、どのような内容で行われる予定なのかを教えていただければ、結構と思えます。答弁、よろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） それでは、まず、過去と現在の住民の方々が係る疾病の移り変わりについて、お答えを申し上げます。

過去と現在におきましては、高血圧や高脂血症など、継続的に多く疾病の変化はあまりあっておりませんが、次に、来年度からお尋ねでございました、来年度から新たに実施されます特定健診健康検査特定保健指導について、お答えをいたします。

今までは、老人保健法や医療保険、各法に基づいて、市町村や企業、医療保険者が健診を実施してまいりましたけれども、各健診の役割分担が不明確であり、受診者に対するフォローアップが不十分であるとの指摘に基づき、今回から各保険者が責任を持って健診を実施しなければならなくなったところでございます。

目的といたしましては、主に、生活習慣を原因とするメタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群に着目した健診を、国は40歳から実施することになっておりますけれども、町では30歳から実施することといたしております。

異常の有無に早期介入を行うことにより、その後の保健指導などを通して、生活習慣の改善を行うことで、様々な生活習慣病の発症を予防することといたしております。

生活習慣の改善を行うことによって、健診の内容についても、従来、実施してまいりました住民健診と同様の集団検診方式で実施をいたし、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とする人を抽出するための健診項目として、血液科学検査、肝機能検査、血糖検査などの検査項目となっております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 7番 甲斐正一君。

○7番（甲斐正一君） ただいま、課長の方から予防ということでございます。本当に、最近の疾患は高血圧などの生活習慣を原因とした疾病が急増しているというふうに思います。

最近、よく、先ほど、課長が申しましたように、メタボリックシンドロームという言葉も、私もよく聞くわけですが、内臓脂肪型肥満に起因して、糖尿病や高血圧病など、発病する人が増加しているということでございます。早い段階に予防を行えば、これらの疾病に係ることはなく、医療機関に行くこともなく、医療費も軽減できるんじゃないかというふうに思っております。是非とも、せつかく、保健師さんがおられますので、指導していただきたいというふうに思っております。

住民の負担がいろいろ増加していく中で、少しでも負担が減じられるように、行政はもちろん、住民も努力をしていかなければならないと思います。その点で、この特定健康診査は、住民が健康に関心を示す絶好の機会であると思っておりますので、社会被保険者全員が健診を受けるようにしていただきたいというふうに思います。

昨年度の住民健診の受診率はどうなっているのか、また、今回の特定診査の受診率がどのような影響を及ぼしていくのか、併せまして、町長が考えておられます中高年層の健康づくり対策についての考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 甲斐議員さんのご質問にお答え申し上げます。

今、平成18年度の住民健診の受診率につきましては、国民健康保険の被保険者レベルの数字が出ておりますが、受診率は約33%となっております。

また、先ほど、担当課長が説明したとおり、来年度から各保険者特定健康診断特定保険指導を行わなければならないことになっております。この特定健診の受診率の増加や減少に及ぼす影響につきましては、甲斐議員が心配なされている住民負担の増加に直接的に影響を及ぼしてくることになっております。

高森町が保険者であります国民健康保険につきましては、後期高齢者医療保険に支援金として負担しなければならない負担金が受診率の目標値と達成できなければならない約1,000万円ほどの負担増となりますが、逆に、受診率の目標値は達成し、達成成績が良ければ、約1,000万円の負担減となる予定となっております。

このことは、国民健康保険税に直接関係することになり、行政と住民の努力次第で、住民の負担は、減じてくると思っております。

このようなことから、今後の中高年層の健康づくり対策につきましては、来年度から始まります特定健診診査を、特定指導に重点に取り組むとともに、将来の高森町の姿として、誰もが住みよいまちづくり、誰もが住みたくなるような町が見えるようにしていきたいと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 7番 甲斐正一君。

○7番（甲斐正一君） どうもありがとうございました。

今回の私の一般質問は、有害鳥獣駆除対策について、さらには、高齢化が進む高森町の今後についてを議題としたわけでございます。先ほど、町長が申しましたように、住みよい町、また、住みたくなるまちづくりをどのようにつくるかが、一番のポイントじゃなかろうかというふうに思っております。

今後、高齢社会を迎える中で、本当に弾力あるまちづくり、そして、ともに生きがいのある大きな政策をしていかなければならないというふうに思っております。

最後に町長さんを中心に、職員一丸となってがんばっていただきますよう、お願い申し上げます、一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（三森義高君） 7番 甲斐正一君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 8番 相馬です。

今日は、私を含めて、7人の質問者ということで、大変時間も経過しておりますし、皆さん方、大変お疲れだと思っております。もうしばらくの間、ご辛抱願いたいと思っております。

私、藤本町長さんになられましてから、初めて、一般質問をするわけでございますし、いささか緊張もしておりますし、初めて、議員に当選してきたことを思い出しまして、初めて一般質問をしたことを思い出しまして、新鮮な気持ちで、改めて質問を行いたいと思っております。

本日は、「ソフトの村」についてと、町村合併ということについてと、大きな2点について、質問をいたしますけれども、町村合併につきましては、5番議員さんの方からもありましたし、できるだけ、簡潔に、そして、重複する部分につきましては、なるべく避けたいと思っておりますけれども、やむなく、重なる部分はお許しをいただきたいと思っております。

まず、「阿蘇ソフトの村」について、質問をさせていただきますけれども、阿蘇ソフト村につきましては、確か、瀬井町長さんだったかと、随分前のことでございますので、昭和60年に事業の着手がされておりますけれども、事業の趣旨が「阿蘇の豊かな自然環境の中にコンピュータソフトウェアの研究開発、コンピュータ技術を駆使した芸術・文化活動等の各種知的操作活動の拠点形成を図り、次世代に向けて新しいまちづくりを目指す」という趣旨のもとに、事業の概要が計画予定地を26.4ヘクタールに、道路・上下水道・防災施設等を整備した上で、企業等に分譲すると、ソフト村の中核施設として、センターハウスを県が建設するというところで、昭和63年に「阿蘇ソフトの村構想」の実施計画を策定、平成2年に、用地交渉に着手されておまして、計画の72.7%の用地を平成3年に用地を確保したということで、その後、平成4年にバブル崩壊によりまして、大変企業進出が困難となりまして、この計画そのものが宙に浮いたというような形になっておるわけでございます。

事業着手から約22年を経過しておりますし、早急な解決が求められておるわけでございますけれども、これまでの経過、及び計画等がございましたならば、まず、お知らせを願いたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） ソフト村用地を含みます企業誘致対策についての今までの経過

をご報告を申し上げたいと思います。

阿蘇ソフト村構想につきましては、今、議員さんがおっしゃいましたように、昭和60年9月に、ソフトウェア関連の研究開発企業集積立地するというので、そして、高度の技術を研修開発、育成、交流の場を提供し、新しいタイプの地場産業の創設というふうに、県の方から目的がなされ、その目的のために、用地の買収がなされております。

また、用地の買収につきましては、今、おっしゃいましたように、完全ではなく、一部の土地がまだ売買ができていないのが現状であろうかと、そのように思っております。

また、計画策定後には、バブルが崩壊いたしまして、経済情勢が大きく変化したことから、未収地及びまた地域的に未だその活用がなされておられません。

その後、本町では、そのような用地の現状を打開するために、手段といたしまして、平成16年に矯正施設を誘致したらどうだろうかということで、建設することで、ソフト村用地を候補地の1つとして取り組みましたが、ご承知のように、良いところまではいったような気がいたしますが、最終的には漏れたということでした。

また、県の動きといたしましても、平成9年から土地の有効活用ができない状況から、企業の保養所や研究所も誘致の対象として、企業に対するアンケート調査や企業訪問、本年度も企業現地案内等も行われております。

また、県庁内部におきましても、阿蘇ソフト村用地有効利用連絡協議会等も開催をされておりますし、また、この新幹線が通るということで、この見直し等も一緒になされているようにお聞きをいたしております。

そして、また、俵山トンネル等が開通いたしましたし、熊本空港からも約40分という交通アクセスが大変改善をされたということで、今、県の方にいたしましても、鋭意各企業の誘致に一生懸命取り組んでいただいております。

私も機会あるごとに、県企業局等に連絡しながら、1つでも早く、是非、ソフト村再利用についてをご検討をお願いを申し上げているところでございます。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 町長、ただいま、矯正施設の件につきましても、お話がございましたけれども、これは、確認のためにお聞きをいたしますけれども、平成16年に企業等特別委員会を立ち上げまして、議会も一緒になって、賛否両論ありましたけれども、その中で、最終的にソフトの村を候補地にするということで、計画をさ

れ、議会の方もいろいろ賛成・反対ありました。また、地元におきましても、賛成もあれば、反対もあったということの中から、矯正施設の問題がありまして、最終的に、町長おっしゃいましたように、もう一步のところまでいったけれども、最終的には、よそのところに決まったという経緯がございます。

町長さんの気持ちの中に、再度、この矯正施設をというお考えはあるのかなのか、まず、それをお聞きしたいと思います。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 先ほど申しましたように、平成16年の企業誘致の中の、またソフト村に矯正施設をということで、各地域にお願いにご説明を申し上げながら、回ってきたところでございますが、先ほど申しましたように、後一步というところでございましたということと、この矯正施設は、国の政策でございまして、いつもかつもは、なかなか企業誘致というような形ではありませんものですから、犯罪者、ちょっと言葉が悪うございますが、犯罪者を収容する場所が110%というようところで、いろんな地域で手が挙がりました。今のところは、ご存じのように、山口県に1カ所、島根県に1カ所と、そのような矯正施設ができてございます。

今は、国にもお聞きしますが、予定はないということでございます。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 国の政策の一環だから、予定はないということで、町としても予定はないと認識をさせていただきました。

ちょっとこれ、余談ですけれども、阿蘇郡市7市町村で世界文化庁遺産の暫定的な認定にちょうど提案されていますね。ですから、特に、この阿蘇郡内、矯正施設は、個人的な意見ですけどね、不向きであろうと、私は思っております。

それはそれとして、いろんなところを町長さんも一生懸命になって、これは、町の事業ではございません、県の事業ですけれども、町としても、このままというわけにはまいらないと思っております。地元の方々、地権者の方々も一日も早く、せっかくの用地が有効的な利用をされるように願っておられるわけでございますけれども、なかなか、こういう時でございますので、非常に難しいのはよくわかります。しかしながら、このソフトの村につきましては、事業の趣旨がソフトウエア関連ということになっております。ですから、これは、県の方に、町としてもお願いされておると思いますが、緩和を、ソフトウエアだけじゃなくして、いろんな企業と申しますか、いろんな教育的なこともいいでしょうし、それから、分譲も

いいでしょうし、いろんなことで、県の方に働きかけを強く町としてもお願いをしたいなと思っております。

町長さんの考えをお願いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、議員さんがおっしゃいましたように、ソフト村関連と言いますのは、少し、昔のバブルの前のような状況ではございませんで、県の方にもこのソフト村と固定せず、もっと窓口を広げて、いろんなものに利用ができるようにしていただきたいということを再三、陳情いたしておりますし、確か、相馬議員と一緒に陳情したような、県に行ったような気がいたします。何とか、その場所をあくまでも、ソフト村、ソフト村と言いますと、限られた利用価値ということですから、もう少し広げていただきたい。いろんな企業をどなたが来ても、十分使えて、そして、今、議員さんがおっしゃいましたように、自然を破壊するようなことではなく、確かに、文化遺産も、阿蘇文化遺産は外れましたが、今回は、阿蘇文化遺産ということで、出しております。全体に、阿蘇に文化を網を掛けるということでございますものですから、少し、私も文化遺産には、これ以上の網を掛けていただくのは、私自身は納得できませんと、なかなか、環境庁さんというのは、やかましゅうございまして、木を切っちゃいかん、道路掘っちゃいかんと、本当の1種・2種・3種と、いろんな地域で押さえがございまして。これ以上に網を掛けていただくのは、私は、何ら文化遺産として認めていただかなくても結構ですよというようなお話をしたところ、これ以上のネットは掛けませんと、ただ、今のこのままを文化遺産にしたいんですからという話でございました。

文化遺産ですから、火祭りとか、私どものあります風鎮太鼓とか、そぎゃんとは文化遺産ではありませんでしょうかと言ったら、そうじゃなくて、全体、見たまを文化遺産にしたいというようなことで、暫定的に、今、国の方に出してございます。

それと、今、ちょっと話が逸れましたけれども、もう1つは、今の現状をソフト村の現状を考えますには、昨年、3年前から企業といいますか、大学の方からお出でをいただいております。もちろん、大学はもちろんご存じのように、帝京大学でございますが、学生の方々がアジア・中国相手にした観光を勉強したいと、経済観光学科と聞きましたが、そのようなのはどうだろうかということでお話をしております。今年も約30名ほどお出でになり、3泊4日で、各ホームステイしていただき、職員の方々にご迷惑掛けて、今やってきたところでもございます。

それと、最近、もう1つは、県の企業局の方から、9月19日の日にさわかみ投信株式会社というか、投資信託会社がございます。そこから、約600名から1,000名の社員だそうでございますが、本社ごと持ってきてたいと、そのような県からのお話がございました。9月19日の日に県の方と会社の方から来られています。私どもも、できるだけ、私どもの投資会社は、光ケーブル、そういうもので十分間に合いますから、それさえ設備できれば、楽しみできるというような費用でございましたから、十分、案内をしてお帰りになっていただきました。その後、返事はございませんけども、できる限り、ソフト村に限らず、何ら、自然破壊がないような、そのような誘致にさせていただきたいと、県の方にも企画係長達と一緒にお願いにまわっているところです。

今のところは、これといった県からの企業の方は、これが今、1件、来ているのが現状でございます。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 大学及び企業からも今のところ話が来ているということでございますけれども、町長、おっしゃいましたように、自然破壊がないようなことでお願いをしたいというようなことでございます。

ソフトの村の周辺を見てみますと、非常に分譲、ペンション、いろんなことが、いろんな建物が建っております。このことにつきましては、9月議会で10番議員さんですかね、質問もあっておりましたけれども、非常に、乱開発と申しますか、もうやりたい放題と申しますかね、来てくれるのは大変ありがたいと思っておりますけれども、排水等を含めたいろんな害が出る恐れも出てきておりますので、本来なら、もう少し早く、環境条例等を、町独自の条例等を設置されるということが必要だと思っております。特に、ソフト村あたりを企業誘致されていきますと、その辺が非常に大事になってくるだろうと思っております。ひとつ、この点につきましても、お尋ねをいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、議員がおっしゃったとおりでございます。本当に、乱開発と申しますか、なかなか小さく開発され、そしてまた、いろんな不動産の方々も、地域の方々がお世話したりとか、なかなか規制を掛けるというのが、なかなか難しい分がございまして、私どもも本当に一歩手遅れではございますけれども、今、おっしゃいましたようなことは、十分考えていかなければならないと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） この点は、早急に、庁舎内で検討されますよう、要望をしておきます。

それから、最後に、企業誘致と申しますと、大変難しいことですが、我が高森町を眺めてみますと、非常に農業・林業の衰退、商業の衰退、ですから、町も衰退するというような悪循環になっております。農業そのものは、町独自でこれだけ冷え込んでまいりますと、町独自で手の打てるようなことではございません。国策として、食料の自給率あたりを上げて、70%なり、80%なり、するような国の政策として、掲げていってもらわんと、全国の農村、冷え込んでしまうわけでございます。

ですから、町独自で、少しだけ手を打っても、どうにもなる問題じゃございませんけれども、そういうわけで、どこの町村、どこの市も企業誘致に紛争しておるといような現状じゃなかろうかと思っております。

何日か前のテレビの放送でもあっておりましたけれども、どこかのある市長さん、企業誘致の土地を確保しておるけれども、何十年とそのままになっておる、ですから、全国の企業を回っておると、非常にどこの市町村も努力されておると思えます。ですから、厳しいから来ん来んと言ったって、もう来ないわけですね。ですから、やはり、首長自ら出向いていって、見つけてくるということも、首長の大きな仕事と思っているわけでございます。

藤本町長は、副町長も置いておられません。非常に多忙と思えますけれども、ここは、副町長どうされますかわかりませんが、それは、町長の判断ですから申しませんが、企業誘致をするからには、それなりの予算と申しますか、それなりのことをきちっと当初予算で組んで、企業を探してくるぞという強い気持ちがなければ、この自然豊かな高森町でございませぬけれども、なかなか来てくれないと、そう思うわけでございます。

ですから、必要な予算は、予算とあげてもらって、そして、企業誘致を進めるといようなことは、大事であろうと思っておるわけでございます。非常に厳しい財政状況の中ですから、なかなか難しい面もございませぬ。ございませぬけれども、努力はする必要があるということでございます。この点、町長のお考えをお聞きいたしまして、この質問は終わります。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） ありがとうございます。

本当に、今、企業誘致というのはやはりトップセールス、ほとんどの町村長の方々が自分で各企業を回っておられるというのはよく話も聞きます。私も時間がある限り、各企業を、その企業もある程度は、こういう自然環境の豊かなところでございますから、ある程度は把握をしながら、企業誘致、そしてまた、何らかの形で今の湧水の水を有効利用ができないかなど、そういうことで、各社を今回っております。

職員も減らしながらでございますけれども、必ず、職員も一緒に対応するというところで、一緒に各企業を訪問を今いたしているところでございます。

また、予算等につきましては、本年度、平成19年度は終わりますが、20年度の予算等につきまして、また考慮してまいりたいと、そのように思います。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 続きまして、第2点目の町村合併に移りますけれども、町村合併につきましては、5番議員さんからも少し触れられました。非常に難しいことでございます。しかしながら、避けて通れないということございまして、先ほどから話っておりますように、潮谷知事の方から書簡という形で、各議員それぞれにも送ってきておると思いますが、非常に、町にとりましても、町の将来にとりましても、大きな問題でございます。

平成の大合併で合併した町村が、果たしてうまく行っているかということ、決してそうではない。そういう気がします。近辺の町村も見てみますと、旧蘇陽町・南阿蘇、それから、小国の先の上津江・中津江辺りの状況を眺めてみますと、非常に合併せんがよかったというようなことをお聞きいたします。それだけ、合併は難しいということだろうと思っております。

上津江だったか、中津江だったか、どちらかですね、日田市と合併したおかげで、ますます、過疎化が進んだと、今までは、中津江役場にいろんなことを頼みに行っても行けば、即解決をしてくる、返事ももらっておったけれども、今では、日田市まで回って、返事もなかなか来ないというようなことも出ておりました。非常に町村合併は難しゅうございます。

県の方からは自主的な合併を進めるということで、書簡の中に送ってきましたマップを見てみますと、合併の方向性と申しますか、県の方から示した組み合わせでございますけれども、阿蘇地域におきましては、阿蘇中北部及び南部また阿蘇地域一帯での広域的な合併と、2案示されておるわけでございます。

ですから、県の方が一本に、阿蘇は全部一緒になりなさいというような強い指導

をしてくれるなら、その方がまだ考え方はしやすいわけでございますけれども、依然として、これは、5番議員さんおっしゃいましたように、依然として、自主合併をなさいと、南は南、北部は北部というような考えを出されました。非常にあいまいだと思っております。今さら、こう言うのは失礼ですけれども、南阿蘇と合併をできるかというような町民の意識もございます。

ですから、どうしても合併を進めるといえば、県の指導で、阿蘇郡は一本という形でした方が、高森としても、本町としても、選択しやすいというような気がします。

私は、合併がいいと思っておりません。単独がやはり、いいわけです。単独でいけるなら、単独が一番いい、住民サービスも行き届きます。単独でいく努力は是非ともせにやいかんと思っておりますけれども、単独なのか、合併なのか、非常に難しゅうございます。しかしながら、町の長として、決断をされる時が来ると思いますが、まずは、町長さんのお気持ちをお聞きいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 市町村合併につきまして、先ほど、5番議員さんの方にも申し上げましたが、やはり、5町村の当初の合併がつかずき、私どもと旧蘇陽町の方が結果的には外れた結果になっております。

また、蘇陽町さんにつきましては、ご存じのように、山都町ということで、外れてございます。

私自身は、いつもこの前から合併、県からの指導、いろいろな話をお伺いいたします時には、合併はあれだけしようと思っとなら、何でさせんかいたと、合併しようと思ってもできん町村はどぎゃんすりゃ財政はいいですかと、そういう質問をいたしましたことがございます。やはり、この阿蘇という大きなブランドを抱えて、南阿蘇村とか、高森町じゃなく、阿蘇が1つならと、その1つになるためには、日の尾峠が必要ですよということを、今一生懸命お話をしているところです。もちろん、道路がないわけじゃございません。ぐるっと国道が回ってございます。57号線、今の広域、どこも行けば、約50分、大戸ノ口の方に行けば、約40分で総合庁舎まで行くわけでございますけれども、この日の尾峠線になれば、ちょうど10キロでございます。20分で行くようになります。そうすれば、今、確かに57号線沿いの4車線化は進めてございますが、一の宮の広域から私の町を通れば、そして、上の山都町と、上の山都町は、もう新聞等でご存じのように、中九州高速道路が御船のインターから延岡の方に向かって進んでございます。旧矢部町ですが、もう測

量も終わり、着工なされております。そうすれば、ちょうど旧蘇陽町の山口病院とございますが、あの近くに図面上では、インターができるようになっております。ということは、私の高森町からそのインターまで20分で高速道路に乗るようになるというふうに、私は思っております。

そういう意味では、この近い将来、この日の尾峠ができれば、高森町が阿蘇郡の真ん中になると、そのように私は、自負をいたしております。高速道路、向こうから大分の方から、今、竹田の方に向かって、中九州高速というのができてございますが、今、大津の本田技研のところで止まっております。旧旭志村のところで、水脈か、何か、私はちょっとようと説明は受けておりませんが、トンネル工事のところで、ちょっと今、ストップをしております。

これは、当然、今の赤水のところから、大分につなぐ大きなメイン道路でございます。ということは、山鹿・菊池、そして大津の本田技研、それを通じて、一気に砕石山があります的ですが、あの下をくぐって、赤水に出、それが大分の竹田市の方につながる道路だろうか、昔の坂梨、坂がいっぱいありますが坂梨という場所の道路は改良ができないというような判断のもとに、その大きな道路ができていけるだろうと、そのように、私自身は考えております。

それと、57号線をつなぎますと、約、今度は、逆に、高森町を真ん中にして、この高速、山都町、そして、高千穂、この3県またがるとなれば、これは、待たなしの高森町はどうしても今行き詰まったような感がございますが、これがつながれば、高森町が真ん中にならんことにはどうしようもない、そのように思います。

だから、いろんな町村長さん方がおっしゃいますには、何かあんたげばかりが儲かるな、道路ごんつあるけん、えらい本気にならんわいと、そういう町村の方もおります。

やはり、これから、まっすぐ行くなら、一の宮の阿蘇神社の先のパチンコ屋のところに出ますものですから、そしたら、阿蘇市の方が、途中から道が横に入れば、阿蘇市の方が寂しくなるというような考えのもと、各町村、メリットもあり、デメリットもあり、いろんな損得を考えながら、今やっているところでもございます。

やはり、今、議員さんがおっしゃいましたように、合併をやれば、阿蘇は1つだと、そのように思っております。

それと、もう1つ、付け加えますけれども、最終的には、住民の方々の判断に任せますということでございます。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 合併を選ぶならば、阿蘇は1つという、町長のお考えだと承りました。

当然、そうなりますと、日の尾峠線は、是非とも、進めなければならない案件だと思っているわけでございます。日の尾峠は日の尾峠としておきまして、もう1つ、単独という選択があるわけですね。単独で申しますと、非常に厳しゅうございますけども、全国的にこの単独を選んだ町村あるわけでございますね。

そういう中で、全国の模範となるような町、村独自の政策を打ち出しながら、合併せんでも済むというようなところも出てきておるわけでございます。新聞等の社説あたりを読んでみますと、そういった全国的には、合併せんでもいい町村もあると、ですから、国は、1万人未満の町村を強制的に合併を進めるべきではないというような社説も出ておりました。ですから、高森も単独でいく道はあるわけですね。

しかしながら、それは、それなりの町の独自の政策を今のような政策では、とてもいけませんけれども、町独自の政策を議会なり、職員の方々なり、町民の方々なりと協議をしながらやっていくという方法もあるわけですね。非常に厳しい道ですけども、これが一番住民サービスを考えた場合には、一番いい選択ではなかろうかと思っているわけでございます。

非常に難しい道ですけども、町長の単独の道というのはありませんか。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 単独、できるものなら、私どももそのように思っているのも現状でございますが、先ほど、財政面だけ総務課長の方が、3年後の財政面だけご報告を申し上げたような気がいたしますが、今の現状から、この交付税の見直し、地方間の格差、都市との差、それが今、来年度4月以降に交付税として、どのような形でお示しがあるのかが、まだ検討がつかいません。

やはり、一番大事なのは、もちろん、しっかりした気持ちが一番大事ではございますけども、やはり、財政面というのが一番大きく、そして、今、高齢者社会でございまして、扶助費等につきましても、1.6倍ほど、高森町は、平成11年に比べれば1.6倍ほどかかってございます。これは、まだまだ、負担がまだまだ増えてくるというふうな計算を今して、3年先のことを総務課長が申し上げたんだろうと、そのように思っております。

気持ちとしては、できる限り、いろんな情報も取りながら、単独で進めていこうと、腹はそのように、単独でやっていけると思っておりますが、やはり、今、合併

は避けては通れないというようなお話のとおりでございまして、いろんな指示もございまして。また、いろんな町村とのお話し合いもございまして。それをよく見極めて、そして、議員の皆さんともよくご相談申し上げて、今後は進めていきたいと、そのように思っております。

今、知事さんの方からそういう内容的なものを、私も来ておりますが、強制的なことはしないというようなお話でございまして、十分、内部につきましては、詳細に検討して、今後、結論を出していこうと、そのように思います。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 最後に、確認だけさせていただきます。

最終的には、住民投票あたり、住民のお考えを聞いた上で決めるということですか。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） はい、今、議員にお答えいたしましたように、判断は、最終的には、住民の皆さんの意思を聞きたい、住民投票で決めたいと、最終的にはそのように思っております。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 町村合併は、非常に難しゅうございます。非常に厳しゅうございます。しかしながら、町の長として、町の首長として、私情を捨てて、20年、35年の高森町を描きながら、リーダーシップ発揮されまして、どうかひとつ、町長のリーダーシップをお願いをされますように、切にお願いを申し上げまして、一般質問を終わります。

お世話になりました。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君の質問を終わります。これで一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（三森義高君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

傍聴者の方に一言、お礼を申し上げたいと思います。本日は、始まって以来の日曜日議会を開催いたしましたところ、多数の傍聴者の参加をいただきまして、大変ありがたく感謝を申し上げます。今後におきましても、なお一層の行政への関心を持っていただきますよう、心からお願いを申し上げまして、お礼の言葉といたします。本日は誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後3時46分

1 2 月 1 7 日 (月)

(第 3 日)

平成19年第4回高森町議会定例会（第3号）

平成19年12月17日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 意見案第4号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書について

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第3 特別委員長報告について

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番	立山広滋君	2 番	森田勝君
3 番	田上更生君	4 番	甲斐直三君
5 番	甲斐廣國君	6 番	後藤和昭君
7 番	甲斐正一君	8 番	相馬俊行君
9 番	三森義高君	10 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町 長	藤本正一君	教 育 長	渡邊哲郎君
総務課長	岩下健治君	住民福祉課長	佐伯秀和君
税務課長	桐原一紀君	産業観光課長	後藤正三君
建設課長	瀬井公吉郎君	会 計 課 長	佐伯実範君
教育委員会事務局長	色見隆夫君	総務課長補佐	村上源喜君
住民福祉課長補佐	長尾和博君	税務課長補佐	後藤秀希君
産業観光課長補佐	甲斐敏文君	建設課長補佐	後藤和幸君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 古澤建生君 議会事務局係長 古庄良一君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 意見案第4号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書について

○議長（三森義高君） 日程第1 意見案第4号、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） おはようございます。1番 立山です。

提出者を代表いたしまして、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書について、趣旨説明を行います。

高齢者に対する寝具・リフォーム工事等の次々販売被害、呉服等の展示会商法等、クレジット悪質商法被害が全国で多発し、ついには、多額のクレジット債務に負われた消費者が自らの命を絶つ深刻なケースすら発生している。

このような被害が発生する要因としては、クレジットは、代金回収と商品の引き渡しを分割したシステムであり、販売事業者が消費者の資力等を無視した勧誘を行うなどの構造的危険性を有しているにも関わらず、現行割賦販売法が被害防止に向けた法改正を行ってこなかったこと等が上げられる。

このようなことから、クレジット悪質商法被害の防止と消費者の被害回復、さらには、消費者にとって安心・安全なクレジット社会を築くため、国会及び政府に対して、割賦販売法改正に当たり、1、クレジット事業者の既払い金返還責任（無過失行動責任）、2、クレジット事業者の不適正予審防止義務、3、簡条予審防止義務、4、契約書型クレジットに関する規制強化、5、指定商品（権利役務）制及び割賦要件の廃止、上記の事項を実現するよう、強く要請し、趣旨説明といたしま

す。

○議長（三森義高君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見案については、原案のとおり採択したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、意見案第4号、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（三森義高君） 日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決を議題とします。

-----○-----

議案第53号 公有財産の取得について

○議長（三森義高君） 議案第53号、公有財産の取得については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） おはようございます。3番 田上でございます。

建設経済常任委員会に付託されました議案第53号、公有財産の取得について、12月13日午前10時から、第3・4委員会室において、産業観光課より後藤課長、甲斐課長補佐、及び岩下商工観光係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

なお、湧水トンネル公園における物産品販売等については、観光客等の苦情もあっていることから、早急に出店場所等について見直すとともに、その基準を明確化し、町の観光イメージの低下とならないよう十分なる対応を図る必要がある等の意

見が出されたことを申し添えます。

以上、報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号、公有財産の取得については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第54号 職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

- 議長（三森義高君） 議案第54号、職員の自己啓発等休業に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

- 総務常任委員長（甲斐直三君） おはようございます。4番 甲斐直三です。

総務常任委員会に付託されました議案第54号、職員の自己啓発等休業に関する条例の制定については、12月11日午前10時から、第3・4委員会室において、総務課より岩下課長、村上課長補佐に出席を求めまして、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

以上、報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号、職員の自己啓発等休業に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第55号 政治倫理の確立のための高森町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第55号、政治倫理の確立のための高森町長の資産等の公開に関する条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第55号、政治倫理の確立のための高森町長の資産等の公開に関する条例の一部改正については、12月11日午前10時から、第3・4委員会室において、総務課より岩下課長、村上課長補佐に出席を求めまして、詳細に説明を受け、慎重に審議しました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号、政治倫理の確立

のための高森町長の資産等の公開に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第59号 高森町税条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第59号、高森町税条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第59号、高森町税条例の一部改正については、12月11日午後1時から、第3・4委員会室において、税務課より桐原課長、後藤課長補佐、及び色見税務係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議しました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号、高森町税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第60号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第60号、高森町国民健康保険税条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第60号、高森町国民健康保険税条例の一部改正については、12月12日午前10時から、第3・4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐、及び杉田国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号、高森町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第61号 高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部改正について

- 議長（三森義高君） 議案第61号、高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

- 文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第61号、高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部改正については、12月12日午前10時から、第3・4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐、及び白石福祉係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号、高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第62号 高森町奥阿蘇特産品加工場条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第62号、高森町奥阿蘇特産品加工場条例の一部改正については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第62号、高森町奥阿蘇特産品加工場条例の一部改正について、12月13日午前10時から、第3・4委員会室において、産業観光課より後藤課長、甲斐課長補佐、及び荒牧農林振興係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

なお、指定管理者への移行に当たっては、協定書の内容について、十分なる検討を加えるとともに、住民の理解を得られる指定管理者制度となるよう要望するものであります。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号、高森町奥阿蘇特産品加工場条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第63号 高森町観光交流センター条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第63号、高森町観光交流センター条例の一部改正については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。
建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第63号、高森町観光交流センター条例の一部改正について、12月13日午前10時から、第3・4委員会室において、産業観光課より後藤課長、甲斐課長補佐、及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

なお、観光交流センターは、収益を目的とした施設でないことは理解できますが、特に、食のスペースの有効利用は、大きな課題であり、また、イベント会場としての利用促進を図ることも重要であることでもあります。このようなことから、指定管理者への移行に当たっては、十分に協定書の内容等について検討を加えるとともに、各種団体が連携し、有効利用できる体制づくりと住民の理解を得られる指定管理者制度となるよう要望するものであります。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号、高森町観光交流センター条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第64号 高森町営住宅条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第64号、高森町営住宅条例の一部改正については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第64号、高森町営住宅条例の一部改正については、12月13日午後1時から、第3・4委員会室において、建設課より瀬井課長、後藤課長補佐、及び工藤住宅係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号、高森町営住宅条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 6 5 号 高森町特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第 6 5 号、高森町特定公共賃貸住宅条例の一部改正については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。
建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3 番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第 6 5 号、高森町特定公共賃貸住宅条例の一部改正については、1 2 月 1 3 日午後 1 時から、第 3 ・ 4 委員会室において、建設課より瀬井課長、後藤課長補佐、及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第 6 5 号、高森町特定公共賃貸住宅条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 6 6 号 平成 1 9 年度高森町一般会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第 6 6 号、平成 1 9 年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4 番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第 6 6 号、平成 1 9 年度高森町一般会計補

正予算につきましては、12月11日午前10時から、第3・4委員会室において、総務課より岩下課長、村上課長補佐、それから岩下財政係長、広木企画係長、甲斐財産管理係長に、また総務係長は上京のため出席ができません、欠席されております。また、同じく12月11日午後1時から、税務課より桐原課長、後藤課長補佐、それから、岩下固定資産係長、色見税務係長、甲斐地籍調査係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第66号、平成19年度高森町一般会計補正予算については、12月12日午前10時から、第3・4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐及び各係長に出席を求め、また、同じく午前11時15分から、教育委員会より渡邊教育長、色見教育委員会事務局長及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第66号、平成19年度高森町一般会計補正予算については、12月13日午前10時から、第3・4委員会室において、産業観光課より後藤課長、甲斐課長補佐及び各係長に出席を求め、また、同じく、午後1時から、建設課より瀬井課長、後藤課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号、平成19年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第67号 平成19年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第67号、平成19年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第67号、平成19年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、12月13日午後1時から、第3・4委員会室において、建設課より瀬井課長、後藤課長補佐及び岩下水道係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号、平成19年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されま

した。

-----○-----

議案第68号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第68号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第68号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、12月11日午前10時から、第3・4委員会室において、総務課より岩下課長、村上課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 特別委員長報告について

○議長（三森義高君） 日程第3 特別委員長報告についてを議題といたします。

議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 甲斐直三君。

○議会広報特別委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

議会広報特別委員会の報告を行います。

議会広報特別委員会につきましては、12月14日午前10時から、第3・4委員会室において開催し、12月定例議会の広報誌づくりについて検討を行いました。この結果、議会だより「絆」第31号につきましては、2月12日に発行をすることに決定をしております。今回の初の日曜日開催となりました7名の各議員各位の一般質問を中心に、条例改正、一般会計補正予算等について編集をすることにしております。また、一般質問されました議員さん達には、早めに原稿をお願いしたいと思っております。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（三森義高君） 日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査事項について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（三森義高君） これで、本日の日程は全部終了しました。

一言、お礼の言葉を申し上げたいと思います。

10日から始まりました本会議も12月議会、本日をもって終了することとなりました。また、昨日は、日曜議会ということで、一般質問を提案いたしましたところ、各議員さん、また、各町長はじめ執行部の皆さん方にご了解をいただき、結果として、大変すばらしい一般質問の機会ではなかったろうかと思えます。議会の議員の皆さん方の一般質問も本当に町を思う気持ちの中での一般質問ではなかったろうかと思えます。これに対し、議長といたしましても、大変ありがたく感謝申し上げますところでございます。また、町長をはじめ執行部の皆さん方にも、この議会に

関します感謝とお礼を申し上げたいと思います。

最後になりますけれども、来年度すばらしい新春を迎えられますよう、ご祈念を申し上げ、本日のあいさつにかえたいと思います。

会議を閉じます。平成19年第4回高森町議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れでございました。

-----○-----

閉会 午前10時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成19年第4回定例会

平成19年12月発行

発行人 高森町議会議長 三森 義高
編集人 高森町議会事務局長 古澤 建生
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111